

第3部 各論

第1編 健康福祉部

第1章 健康福祉指導課

第1節 福祉人材班

第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納（債権番号4）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則、千葉県財務規則、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還事務取扱要領である。

2 法的性質

私債権である。

3 制度の概要

県は、平成20年度まで、福祉・介護の現場における人材確保のため、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設に通う者等に対して、修学資金の貸付けを行っていた（なお、平成21年度以降は、同様の貸付制度が、千葉県社会福祉協議会千葉県福祉人材センターにおいて継続されている）。

第2 未収金の概要

1 貸付と返還制度の概略について

- (1) 貸付制度の対象者は、県内の養成施設に在学している者、又は県外の養成施設に在学しており、かつ県内に住所を有する者であり、貸付金額は月額3万6000円である（千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例4条）。また、貸付けに当たっては、連帯保証人を立てることが条件とされている（同6条）。
- (2) 借受人は、卒業の日から1年以内に社会福祉士又は介護福祉士の登録を行い、千葉県内の社会福祉施設等において、介護又は相談援助の業務に7年間従事した場合は貸付金全額の返還が免除される制度となっている（同9条、同10条）。

なお、上記返還免除の条件を満たさず、修学資金の返還を要する場合、借り受けた金銭は、貸付けを受けた期間に相当する期間内に返還することとされ、返還方法

は月賦又は半年賦の均等払い方式で行うものとされる（同8条）。また、期限どおりに返還をしない者に対しては、延滞金を徴するものとされている（同11条）。

- (3) 修学資金の返還は、①養成施設を卒業した後、県内において社会福祉士等の業務に引き続き7年間従事したとき、②前記①の業務従事期間中に、業務上の事由で死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、にはその全部について免除がなされる（同9条）。また、条例上一部免除の規定ももうけられている。

2 未収金額等

上記の貸付制度により当時県が貸付けを行った対象者の中で、返還免除の条件を満たさず、返還義務が生じた修学資金貸付金のうち、返済が滞納している債務者の債務が未収金となるが、その金額は、平成27年度決算によれば、46万8000円である。

3 未収金額の推移

未収金の推移

	件数	未収金額（円）
平成20年度	8	2,049,600
平成21年度	4	1,734,000
平成22年度	4	1,406,000
平成23年度	4	1,178,000
平成24年度	4	832,000
平成25年度	3	608,000
平成26年度	3	518,000
平成27年度	3	468,000

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部健康福祉指導課であり、福祉人材班が担当しているが、徴収業務を担当しているのは、1名の職員である。

2 債権管理マニュアル

「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領」が存在する。
※ただし、主務課によると、平成25年4月1日に施行されたマニュアルであり、同日以降に返還決定を受けた借受者についてのみしか直接の適用はないとされているが、主務課によれば、それ以前に返還決定を受けた借受者についてもできる限りこれに沿った対応を心がけているとのことである。

3 未納者に対する手続

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領によれば、未納者に対する返還事務は、以下のように行われる。

- (1) 主務課は、調定事務を行った上で、納期限の15日前に納入通知書を借受者に送付する。
- (2) 未納者に対しては、納期限経過後20日以内に督促状を送付する。督促後も納付がない者に対しては、適時電話による督促を行い、即時完済ができないと見込まれる者に対しては分納を指導し、返還猶予の条件を満たしていると思われる者に対しては、申請について指導するものとされている。
- (3) 3カ月以上滞納している者については催告書を送付する。併せて保証人に対する請求を実施する。5カ月以上滞納している者については、家庭等を訪問し、返還についての助言指導を行う。
- (4) 訪問後1カ月経過しても納入のない滞納者については、保証人に対して再度返還指導依頼をする。訪問後の返還指導以来後、1カ月経過しても納入がない場合は、保証人に対して連帯保証債務の履行請求を行う。
- (5) 資産・収入の状況から納入が可能と見込まれる者で、再三の指導、催告にもかかわらず、正当な理由なく納入しない状態が続いている者に対しては、必要に応じて裁判所に対して支払督促の申立をする。

4 債権管理簿について

主務課において、債務者ごとの個別ファイルは作成していない。

その結果、貸付時の契約書、分納の際の納付誓約書及び納付計画書、調定に関する書類、納付済みの納付書等、債権管理に必要な書類の集約が一切なされておらず、これらの書類は、年度毎に作成された様々な種類の簿冊の中に、期日どおりに返還を行っている者も含めて、未整理のままに単純に作成日順に綴じられている状況で

ある。

そのため、例えば、特定の債務者に関する特定の書類が必要になっても、その書類が作成された年度を特定することから始め、さらにその年度のその種類の書類を綴じ込んだ簿冊の全てを探さなければならないことになる。また、一覧性を欠くため、債務者ごとの事実経過の把握についても非常に効率が悪い状況となっている。

5 管理の実態

(1) 債務者の特徴

貸付制度が終了した平成21年度以降も、毎年10名から50名程度、修学資金の返還対象者は新規に生じているが、ほとんどの返還対象者は返還期限に添った返還を継続しており、平成22年度以降は、新規の未納者は現われていない。

そのため、現在の未収金債権の債務者（3名）は、いずれも平成20年度以前に返還対象者となった長期滞納者ばかりである。

(2) 各債務者の債権発生・回収状況

現在の未収金債権の債務者3名についての回収状況は以下のとおりである。

なお、対象者は、約定の返還期限を経過した後に、いずれも県に対して納入誓約書と納入計画書を提出し、県の担当者との間で月額1万円の分割納付を約束しているが、その約束を履行できていないのが現状である。

① 平成13年度貸付者

貸付額43万2000円を、平成17年2月から平成18年1月まで、毎月3万6000円ずつ返還する義務が存在する。

しかしながら、平成17年度に7万2000円（3万6000円×2回）を返還後、平成23年度まで返還はなく、その後、平成24年度から毎年2～3万円ずつ（1万円を2回から3回）返還しているものの、平成27年度決算までに返還した金額は合計17万2000円にとどまり、平成27年度末時点での未収金額は26万円である。

② 平成14年度貸付者

貸付額86万4000円を、平成18年2月から平成19年8月まで、半年に一度、21万6000円ずつ返還する義務が存在する。

しかしながら、平成17年度に21万6000円を返還後、平成20年度ま

では返還がなく、その後、平成21年度から毎年2万～12万円ずつ（1万円を平成21年度は2回、同22年度は10回、同23年度は12回、同24年度は10回、同25年度は6回、同26年度は6回、同27年度は3回）返還しているものの、平成27年度決算までに返還された金額は合計70万6000円にとどまり、平成27年度末現在の未収金額は15万8000円である。

③ 平成7年度貸付者

貸付金額86万4000円を、平成15年8月から平成17年7月まで、毎月3万6000円ずつ返還する義務が存在する。

そして、借受者が途中で破産・免責決定を受けたことから、現在の納付者（平成17年9月9日付で納付誓約書を提出）は連帯保証人となっている。ただし、借用書に記載された連帯保証人と現在の納付者とは別の人間となっており、所管課では連帯保証人が変更された経緯について把握できていない。

そして、借受人及び連帯保証人によって平成22年度までに81万4000円が返還され、平成27年度末現在の未収金額は5万円であるが、平成23年度以降は納付がまったくなされていない状況である。その理由は、連帯保証人が平成22年度までの返還で完済と主張しているのに対し、県は支払年月日及び支払額を疎明する資料を整理できず、連帯保証人に対してこれらを示した有効な反論・説得等を行うことができないためである。

(3) 連帯保証人に対する請求

現在の未収金債権の債務者は、長期滞納者ばかりであるが、②の事例においては、連帯保証人に対する履行の請求（自治法施行令171条の2第1号）を行っておらず、連帯保証人に対する請求を一切行っていない。

また、①の事例については、連帯保証人に対する履行の請求については平成18年度に行っているようであるが、連帯保証人が請求を無視しているにもかかわらず、その後、一切督促はなされておらず、また、不動産調査や訪問調査など、行い得る資産調査も一切行なわれていない。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部健康福祉指導課福祉人材班に対するヒアリングを行い、

債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 延滞利子の不徴収

平成25年4月にマニュアルを制定する以前は、条例に定められた延滞利子の請求・徴収を行っておらず、現在債権管理中の上記①乃至③の長期延滞者に対しても一切行っていないが、これは条例11条に明らかに違反しており、延滞利子の徴収を行うべきである。

2 連帯保証人からの回収努力の懈怠（事例①②について）

主務課では、借受者が破産・免責を受け、連帯保証人が支払義務を引き継いだとされる上記③の事例を除き、連帯保証人に対する請求を満足に行っておらず、財産調査等の債権回収行為も一切行っていない。

主務課によれば、「借受者との連絡は取れており、支払意思が認められることから行っていない」とのことであったが、上記①及び②の長期延滞者はいずれも月額1万円の分納の約定に対して、年2～3回しか支払っておらず、前述のマニュアルに照らして考えても、連帯保証人に対する請求が必要なケースであると言える。

それにもかかわらず、②の事例については連帯保証人に対する履行の請求自体を行っておらず、①の事例についても、連帯保証人が履行の請求を無視しているにもかかわらず、さらなる請求を行っていないばかりか、財産調査等も行っていない。

県は、連帯保証人に対しても積極的に督促行為を行い、必要な財産調査を行った上で、場合によっては訴訟提起を行うなど、回収に向けた努力を行うべきである。

3 債務者ごとの債権管理簿の不作成

本未収金債権は、制度設計上、貸付から返還開始まで数年単位で経過することが珍しくなく、また、返還に際しても期日どおりに返還を行っても2年間、上記①乃至③のように延滞が生じた場合には10年近くにわたり債権管理が必要な債権である。

そのような長期にわたる債権の管理に際し、債務者ごとの個別のファイルを作成することなく、必要な書類が様々な年度の様々な簿冊にバラバラに綴じ込まれていたのでは、一覧性を欠き事実経過の把握にも支障を生ずることにもなりかねない。

実際に、上記③の事例においては、連帯保証人の全額納付済みとの主張に対して、③の事例における納入日時と納入額の具体的特定ができず、これを示すことができないために有効な反論と説得が行えていない。また、同様に上記③の事例では、貸付段階で連帯保証人として署名している人物と現在連帯保証人として納付を行っている人物とが異なるという返還事務の正当性を疑われかねない事態が生じているが、主務課がその経緯を把握できていない。

もちろんこれは、県で貸付けを行っていた当時の担当者から続く問題であり、現在の主務課に固有の問題ではないが、いずれにしろ早急に改善が必要であることについては疑いがない。

以上より、債務者ごとの個別ファイル化については、上記①乃至③の事例だけでなく、現在返還対象とされているものの、約定の期日どおりに返済されている債務者も含めて、早急に作成がなされるべきである。

4 長期延滞者に対する不対応（事例③について）

上記③の事例については、連帯保証人が平成22年度から「全額納付済み」との主張を行い、納付の意思を見せていないにもかかわらず、債権回収に向けた具体的な行動を何ら取らずに放置された状態となっている。

これは、前述のように債務者ごとの簿冊を作成しておらず、事実経過や納付事実の確認が十分にできなくなっていることが原因であるが、納付者がまったく納付意思を見せていない以上、このまま放置することは許されない。速やかに上記③の事例に関する債務者ごとの債権管理簿を作成するとともに事実経過を調査し、その調査した事実を元に、さらに納付を促し、また、具体的回収手段についてさらに検討すべきである。

なお、上記③の事例の連帯保証人に対しては、平成27年7月に電話で催告を行っているようである。しかしながら、上記③の事例の連帯保証人は、「全額支払い済み」という主張の元に長期間支払いを拒絶しており、その翻意の可能性も見えないのであるから、この段階で単に電話による督促を行ったとしても、債権回収に向けた意味ある行為と評価することはできない。

第6 意見

1 電話督促以外の督促手段の不行使

上記①及び②の事例について、月額1万円の分納を約束した後でも、年に2～3回しか納付を行わず、長期滞納となっているにもかかわらず、平成22年1月に法的手段を一度検討したのみで（ただし、最終的には法的手段は取られていない）、電話督促以外の回収手段や資産調査についても、ほとんど検討がなされていない。

上記①及び②の事例においては、債務者は現在も就労していて、主務課は就労場所も把握しており、連帯保証人も徴集していることからすれば、有効かつ効率的な債権回収方法は多数存在すると思われる。

そこで、可能な財産調査を行った上で、効果的な債権回収の方法を検討することが望ましい。

2 債権管理マニュアルの適用範囲

主務課では、債権管理マニュアルにあたる千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領を作成し、平成25年4月1日に施行している。主務課によれば同マニュアルは、同日以降に返還決定を受けた借受者に対してのみ直接の適用がないものとされているようであるが、せつかく多大な労力を用いて詳細なマニュアルを作成したのであるから、全債権に対して適用することを検討されたい。

第2節 生活保護班

第1款 生活保護費弁償金（債権番号5）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は生活保護法である。

2 債権の種類と概要

生活保護法に返還、徴収等が定められている債権であり、理論的には、以下の4つのケースが考えられるが、Ⅱ及びⅢの債権は県内で発生しておらず、県が債権管理を行っている債権は、ⅠとⅣの債権のみである。

Ⅰ 生活保護法63条に基づく返還金

被保護者に資力が存在するものの、資力の活用が直ちに図れないなどの理由により保護を行った場合に、事後的にその費用を返還させるものである。

例えば、生活保護を求めてきた者が、交通事故による損害賠償請求権を有していたものの、示談交渉等の進展が遅く、その賠償金の入金を待っていては先に手持ち金が尽きてしまい生活が成り立たない場合に、生活保護の支給を先行して行い、賠償金の入金後に事後的にその費用の返還をしてもらう場合などがあげられる。

Ⅱ 生活保護法76条の2に基づく債権

被保護者の医療扶助等の事由が第三者の行為によって生じた場合に、県が支弁した医療扶助等の限度で、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得するというものである。

Ⅲ 生活保護法77条に基づく徴収金

民法に規定されている扶養義務者から県が費用徴収を行う場合の徴収金であり、金額は扶養義務者と実施機関との協議に基づき決定される。

Ⅳ 生活保護法78条に基づく徴収金

被保護者が不正な手段で保護費を受給した場合に、県が被保護者からその不正に受給した金額全額を徴収するものであり、いわゆる「不正受給」と言われるものである。

被保護者が生活保護受給中に稼働して就労所得を得ていたにもかかわらず、その収入を申告せずにいた場合や、申告はしていたものの過少申告をしていたケース、

生活保護受給後に、年金受給権があることに気づいて受給申請したものの、年金受給の事実を県に隠していたようなケースがあげられる。

3 法的性質

「I 生活保護法63条に基づく返還金」は非強制徴収公債権である。

「IV 同法78条に基づく徴収金」は、いわゆる平成26年改正で強制徴収公債権化されたことから、平成26年7月1日以降に支弁した生活保護費に関する徴収金は強制徴収公債権、それ以前に支弁した生活保護費に関する徴収金は非強制徴収公債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

78件 3041万2800円

2 未収金の推移

	件数（件）	未収金額（円）
平成20年度	12	8,036,552
平成21年度	7	8,154,472
平成22年度	9	7,890,970
平成23年度	26	7,837,484
平成24年度	29	8,392,608
平成25年度	41	16,052,575
平成26年度	58	25,099,890
平成27年度	78	30,412,800

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部健康福祉指導課であり、同課生活保護班が担当しているが、実際の債権管理は出先機関である印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房及び松戸の合計7つの健康福祉センターで担当している。なお、県が管理する生活保護費弁償金は、町村部の住民に関する生活保護業務において発生する債権であり、市が管理

するものは除かれる。松戸健康福祉センターで担当する生活保護費弁償金のうち、県が管理するものは、野田市に編入される前の旧関宿町が所管していた生活保護業務において発生したもののみである。

2 債権管理の流れ

生活保護費弁償金の債権管理については、概ね、以下のような流れで行われている。

(1) 生活保護法63条に基づく返還金及び強制徴収債権化される前の同法78条に基づく徴収金の場合

- ① 生活保護法63条、78条等に該当する事由が発覚したときは、返還（徴収）決定を行い、調定をし、債務者（被保護者）に対して納入の通知を行う（自治法231条、自治法施行令154条1項、2項）。

なお、調定については、返還（徴収）決定がなされた債権全額を一度に調定すること（一括調定）が原則であるが、明らかに全額を一括で返還できない場合には、自治法施行令171条の6の規定に基づき、履行延期の特約を行うことにより分割して調定を行うことが認められている（分割調定）。

- ② 納付書記載の納入期限までに納付がない場合には、自治法施行令171条に基づく督促を行う。
- ③ 督促後も納付がなされない場合は、債務者の状況により、下記のように手順が分かれる。

I 債務者が行方不明等の場合

自治法施行令171条の5の要件を満たす場合には同条に基づいて徴収停止を行い、時効期間経過後、不納欠損処理を行うことが可能であるが、徴収停止に向けた調査等を行われていない。

II その他の場合

分割納付額の調整などを通じて、あくまで債権の回収を目指している。特に、債務者が生活保護継続受給中の場合には、担当ケースワーカーと連携して月々の分納額を調整した上で、ケースワーカーからも支払いを行うよう促してもらい、などの工夫は各健康福祉センターで行っていた。

なお、法令上は、長期間無資力の状態が続いた債務者については、自治法施行令

171条の7の規定に基づく免除という手段を執ることも可能であるが、①原資が税金であることから安易に免除すべきでない、②生活保護受給者は元々低所得者ばかりであり、それでも少額ずつ返還を継続してくれる債務者が多数いる中で、免除者と非免除者を区別する合理的な基準が見いだせない、などの理由で、県としては免除を行わない方針である。

(2) 強制徴収債権化された後の生活保護法78条の徴収金の場合

- ① 生活保護法63条、78条等に該当する事由が発覚したときは、返還（徴収）決定を行い、調定をし、債務者（被保護者）に対して納入の通知を行う（自治法231条、自治法施行令154条1項、2項）。
- ② 納付書記載の納入期限までに納付がない場合には、期限を指定した上で督促を行う（自治法231条の3）。
- ③ 督促において指定された期限までに納付すべき金額が納付されない場合には、国税徴収の例により徴収することができる（生活保護法78条4項）。

しかし、債務者は原則として生活保護者であって返還可能な資産を有さないことが大半であり、差押等の滞納処分は功を奏さないと考えられることから、県では、滞納処分に着手する以前に、ケースワーカーなどを通じて自主的納付の呼びかけや催告を繰り返し行い、分割納付の誓約をさせた上で、少額の弁済を継続的に行わせることが多い。

なお、安易に滞納処分の執行停止等を行わず、あくまでできる限りの回収を目指す方針については、非強制徴収公債権の場合と同様である。

3 管理の実態

(1) 督促行為について

健康福祉センターによっては、保護課課長と債権管理を担当する経理担当者などで全債務者について半年に1度程度の割合で戸別訪問を行っているところがあり、戸別訪問によって、時効中断のために債務承認をさせる書面の取得に結びついたり、転居や対象者の死亡を早期に把握できた例が見受けられた。

ただし、督促の手法等については各センターに任されており、生活保護費弁償金と同様、人手が足りない等の理由で戸別訪問や電話による督促にまで手が回らないところが多く、文書による催告のみにとどまっているセンターが多く見られた。

また、財産調査等を行っている健康福祉センターはほとんどなかった。

(2) 債権管理書類の書式や記載内容について

各健康福祉センターは、債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類をそれぞれ独自の方法で作成して、債権管理を行っていた。

すなわち、各健康福祉センターにおいては、債権管理のために経理関係の簿冊を複数作成していたが、その簿冊の名称については、「歳入証拠書類」「債権管理簿」「生活保護費弁償金(過年度)」など、各センターごとに異なる名称がつけられており、綴じられている書類の内容・種類についても、各センターでバラバラな状態であり、統一がまったくなされていない状態である。

また、書式についても、調定伝票、納付書、債権管理簿、収入未済金整理表など一定の書式については、各センターで共通の書式を使用していたものの、債権管理を行う上で中核となる書類である債権管理簿と収入未済金整理表については、書式への記載方法が、各センターによって微妙に異なっていた。

さらに、債務者側が分納を申し出る際に記載する書式についても、書面の名称や記載内容が統一されておらず、各健康福祉センターがそれぞれ独自に作成している状況であった。

そのため、健康福祉センターによって、簿冊を閲覧しただけで各債務者の返済状況や納付済み納付書など、裏付け資料の有無が把握できるセンターと、そうでないセンターとに分かれてしまい、簿冊の視認性に大きく差が生じている。

(3) 相続人調査について

健康福祉センターによっては、債務者が死亡しているにもかかわらず、相続人調査を行わずに数年が経過し、その間、毎年、未納金額の繰越調定をただ繰り返すだけになっているものが散見された。

また、債務者が死亡し、その両親や兄弟等の内、特定の1名に対してのみ納付書等を送付しているものの、支払いを得られないまま時が経過しているケースも散見されたが、これらの件でも、相続人調査を行った上で特定の人物に対して納付書等を送付しているわけではなく、単に連絡窓口となった人間に対して納付書等を送付しているだけであり、相続人調査は行われていなかった。

(4) 所在調査について

債務者が生活保護継続中に行方不明となったことから、生活保護が廃止されているにもかかわらず、債権管理だけが継続しているケースが見られた。

これらのケースでは、戸籍の付票や住民票の請求を行って、所在調査を行っていることがほとんどであったが、いずれも不定期の請求であり、定期的に請求を行って所在把握に努めているケースはなかった。

また、所在不明になってから相当程度経過しているケースも存在したが（非徴収公債権のケース）、閲覧したケースの中には、徴収停止を行ったり、徴収停止を行う前提となる財産調査（非強制徴収公債権であることから、所在調査や以前の居所の調査、親族等の関係者がいる場合には関係者への聞き取りなど）を行っている例はなかった。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部健康福祉指導課生活保護班に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同班に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理は、県の出先機関である7カ所の健康福祉センター（印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房、松戸）で行っていることから、その中で管理件数が比較的多い3カ所（印旛、山武、長生）の健康福祉センターを訪問し、債権管理簿の閲覧調査を行った。

第5 指摘事項

1 相続人調査の不徹底

健康福祉センターによっては、債務者が死亡しているにもかかわらず、相続人調査を行わずに数年が経過しているものが散見された。

債務者が死亡した場合、相続人が複数存在した場合には、相続人全員に支払いを請求する必要があることからすれば、特定の親族等が直ちに支払ってくれるような場合を除いては、速やかな相続人調査を行うべきである。

2 所在不明者の取扱いについて

生活保護受給者が所在不明となった場合、住民票を移転しないで所在だけをくら

ますケースも多く、所在が判明しないまま長期間経過することもまま見られるが、その場合にも特段の調査をせずに時効期間経過を待つことは妥当でない。債務者がそれまでは生活保護受給者であり、資産を有していない蓋然性が高いことからすれば、非強制徴収公債権の限度で行える財産調査を行うことによって、「差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」（自治法施行令171条の5第2号）を満たすと考えられることから、所在調査を行っても所在が判明しない場合には、徴収停止の要件を満たすと考えられる。そこで、定期的な所在調査と並行して一定期間経過後に財産調査を行い、徴収停止の要件を満たす場合には、徴収停止とすべきである（ただし、非強制徴収公債権の場合）。

第6 意見

1 経理関係のファイルにおける書式や記載内容の不統一

債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類に至るまで各センターにおいてそれぞれ独自の方法で行っていたことから、簿冊の視認性・一覧性に大きな差が生じていた。

もちろん、簿冊の視認性に劣った健康福祉センターにおいても、各担当者が債権管理状況を把握するためのエクセルファイルなどを別に独自に作成していることが多く、担当者に質問を行うと、当該エクセルファイルに記載があることを前提に即座に回答をしてくれるなど、債権の状況についてはきちんと把握ができているようである。

しかしながら、各担当者が個別に独自の方法で管理を行い、簿冊だけでは債権の状況を全て把握できない状況では、担当者が交代する際の引継や業務の習熟などに時間を要することが想定される。

また、債権管理についてのマニュアル等も作成されていないことから、業務に不慣れな担当者が疑問点を抱いても、前任者などにいちいち問い合わせを行わなければ解決できず、その点でも非効率である。

以上より、簿冊の名称や綴じ込む書類の内容、書式や記載方法について統一し、同時に債権管理マニュアル等の作成を行うことが望ましい。

その際には、担当課がイニシアチブを取った上で、現在の各健康福祉センターの

それぞれの管理方法等を調査・研究し、それぞれの管理方法のよいところを取り込むなどして行うことが期待される。

2 督促行為の不統一

健康福祉センターによって、督促行為の手段等について独自の工夫や取り組みを行っているところが見られた。

しかしながら、このような意欲的な取り組みがあっても、定例の情報交換のための会議等がなく、健康福祉センター間での情報交換等がないことから、他の健康福祉センターに広がっていったいない。

債権管理の効率化、有効性の向上の観点からは、担当課がイニシアチブを取り、回収に成功した事例や債権回収に向けた各健康福祉センターの優れた取り組みなどを他の健康福祉センターに紹介し、業務の工夫について共有させる等の取り組みを行うことが望ましい。

第2款 生活保護費過年度分返還金（債権番号6）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は生活保護法である。

2 法的性質

非強制徴収公債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

17件 75万9498円

2 未収金の発生（概要）

生活保護を実施する過程で発生する債権であり、保護費に過支給が生じた場合に
戻り入れをすべきものが該当する。

具体的には、保護の停止、廃止又は変更の決定に伴って発生する場合と、保護の
決定額と異なる額を誤って支出したことによって発生する場合があります。前者の例と
しては、月の途中で被保護者が死亡して保護が廃止されたが、保護費は当月分が前
渡しされているため、死亡日以後の日割額が過支給となって返還対象となる場合が
揚げられる。また、後者の例としては、計算ミス等により生活保護費の過支給が発
覚し、更正決定等を行った上で返還対象となる場合などがあげられる。

3 未収金額の推移

	件数（件）	未収金額（円）
平成20年度	5	287,711
平成21年度	6	373,886
平成22年度	5	366,839
平成23年度	7	326,839
平成24年度	5	276,547
平成25年度	4	216,608
平成26年度	13	503,268
平成27年度	17	759,498

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部健康福祉指導課であり、生活保護班が担当しているが、実際の債権管理は出先機関である印旛、香取、山武、長生、夷隅及び安房の合計6つの健康福祉センターで担当している。なお、県が管理する生活保護費過年度分返還金は、町村部の住民に関する生活保護業務において発生する債権である。

2 債権管理の流れ

生活保護費過年度分返還金の債権管理については、概ね、以下のような流れで行われている。

- (1) 生活保護費過年度分返還金が生じる事由が発生したときは、返還（徴収）決定を行い、調定をし、債務者（被保護者）に対して納入の通知を行う（自治法231条、自治法施行令154条1項、第2項）。

なお、調定については、返還（徴収）決定がなされた債権全額を一度に調定すること（一括調定）が原則であるが、明らかに全額を一括で返還できない場合には、自治法施行令171条の6の規定に基づき、履行延期の特約を行うことにより分割して調定を行うことが認められている（分割調定）。

- (2) 納付書記載の納入期限までに納付がない場合には、自治法施行令171条に基づく督促を行う。
- (3) 督促後も納付がなされない場合は、債務者の状況により、下記のように分かれる。

① 債務者が行方不明等の場合

自治法施行令171条の5に基づいて徴収停止を行い、時効期間経過後、不納欠損処理を行うことが可能であるが、徴収停止に向けた調査等は行われていない。

② その他の場合

分割納付額の調整などを通じて、あくまで回収を目指している。生活保護費弁償金と同様、債務者が生活保護継続受給中の場合には、担当ケースワーカーと連携して月々の分納額を調整した上で、ケースワーカーからも支払いを行うよう促してもらう、などの工夫を各健康福祉センターにおいて行っているが、生活保護費過年度分返還金の場合には、生活保護が終了しているケースも多く、その場合には、担当者のみで督促等を行うこととなる。

なお、自治法施行令171条の7の規定に基づく免除という手段を行わない方針であることも生活保護費弁償金と同様である。

3 管理の実態

(1) 督促行為について

健康福祉センターによっては、保護課課長と債権管理を担当する経理担当者などで全債務者について半年に1度程度の割合で戸別訪問を行っているところがあり、戸別訪問によって、時効中断のために債務承認をさせる書面の取得に結びついたり、転居や対象者の死亡を早期に把握できた例が見受けられた。

ただし、督促の手法等については各センターに任されており、生活保護費弁償金と同様、人手が足りない等の理由で戸別訪問や電話による督促にまで手が回らないところが多く、文書による催告のみにとどまっているセンターが多く見られた。

また、財産調査等を行っている健康福祉センターはほとんどなかった。

(2) 債権管理書類の書式や記載内容について

各健康福祉センターが、債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類をそれぞれ独自の方法で作成して、債権管理を行っている。

そのため、健康福祉センターによって、簿冊を閲覧しただけで各債務者の返済状況が把握できるセンターと、そうでないセンターに分かれてしまい、簿冊の視認性に大きく差が生じていた。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部健康福祉指導課生活保護班に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同班に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理は、県の出先機関である6カ所の健康福祉センター（印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房）で行っていることから、その中で件数の多い3カ所（印旛、山武、長生）の健康福祉センターを訪問し、債権管理簿等の閲覧調査を行った。

第5 指摘事項

1 財産調査の不徹底

生活保護費過年度分返還金の場合には、生活保護が廃止されているケースが多く、廃止理由によっては（稼働収入が得られるようになったことから廃止されたケースや、資産が入ったことから廃止されるようなケース）、回収が可能になるケースも存在し得る。

また、生活保護費過年度分返還金の場合には、生活保護が廃止されているケースが多い結果、担当ケースワーカーと連動して回収するということができず、そのため、担当者が主導して債権回収に動かなければならない必要性が高い。

しかしながら、各健康福祉センターにおいて、積極的に所在調査や財産調査等を行っているケースは少なく、書面による督促のみに陥り、時効消滅による不納欠損処理に至るケースが多い。

そこで、積極的に財産調査及びそれに続く法的手段も含めた回収方法の検討を行うべきである。

第6 意見

1 経理関係のファイルにおける書式や記載内容の不統一

生活保護費弁償金と同様に、各健康福祉センターが、債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類をそれぞれ独自の方法で作成していることから、健康福祉センターによって簿冊の視認性に大きく差が生じていた。

そこで、債権管理の効率化の観点からは、担当課において、簿冊の名称や綴じ込む書類の内容、書式や記載方法について統一し、同時に債権管理マニュアル等の作成をすることが望ましい。

2 督促行為の不統一

生活保護費弁償金と同様、督促行為についても、各健康福祉センターによって行っている督促行為がまちまちである。

そして、健康福祉センター間での情報交換等が存在しないことから、あるセンターが行っている独自の工夫が、そのセンターのみにとどまってしまい、他の健康福

祉センターに波及していない。

そのため、債権管理の効率化、有効性の向上の観点からは、担当課がイニシアチブを取り、回収に成功した事例や債権回収に向けた各健康福祉センターの優れた取り組みなどを他の健康福祉センターに紹介し、業務の工夫について共有させる等の取り組みを行うことが望ましい。

第2章 児童家庭課

第1節 企画調整班

第1款 保育士等給食費実費徴収金（債権番号8）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は民法である（規則等はない）。

2 法的性質

私債権

3 債権の内容

千葉県中央児童相談所において、一時保護されている児童と給食（夕食・朝食）をともにする際の生活指導員（嘱託職員）の給食費の未払い分である。

第2 未収金の概要

平成27年度末未収債権数：1

平成27年度末未収額：2208円

生活指導員（嘱託職員）1名（以下、「債務者」という。）の平成28年2月の3日分の給食費（1日あたり夕食446円、朝食290円）2208円の債権が発生した。

納期限である同年3月30日までに納付がなかったため、同年4月16日に、期限を同年4月27日と定めて督促状を債務者に発付したが、納付がなかった。（なお、債務者は同年3月31日をもって退職した。）

その後、電話で催告を行ったが、同年5月31日までに納付されなかったため、収入未済となった。

同年6月10日、収入未済金の繰越処理に伴い、納付書を債務者に送付するとともに、電話での催告を行った。

その結果、同年7月6日に債務者より納付があり、未済は解消した。

第3 債権管理の実態

前記第2のとおりである。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課に対するヒアリングを行った。

第5 指摘事項

指摘すべきことはない。

第6 意見

1 給食費を徴収することが相当かどうか。

児童相談所の児童と食事をする際の給食費を職員負担とすることは、①食事は、児童と共に食べる業務であり、いわば経費であること、②少額であり、徴収の費用に照らして経済的でないこと、から相当とは思われないので、検討されたい。

(職員からの聴き取りによるとかつては県負担となっていた可能性があるが、遅くとも平成23年度には職員負担となったものである)。

2 給食費の徴収方法が相当かどうか。

1カ月分の給食費の納付書を発行して、千葉銀行に納付させる方式であり、手間を要する。しかし、職員の給与からの天引きは、条例上認められていない(嘱託職員については、財務システムの仕組上もすることができない)。

第2款 交通事故賠償金（債権番号9）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は民法709条である。

2 法的性質

私債権

第2 未収金の概要

平成27年度末未収債権数：1

平成27年度末未収額：26万3330円

平成23年7月11日午後3時ころ、東上総児童相談所の公用車（県所有）が債務者運転車両より追突の被害を受けたものである。

本件事故により、47万3330円（修理代42万円、代車料5万3330円）の損害が県に生じた。これにより、県は債務者に対して同額の不法行為債権を有したことになる。

平成24年2月13日、県は債務者との間で本件事故についての示談を行い、債務者が平成24年2月から毎月16回払い（3万円×15回、最終回2万3330円）で支払う旨の合意がなされた。

その後債務者は合意に基づき、第7回（平成24年8月分）まで計21万円の支払いをしたものの、それ以降の支払いがなされておらず、26万3330円が未済となったものである。

第3 債権管理の実態

債権が未済となった後、県は、催告書の送付をしているが、債務者の支払はなく、また連絡もない。催告の架電もしているが、電話は通じない状況である。平成27年9月18日に債務者宅の訪問をし、納入依頼文と納入通知書を渡している。債務者からは、「現在、生活保護を受けている状況なので、交通事故賠償金の支払いは無理である」と言われている。直近では平成28年5月に催告書（納付書添付）を送付している。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

- 1 最後の納付が行われた平成24年9月28日から、消滅時効の中断措置がなされないまま、3年の消滅時効期間が経過しているため、債務者が消滅時効を援用すれば、債権は消滅する。時効中断措置を執らなかったことは、適法ではない。時効中断措置を執るべきであった。
- 2 債務者の説明によれば、債務者は生活保護受給者である。債務者から生活保護の受給証明書を提出させて、生活保護受給者である事実を確認の上、自治法施行令171条の6第4号を適用して履行期限を延長すべきである。その後生活保護に至った経緯及び生活状況を調査して、債権放棄を検討すべきである。

なお、時効中断措置を執らないで、消滅時効の期間経過を待って、債務者に対して消滅時効の援用を促して、その援用を受けて不納欠損処理をすることは適法ではない。

第6 意見

意見はない。

第2節 ひとり親家庭班

第1款 児童扶養手当返還金（債権番号10）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、児童扶養手当法（法律）、児童扶養手当法施行令（政令）、児童扶養手当法施行規則（省令）及び児童扶養手当過誤払収納管理要領（千葉県要領）である。

2 法的性質

児童扶養手当返還金には、①偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者に対して返還を求めるもの（不正受給に基づく場合）と、②誤って支給要件を欠く者に手当を支給した場合に返還を求めるもの（過誤払いに基づく場合）の2種類がある。

このうち①不正受給の場合は、児童扶養手当法23条1項に「国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と定められているので、その法的性質は強制徴収公債権に当たる。

他方、②過誤払いに基づく場合は、上記のような強制徴収効を認める明文規定はなく、強制徴収公債権には当たらない。過誤払いは一種の不当利得を構成するものだが、児童扶養手当返還金は支給認定の取消処分によって発生すると解されるので、私債権ではなく非強制徴収公債権に該当する。

3 児童扶養手当について

児童扶養手当返還金は、いったん支給された手当の返還を求めるものであり、手当の支給を前提としている。そこで、以下では、児童扶養手当制度の概要を述べる。

(1) 制度の目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする（児童扶養手当法1条）。

(2) 支給対象者・支給要件

次の①～⑨のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）児童を監護する母又は

当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父、もしくは、父又は母にかわってその児童を養育している者に支給される。

- ① 父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める障害の状態にある児童
- ④ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 船舶や飛行機の事故等により、父又は母の生死が3か月以上明らかでない児童
- ⑧ 婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

ただし、以下のア～ウに該当する場合は、手当を受けることができない。

ア 申請する者や児童が日本国内に住所を有しないとき

イ 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき

ウ 児童が父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含み、政令で定める障害の状態にある者を除く)に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき
過誤払いに基づく児童扶養手当返還金の多くは、受給者が上記ウの事由に該当して支給要件を喪失したにもかかわらず、届出の遅延等のため、誤って手当を支給してしまった場合に発生している。

(3) 支給額(平成28年8月以降)

児童数が1名で、所得による支給制限を受けない全部支給の場合は4万2330円、一部支給の場合は受給者の所得に応じて9900円から4万2320円が支給される。児童の数が増えると、最大で1万円が加算される。

(4) 支給月

原則として、毎年4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11

月分) の年3回に、当該月の前4カ月分が支払われる。

(5) 受給者数 (国支給分を除く。単位：人)

	総 数	生 別 世 帯		死 別 世 帯	未 婚 の 世 帯	障 害 者 世 帯	遺 棄 世 帯	D V 世 帯	その他の 世 帯
		離 婚	その他						
平成26年 3月 末	39,491	32,518	30	443	3,346	100	145	38	999
	(1,455)	1,640	1	195	8	17	11	0	
平成27年 3月 末	39,631	32,338	33	445	3,473	101	145	34	1,009
	(1,496)	1,685	115	183	34	25	11	0	
国全体 (平成27 年3月末)	1,058,663	848,539	1,758	7,340	96,954	5,191	2,494		33,022
		55,073	39	5,816	638	1,613	186		

※ 上段：母子家庭 下段：父子家庭 ()内は町村分 国全体は平成27年3月末受給者数

(6) 支給を受けるための手続

① 事前相談・申請受付

支給を受けようとする者の居住する町村が、事前相談と申請の受付を行う。

② 健康福祉センターに申請書類等を送付

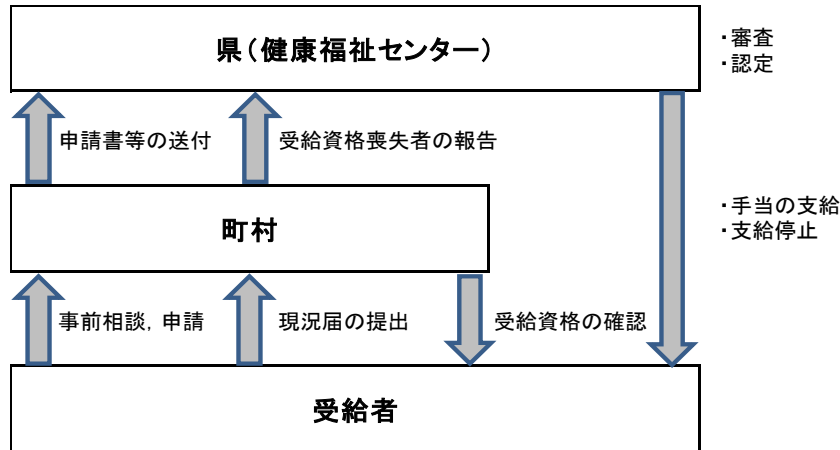
町村から所管の健康福祉センターに申請書類等が送付される。

③ 書類の審査、認定

県が行う。

④ 手当の支給等

手当の支給事務は県が行う。なお、各支払期前の受給者の資格要件を確認するため、町村は受給者の現況調査を行い、受給資格の喪失が判明した場合は県へ報告する。県はこの報告を受けて児童扶養手当の支給を停止する。また、受給者は、毎年8月中に、「児童扶養手当現況届」を提出しなければならない。



第2 未収金の概要

1 種類

前述のとおり、児童扶養手当返還金には、①不正受給に基づくものと、②過誤払いに基づくものの2種類があるが、現在、県が把握する限りでは不正受給の事案は確認されていない。よって、監査対象の未収金は、いずれも過誤払いに基づく児童扶養手当返還金である。

2 金額

平成27年度決算の未収金の件数は869件、金額は749万8378円である。

3 推移

- (1) 県全体の平成20年度から平成27年度までの児童扶養手当返還金の未収金の推移は、次表のとおりである。

(単位:千円)

年度	調定額 ※1	収入済額 ※2	不納欠損 ※3	未収金額 ※4
平成20年度	100,574	5,507	23,556	71,511
平成21年度	75,682	5,429	13,224	57,029
平成22年度	60,147	2,896	14,545	42,706
平成23年度	45,330	2,747	11,745	30,838
平成24年度	37,393	6,302	6,675	24,416
平成25年度	26,840	5,375	3,930	17,535
平成26年度	17,320	2,916	5,198	9,206
平成27年度	13,062	2,981	2,582	7,498

※1 「調定」とは、地方公共団体が歳入を収入するにあたって、納入義務者、納

入金額等を調査し、収入すべきことを決定する行為（地方公共団体の債権を会計手続上具体化するための内部意思決定行為）である。表の「調定額」には、過年度に発生した児童扶養手当返還金も含まれる。なお、平成26年度と平成27年度は、新たに発生した児童扶養手当返還金はない（平成26年度と平成27年度の調定額は、過年度に発生した返還金のみである。）。

※2 「収入済額」とは、当該年度中に県に納入された金額である。

※3 「不納欠損」とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであり、時効によって消滅した債権や免除・放棄が行われた債権等に対して行われるものである。県では、原則として、児童扶養手当返還金の免除・放棄は行っておらず、表に計上した不納欠損の額は、いずれも消滅時効が完成したものである（児童扶養手当返還金の時効期間は5年）。

※4 「未収金額」とは、当該年度中の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した金額（すなわち、次年度に繰り越される金額）である。

(1) 健康福祉センターごとの未収金の推移は、次のとおりである。

単位:円

センター名	平成23年度以前		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		債権額合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
習志野	121	595,658	20	28,000	18	58,740	21	63,000	19	127,090	872,488
市川	11	58,130			1	1,000	2	2,000	10	10,000	71,130
松戸	45	1,687,610	37	228,110	45	184,000	70	375,480	93	468,220	2,943,420
野田											0
印旛	48	1,011,880	26	430,010	3	13,750			15	290,860	1,746,500
香取					5	50,000	13	127,000	24	204,000	381,000
海匝											0
山武	1	10,000	12	120,000	12	120,000	12	120,000	36	210,000	580,000
長生			3	44,130			9	65,670	17	85,000	194,800
夷隅	44	220,000					1	1,000			221,000
安房									3	6,000	6,000
君津					6	60,000	12	120,000	12	120,000	300,000
市原	42	182,040									182,040
合計	312	3,765,318	98	850,250	90	487,490	140	874,150	229	1,521,170	7,498,378

4 発生原因

児童扶養手当返還金は、低所得者層を支給対象者としているため、生活困窮による未払が未収金発生の主たる原因である。

また、児童扶養手当は4カ月に1回4カ月分がまとめて支給されることや、手当

の支給後に支給要件の喪失が判明して返還請求が行われるまでの間、相当期間が経過している例が少なくないことなどから、返還をしなければならない額が債務者にとって多額となる傾向があり、このことも未収金を生む原因の一つと考えられる。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

児童家庭課の職員2名と各健康福祉センターの職員が債権管理を担当している。各健康福祉センターでは、概ね職員1～2名程度で事務を担当している。

(2) マニュアルの有無

県は、児童扶養手当返還金の管理収納事務に関し、事務要領として「児童扶養手当過誤払収納管理要領」を策定し、当該要領に基づく債権管理を行っている。

(3) 一連の事務

児童扶養手当の過誤払い（支給要件の喪失）等が判明した場合、町村は、所管の健康福祉センター（県の出先機関）へ報告を行い、健康福祉センターは、受給者に対し返還請求を行うとともに、返還計画承認申請書の提出を促す。

受給者は、返還方法について一括返還又は分割返還を選択した上で（分割返還の場合は月賦、半年賦又は年賦を選択することができる。）、県に対し返還計画の承認を申請し、県がこれを承認した場合は、返還計画に従って返還を開始することになる。

返還計画に従った返還がなされない場合は、健康福祉センターは、千葉県財務規則に基づき、受給者に対し、督促状兼領収書により納入履行の督促を行う。督促状を送付後、原則として2カ月以上納入しない受給者には、電話等により納入督促を行う。督促状の送付及び電話等による納入督促後、原則として2カ月以上経過してもなお納入しない受給者については、家庭等を訪問調査し、返還についての指導助言を行い、債務承認書を徴するものとされている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査の有無

債務者に対する財産調査（例えば、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書及び確定申告書の控え等の債務者の収入状況に関する資料の入手。預貯金通帳、不動産登記事項証明書及び負債に関する書類（住宅ローンの償還予定表等）等の債務者の資産状況に関する資料の入手）は特段行われていない。

(3) 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）がとられている事例は認められなかった。

(4) 督促（催告）の状況

返還計画に従った返還がなされない場合、健康福祉センターは、千葉県財務規則に基づき、受給者に対し、督促状を発送し納入履行の督促を行っている。督促状を送付しても納入されない場合は、文書等により催告を行うこととされているが、催告の実施状況は健康福祉センターや債務者によってばらつきがあった。電話が繋がらない場合や、宛所尋ねなしで催告書が返送されたような場合に、臨戸による催告までは行っていない健康福祉センターもあった。

(5) 分割納付の状況

- ① 過誤払いを受けた受給者が一括返還できるケースは少なく、ほぼ全ての事例で受給者は月賦による分割返還を希望し、承認されている。
- ② 児童扶養手当過誤払収納管理要領4条により、過誤払いによる児童扶養手当返還金の返還期間は最長5年間とされているため、返還すべき児童扶養手当の総額が多額に及ぶ場合には、分納期間の最終月にそれ以前の月と比べて多額の金額（明らかに返還不能な金額）を返還するというおよそ実現不可能な返還計画を認めている事例が認められた。このような事例では、最終月に達した後、改めて債務者から同様の返還計画の承認申請を行わせ、従前と同様の分納を認めるといった措置が長期間にわたり繰り返されることになる。
- ③ 分納計画どおりに債務者から返済がなされる事例もあれば、分納計画どおりに返済がなされず、不定期に不定額が返済される事例や途中で返済が一切されなくなる事例も認められた。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求

本債権には、連帯保証人及び連帯債務者を付すことは予定されておらず、連帯保証人及び連帯債務者は存在しない。

(7) 公正証書による執行の有無

公正証書を作成している事例は存在しない。

(8) 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

(9) 時効管理

債務者から債務承認書又は返還計画承認申請書を徴して、「承認」による時効中断措置（民法147条3号）がとられている。訴訟提起等による「請求」による時効中断措置（同条1号）はとられておらず、所在不明等により債務承認書等を取得できない債務者については、時効期間（5年間）の経過により、消滅時効が完成し、債権が消滅しているのが実態である。

(10) その他（遅延利息の不徴収）

受給者が返還過誤払金の返還を督促状に定める支払期限までに行わなかったときでも、遅延利息を付加して請求することは行われていない。

第4 監査の手法

- 1 主務課である健康福祉部児童家庭課に対する照会、聴取等を行い、照会事項に対する回答、関係資料の提供等を受けた。
- 2 実地調査として、習志野健康福祉センター、松戸健康福祉センター及び印旛健康福祉センターを訪問し、債権管理簿を閲覧し、担当者と質疑応答をした。

第5 指摘事項

1 財産調査を行うべきである

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領4条1項では、過誤払いによる児童扶養手当返還金が発生した場合、県は、受給者に「児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書」を提出させてこれを審査し、受給者が自治法施行令171条の6第1項各号のいずれかに該当するときは、返還期間5年を限度として、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの返還方法を決定するとされている。同条項は、履行延期の特約等に関する規

定であり、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」（1号）など債務者が債務を履行することが困難な事情が列挙されている。

そのため、児童扶養手当返還金の返還方法を決定するにあたって、受給者の財産調査は必須というべきである。具体的には、受給者の収入状況を示す資料として、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書及び確定申告書の控え等、資産状況を示す資料として、預貯金通帳、不動産登記事項証明書及び負債に関する書類（住宅ローンの償還予定表等）等の任意の提出を促すことが考えられる。

- (2) しかしながら、監査人が監査を実施した範囲では、児童扶養手当返還金の返還方法を決定する時点や、その後決定したとおりの返済ができず滞納に陥った時点において、上記のような財産調査は特段行われておらず、専ら受給者の自己申告に基づいて返還方法等が決定されているのが実情のようであった。

かかる運用では、要領が定める要件の有無を的確に判断することはできず、適切な債権管理を行うためには、上記で指摘したような財産調査を十分に行うべきである。

2 遅延利息の請求を行うべきである

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領7条には、受給者が返還過誤払金の返還を督促状に定める支払期限までに行わなかったときは、遅延利息を徴収する旨の定めがある。
- (2) しかし、実地調査の結果、実際には遅延利息を徴収しない運用がとられていることが判明した。かかる運用は、要領の規定に反するものであり、遅延利息の請求は行うべきである。仮に、「滞納の理由は様々であり、全ての滞納者から一律に遅延利息を徴収することは相当ではない。」という考え方が現在の運用の背景にあるのであれば、要領の改正を行うなどして、一定の場合には遅延利息を請求しない旨の規定を設ける必要がある。

3 訪問調査を積極的に行うべきである

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領10条には、「センター長は、督促状の送付、及び電話等により納入督促後、原則として2月以上経過してもなお納入しない受給者については、家庭等を訪問調査し、返還についての指導助言を行い、債務承認書を徴するものとする。」と規定されている。しかし、監査人が実地調査を行った健康福

祉センターの中には、文書と電話による督促（催告）は行っているが、家庭等の訪問は全く行っていないという所もあった。主務課である児童家庭課に確認したところ、各健康福祉センターに対して児童扶養手当返還金の縮減に努めるよう指導はしているが、訪問調査については、必ず行うようには指導しておらず、各健康福祉センターの判断に任せているとのことであった。

- (2) しかし、児童扶養手当過誤払収納管理要領には、上記のとおり一定の場合に訪問調査を行うべきことが明記されていることから、かかる運用は同要領に抵触する虞がある。確かに、現状の県の組織体制では、健康福祉センターの人員配置の限界により、訪問調査を行うだけの余裕がないといった事情も窺えるが、一定の長期未納者（特に金額が多く、時効完成が迫っている者）に対しては、重点的に訪問調査を実施して積極的な接触を図り、安易に債権を消滅時効にかけないようにすることが必要である。

したがって、要領に反するおそれのある現在の運用は改め、訪問調査を積極的に実施すべきである。

第6 意見

1 過誤払い防止に向けた取組を継続することが望ましい

- (1) 既に述べたとおり、現在県が管理する児童扶養手当返還金は、全て過誤払いによって生じたものである。そして、過誤払いのほとんどが、受給者が再婚（事実婚を含む）や年金受給等によって支給要件を喪失したにもかかわらず、直ちに届出をしなかったため、誤って手当が支給されたことによるものである。支給要件を喪失した後も長期間にわたって手当の支給がなされれば、当然、返還すべき金額も多額となり、生活困窮者が多い児童扶養手当の受給者が返済困難に陥ることは容易に予想できる。実際に未払いが長期化している受給者の記録を確認したところ、支給要件の喪失が判明するまでに数年（事案によっては7年近く）経過している事案が多く見られた。

よって、本債権の未収金を縮減するためには、支給要件の喪失をできる限り早期に発見し、債権の発生及び拡大を未然に防止することが最も重要である。

- (2) この点について県も十分に認識しており、近時では、現況届（毎年8月に受給者

が町村に提出する書面)の提出時に受給者から生活状況の聴取を徹底するよう町村に指導し、また、支払期日前の調査も行うなどの取組を実施している。その結果、平成26年度と平成27年度には、新たな未収金の発生は確認されていない。

今後も、未収金の発生防止のため、同様の取組を継続するとともに、児童扶養手当の受給者に対し、支給要件の喪失事由及び支給要件喪失時の届出義務について、周知する取組を強化することが望ましい。

2 正当な理由なく納付せず債務承認も行わない滞納者には法的措置(支払督促の申立て等)をとることが望ましい

(1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領13条は、「知事は、資産、収入の状況から納入(分納も含む。)が可能と見込まれる者のうち、第8条から第11条の手続を行っても、正当な理由なく納付しない状態が長期にわたり継続的に続いていると認められる者については、原則として裁判所に対し支払督促を行うものとする。」と規定しており、督促状の送付、電話等による納入督促、訪問による督促・指導及び催告書の送付を行っても、正当な理由なく納付しない一定の者に対し、原則として支払督促の手続をとるべきとしている。しかし、実地調査を行った健康福祉センターでは、支払督促の申立てが行われた事案を確認することができなかった。そこで、主務課である児童家庭課の担当者に確認したところ、他の健康福祉センターにおいても、近時、支払督促の申立てを行った事案は存在しないとのことであった。その理由は、支払督促の申立てを行うに値する悪質な滞納者までは確認できていないことにあるとのことであった。

(2) 確かに、児童扶養手当過誤払収納管理要領13条は、「資産、収入の状況」を要件としており、手当の支給後に受給者の資産及び収入の状況を調査することが実際には容易ではない実情に照らすと、支払督促の申立てに慎重とならざるを得ないことはある程度理解できる。また、本債権に限らず、全庁的に、非強制徴収公債権や私債権については、実際に法的手続がとられることは稀であり、担当職員の知識・経験が不足していることから、法的手続をとることが現場職員の負担となることも否定できない。

しかし、経済的に困窮しながら少額ずつ返済している受給者がいる一方で、全く返済の意思を示さず、債務承認書の提出すらしない受給者が時効によって返還義務

を免れることは不公平である。既に述べたとおり、訪問調査が徹底されていない現在の運用では、返済を一切行わず県からの文書や電話による連絡を一定期間無視し続けられれば、時効完成によって債務を免れることになりかねず明らかに公平性を欠く。

監査人が実地調査により記録を閲覧した事案の中には、明らかに住所地に居住をしながら、居留守を使うなど県からの連絡を意図的に無視し続けていると思われる滞納者もあり、そのような者に対しては、財産調査の上、時効中断のために支払督促の申立てやその他の法的措置を積極的にとるべきである。特に滞納額が多額の滞納者に対しては、時効中断の必要性は高い。

- (3) そもそも、自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行がされないときは、原則として、訴訟手続により履行を請求する等の措置をとらなければならないとしていることから、本債権に関し、法的措置を執らない運用が定着しているとすれば、同条に違反するとの評価を免れない。

そこで、正当な理由なく納付せず、債務承認書の提出にも応じない滞納者に対しては、時効中断のため、自治法施行令及び児童扶養手当過誤払収納管理要領の規定に基づき、支払督促の申立て等の法的措置を積極的にとることが望ましい。

3 債権放棄等を検討することが望ましい

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領4条により、過誤払いによる児童扶養手当返還金の返還期間は最長5年間とされているため、返還すべき児童扶養手当の総額が多額に及ぶ場合には、分納期間の最終月にそれ以前の月と比べて多額の金額（明らかに返還不能な金額）を返還するというおよそ実現不可能な返還計画を認めている事例が認められた。このような事例では、最終月に達した後、改めて債務者から同様の返還計画の承認申請を行わせ、従前と同様の分納を認めるといった措置が長期間にわたり繰り返されることになる。

しかし、このような措置は、比較的資力に乏しい本債権の債務者に対し、いたずらに長期間にわたり債務の返済を強いることになり、その妥当性には疑問がある。また、このように少額ずつの回収を長期間にわたり継続しなければならないとすれば、県の債権管理コストも無視できない。そこで、客観的に回収可能性に乏しい債権については、一定の要件を前提に、議会の議決を得て債権放棄の手続をとり、不納欠損処理を適宜行うことが相当である。

(2) 他方で、債権額が少額で、取立てに要する費用に満たないような場合は、財産調査の結果、債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められれば、徴収停止の措置（自治法施行令171条の5第3号）をとることが望ましい。そして、かかる要件が継続しつつ、消滅時効期間（5年）が経過した場合は、債権が消滅したものとして、速やかに不納欠損処理を行うことになる。

なお、債権額が1万円以下の場合、知事の専決処分による放棄も可能であるから、財産調査の結果、受給者の資力が乏しいと認められた場合は、専決処分による放棄も検討することが望ましい。

4 支払がシステムに反映されるまでのタイムラグを是正することが望ましい

監査人の実地調査の結果、債務者が金融機関を通じて返還金を納付しても、県が管理するシステムに反映されるまでに時間を要し、債務者から既に支払があったにも関わらず、県が債務者に催告書を送付してしまい、債務者から苦情が寄せられているケースが複数見受けられた。確かに、システム上一定のタイムラグが発生することは避けられないが、特に本債権は、生活困窮者が生活に余裕のない中で返済を行っている例が多いことや、債務者は返還義務が発生することについて必ずしも十分納得しているとは限らないこと（支給要件の喪失を看過して過誤払いをした県に責任の一端があると考えている場合が多い）などから、円滑に債権回収を図るためには、債務者との間で不要なトラブルはできる限り避けるべきである。

よって、システムの改善によって、上記タイムラグを短縮できるのであれば、そのような措置をとることが望ましい。

5 交渉記録を整備することが望ましい

監査人の実地調査では、主に各健康福祉センターが保管する債務者との交渉記録を閲覧したが、健康福祉センターによって記録の方法はまちまちであった。中には、債務者との電話記録を債務者ごとに区別して管理せず、全ての債務者との電話を一冊のノートにまとめ、通話順に手書きで記入をしているセンターもあった。このような記録方法では、交渉経過が一覧性に欠け把握しづらい。また、手書きのため、判読が容易ではない箇所も多数認められた。各債務者との交渉経過を明確にし、担当者の交替があった場合にも後任者が容易に経過を把握できるようにするため、交渉記録は債務者ごとに分けて記録し、できれば電子入力による方法が望ましい。

なお、稀なケースだとは思われるが、監査人が記録を閲覧した事例の中には、途中の約4年間の部分の書類が一切なく、そのため、後任の担当者がその間の経緯を把握できないものも認められた。債権管理を適正・確実に行うためには、適時、債務者との交渉を記録に残すことが必要であることは言うまでもなく、記録の不備が債権管理上の支障となることは許されない。

第2款 母子福祉資金・貸付金元金（債権番号11）、母子福祉資金・貸付金利子（債権番号12）、寡婦福祉資金・貸付金元金（債権番号13）、寡婦福祉資金・貸付金利子（債権番号14）、母子父子寡婦福祉資金・違約金（債権番号15）

第1 債権の概要

1 名称

- ① 母子福祉資金貸付金（元金）
- ② 母子福祉資金貸付金（利子）
- ③ 寡婦福祉資金貸付金（元金）
- ④ 寡婦福祉資金貸付金（利子）
- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金（違約金）

①～④はいずれも母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき貸し付けられた元金及びその利子である。貸付対象者によって、「母子福祉資金貸付金」と「寡婦福祉資金貸付金」に区別されるが、制度の内容（後述する貸付資金の種類や貸付条件）は同一である（法改正により、平成26年10月1日以降、父子家庭も貸付対象とされた。）。以下、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金を総称して「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。

⑤は、借受人が支払期日までに償還金等を支払わなかった場合等に課される遅延損害金であり、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金のそれぞれについて発生し得るものである。

2 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（法律）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（政令）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（省令）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（千葉県規則）及び千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領（千葉県要領）である。

3 法的性質

いずれも私債権である。

4 制度趣旨

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦※の経済的自立を支援するため、県が資金（生活費や子どもの学費、事業を開始継続する資金など）を無利子又は低利子で貸し付けるもの。

※ 「母子家庭の母（父子家庭の父）」とは、配偶者のない女子（男子）で、20歳未満の児童を扶養している者をいう。「寡婦」とは、配偶者のない女子で、過去に「母子家庭の母」であった者をいう。なお、子を持ったことのない女子であっても、現に配偶者がなく40歳以上で所得が一定限度以下の者であれば、貸付けの対象としている。

5 貸付金の種類と貸付条件

本貸付制度における具体的な貸付金の種類は、借受人が必要とする経費の種類に応じて12種類用意されている。貸付金の種類によって、貸付限度額、利子の有無及び利率は異なる。

償還（貸付金の返済）は、借受人の経済事情を考慮して一定の据置期間を認め、当該据置期間の経過後、年賦、半年賦又は月賦償還の方法により行うものとされている（原則として、月賦償還の運用がとられている。）。

貸付金の種類と貸付条件の主な内容は、次表のとおりである。

母子父子寡婦福祉資金の種類と主な内容

貸付の種類	対象	限度額 (主なもの)	利率※	償還期間
事業開始資金	新たに事業を開始する際に必要な経費	2,830,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から7年以内
事業継続資金	現在行っている事業を継続、拡張するために必要な経費	1,420,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から7年以内
修学資金	扶養する子の就学に必要な経費 (授業料、通学費等)	公立高校の場合 月額27,000円	無利子	公立高校の場合 卒業6か月後から 貸付期間の3倍以内
技能習得資金	母(父)の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	年1.0% 又は無利子	卒業1年後から20年以内
修業資金	扶養する子の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	無利子	卒業1年後から6年以内
就職支度資金	母(父)及び扶養する児童の就職に際し必要な経費	100,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な経費	医療の場合 340,000円	年1.0% 又は無利子	医療の場合 治療6か月後から5年以内
生活資金	知識技能習得や医療・介護を受けている等の理由により一定期間の生活を維持するのに必要な経費	医療介護中の場合 月額103,000円	年1.0% 又は無利子	医療介護中の場合 治療・介護6か月後 から5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改修等に必要な経費	補修の場合 1,500,000円	年1.0% 又は無利子	補修の場合 貸付6か月後から6年以内
転宅資金	転宅の際必要な経費	260,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から3年以内
就学支度資金	扶養する子の入学に際し必要な経費(入学金、制服代等)	公立高校の場合 150,000円	無利子	修学資金に同じ
結婚資金	扶養する子の婚姻に際し必要な経費	300,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から5年以内

※利率が「年1.0%又は無利子」の資金は、連帯保証人がいない場合は年1.0%、連帯保証人がいる場合は無利子となる。

6 償還状況等

千葉県において未済金回収に向けた取組が開始された平成20年度から、監査対象年度である平成27年度までの母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還状況及び違約金の徴収状況は、次表記載のとおりである。

(1) 元利金償還状況

単位:千円

年度		調定額	収入済額	不納欠損額※	収入未済額	償還率
平成20年度	過年度分	292,422	36,086	341	255,995	12.3%
	現年度分	362,811	317,069	0	45,742	87.4%
	計	655,233	353,155	341	301,737	53.9%
平成21年度	過年度分	301,737	36,460	0	265,277	12.1%
	現年度分	358,683	311,532	0	47,151	86.9%
	計	660,420	347,992	0	312,428	52.7%
平成22年度	過年度分	312,428	32,850	0	279,578	10.5%
	現年度分	351,660	308,306	0	43,354	87.7%
	計	664,088	341,156	0	322,932	51.4%
平成23年度	過年度分	322,932	32,465	223	290,244	10.1%
	現年度分	338,345	295,236	0	43,109	87.3%
	計	661,277	327,701	223	333,353	49.6%
平成24年度	過年度分	333,353	31,105	0	302,248	9.3%
	現年度分	312,327	273,720	0	38,607	87.6%
	計	645,680	304,825	0	340,855	47.2%
平成25年度	過年度分	340,855	30,786	2,496	307,573	9.0%
	現年度分	287,967	252,618	0	35,349	87.7%
	計	628,822	283,404	2,496	342,922	45.1%
平成26年度	過年度分	342,922	29,562	0	313,360	8.6%
	現年度分	278,797	248,726	0	30,071	89.2%
	計	621,719	278,288	0	343,431	44.8%
平成27年度	過年度分	343,421	36,266	0	307,155	10.6%
	現年度分	254,564	228,228	0	26,336	89.7%
	計	597,985	264,494	0	333,491	44.2%

※ 不納欠損処理を行ったのは、消滅時効が完成し、債務者から時効援用があったケース

(2) 違約金徴収状況

単位:千円

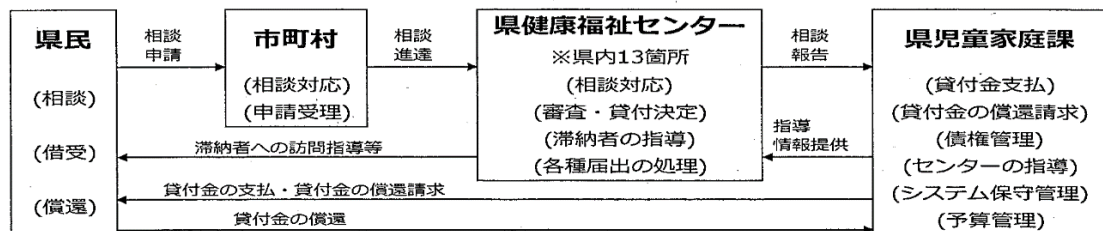
年度	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
平成20年度	66,785	1,292	65,493	1.9%
平成21年度	71,596	1,765	69,831	2.5%
平成22年度	63,000	1,543	61,457	2.4%
平成23年度	51,334	1,162	50,172	2.3%
平成24年度	59,596	1,577	58,019	2.6%
平成25年度	50,292	1,954	48,338	3.9%
平成26年度	50,603	1,704	48,899	3.4%
平成27年度	48,803	1,425	47,378	2.9%

7 債権の発生から回収までの手続

(1) 手続の流れ (全体像)

債権の発生から回収までの主な手続の流れをまとめると次表のとおりである。

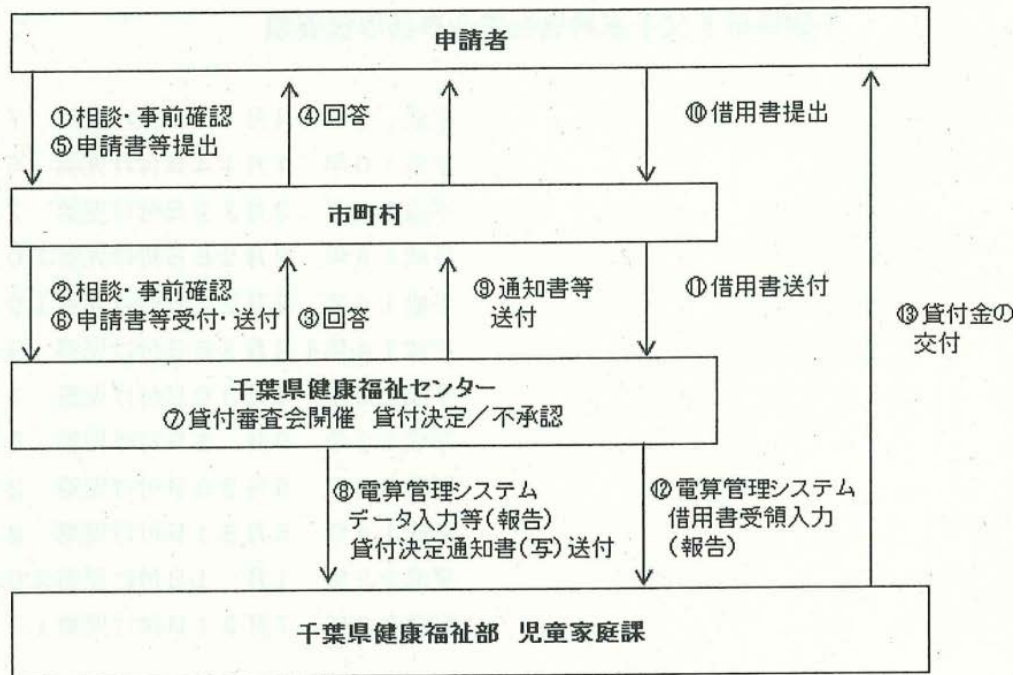
母子父子寡婦福祉資金の手続きの主な流れ



(2) 貸付事務

原則として、申請者の居住地を管轄する各市町村の窓口において、貸付の相談を受け付け、申請資格の有無、償還計画書、その他関係法規に適合しているかを確認し、申請を受け付けている。各市町村から県の機関である健康福祉センターへ申請書等が送付されると、健康福祉センターでは貸付審査会を開催して、貸付決定又は不承認決定を行う。貸付決定がなされると、電算管理システムにデータ入力等が行われて、健康福祉センターから健康福祉部児童家庭課へ報告がなされ、また、貸付決定通知書の写しが送付される。これを受けて児童家庭課は、申請者へ口座振込の方法により貸付金の交付を行う。

図1 貸付事務



(3) 償還事務

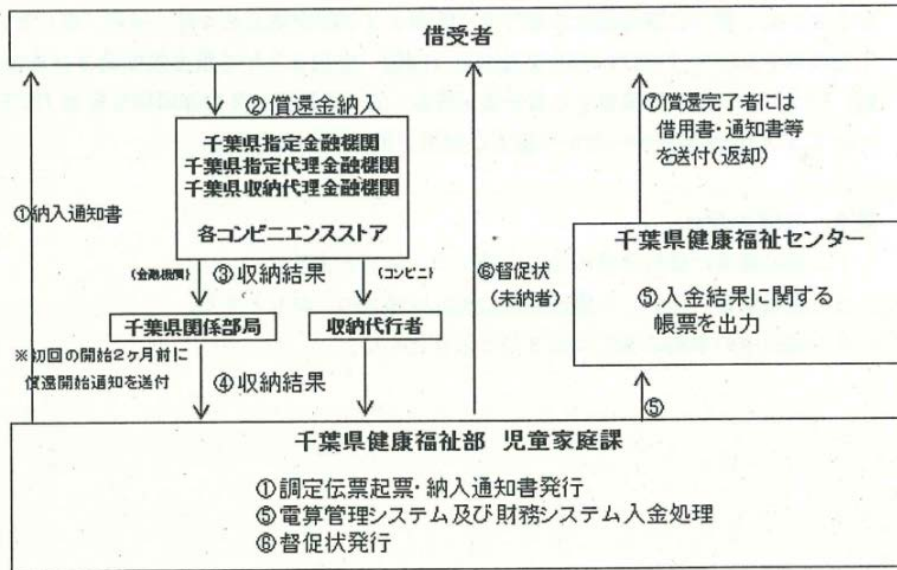
償還は、据置期間が経過した後、償還期間の期間中に分割して行う（希望により繰上げ・一括の償還も可能）。借受人本人、連帯借受人（子）及び連帯保証人がそれぞれ債務者として平等に償還義務を負っており、債務者のうちの1人が償還できなくても、他の者が協力して償還しなければならない。

児童家庭課では、償還が開始される2カ月前に、借受人に対し「資金貸付金償還開始のお知らせ」と題する書面を送付している。償還の方法は、①納入通知書で行う方法と、②口座振替で行う方法があり（原則として、②の方法がとられている。）、①の方法による場合、児童家庭課は納入通知書を借受人へ送付する。未納者に対しては、児童家庭課から督促状等が送付される。

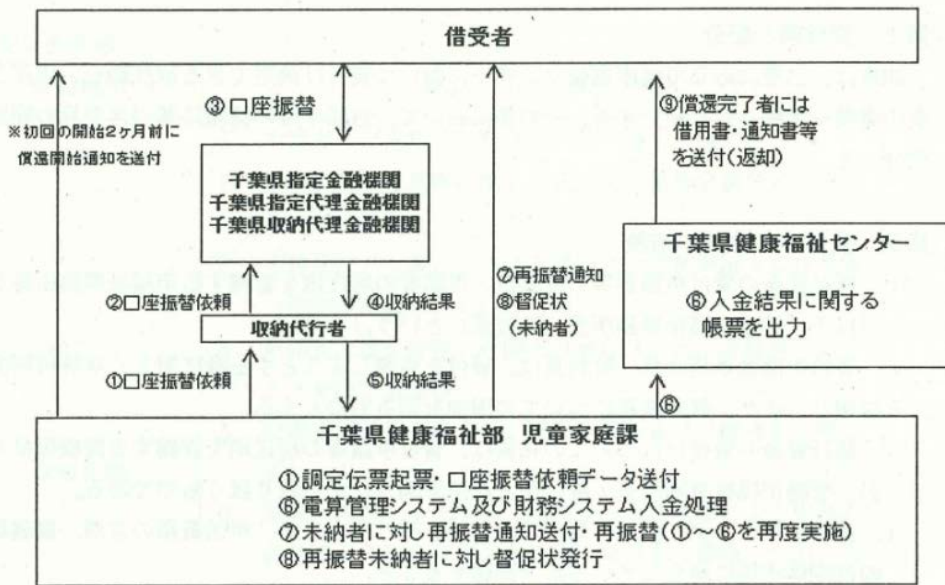
図2 償還事務

図2 償還事務

①納入通知書で償還した場合



②口座振替で償還した場合



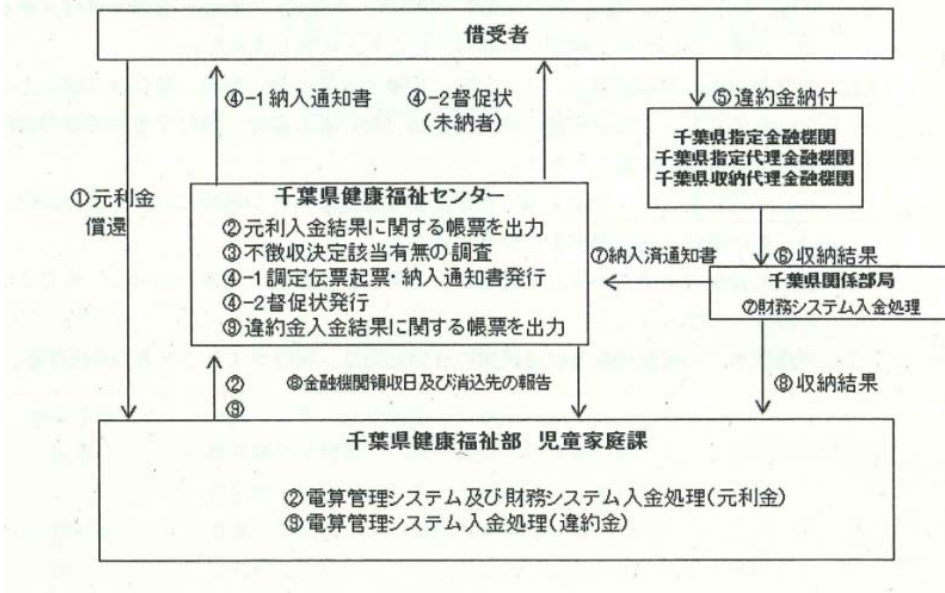
(4) 違約金の管理

正当な理由なく償還計画を守らず償還を怠った場合、償還金のほかに、年5%の利率の違約金（平成27年3月31日以前の滞納については年10.75%）が発生する（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条）。

違約金の管理は元金及び利子とは異なり、県の出先機関である各健康福祉センタ

一において行われており（元金及び利子の管理は児童家庭課が行っている。）、各健康福祉センターが納入通知書や督促状の発送等の事務を行っている。

図3 違約金事務



第2 未収金の概要

1 金額及び件数

監査対象年度である平成27年度末現在、母子父子寡婦福祉資金貸付金の元金及び利子の未収金額は3億3349万1061円である。また、違約金の収入未済額は、4737万8241円である。

発生年度ごとの件数及び金額の内訳は、次表記載のとおりであり、元金及び利子についていえば、平成23年度以降、毎年3000件強、2600万円から2700万円台の未収金が発生し続けていることがわかる。なお、違約金については、生活困窮等のやむを得ない事情に基づく不徴収の制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条ただし書）が存在するため、延滞があった場合に必ず発生するわけではない。

ア 元金及び利息金

発生年度	件数 ※1	金額 ※2
平成22年度以前 ※3	23,014	198,631
平成23年度	3,171	26,180
平成24年度	3,371	27,964
平成25年度	3,297	27,372
平成26年度	3,224	27,007
平成27年度	3,162	26,336
合計	39,239	333,491

イ 違約金

発生年度	件数 ※1	金額 ※2
平成22年度以前 ※3	2,696	13,091
平成23年度	478	4,279
平成24年度	1,108	7,440
平成25年度	710	4,070
平成26年度	1,221	8,623
平成27年度	1,302	9,876
合計	7,515	47,378

※1 調定を行った件数のうち未収金の件数。月賦償還の場合、毎月調定を行うため、一名の債務者につき複数の収入未済が存在する。

※2 単位千円（千円未満四捨五入）。合計額は実数の千円未満を四捨五入。

※3 平成22年度以前は、県において年度毎の内訳を把握していないため、合算して表記。

2 未収金が発生する主な原因

そもそも、本貸付制度は、生活状況が不安定で、経済的余裕のない母子家庭等を貸付対象とするため、借受人に十分な返済能力を期待できない場合が多い。そのため、県は、生活困窮が収入未済の主たる原因であると考えている。実際に、監査人が実地調査に赴いた健康福祉センターにおいて、関係資料の閲覧や担当者からの聴取を行ったところ、収入未済のほとんどが借受人等の債務者の生活困窮（返済に回すだけの十分な収入が得られない場合や、他の負債を抱えている場合等）によるものと認められた。

もともと、担当者から個別具体的な事情を聴取してみると、中には債務者に十分な資力がありながら、納付意識が希薄なために返済を行っていないと思われるケースも存在することが判明した。その原因について担当者の意見を求めたところ、印旛健康福祉センターに所属するベテランの母子・父子自立支援員は、かつては貸付申請時の債務者（借受人のほか、連帯借受人、連帯保証人）に対する面談において、本件貸付金の返済の必要性について十分な注意喚起がなされておらず、そのため納付意識の希薄さを招いていたのではないかとの意見を述べた。当該母子・父子自立支援員によれば、市町村が行う債務者に対する面談は必ずしも納付意識の喚起という点で十分ではないため、所属する印旛健康福祉センターでは、貸付申請時にセンター独自に債務者と個別面談を行い、債務者に将来の収支状況を元にした具体的な償還計画を立てさせるなど、返済に向けた意識付けを行っているとのことであった。その結果、以前と比べて償還率は向上しているとのことであった。このような取組内容は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金の解消を図る上で、非常に示唆に富むものと思われる。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

児童家庭課の職員3名と各健康福祉センターの職員が債権管理を担当している。

各健康福祉センターでは、概ね常勤職員1～2名程度、非常勤職員（母子・父子自立支援員等）数名で事務を担当している。

(2) マニュアルの有無

貸付業務の円滑かつ適正な運用を図るため、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領が制定されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査の有無

未収となった後、債務者から財産状況を聴取することはある程度行われているが、

その裏付けとなる資料（収入に関する資料として、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書、確定申告書の控え等。資産・負債に関する資料として、預貯金通帳、不動産登記事項証明書、住宅ローンの償還予定表等）の提出まで求めている事例は多くなかった。

(3) 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）がとられている事例は認められなかった。

(4) 督促（催告）の状況

約定どおりの返済がなされない場合、児童家庭課は、千葉県財務規則に基づき、借受人に対し、督促状を発送し納入履行の督促を行っている。督促状を送付しても納入されない場合は、文書の発送、訪問等によって催告が行われている。

(5) 分割納付の状況

借受人が即時完済できないと見込まれる場合は、積極的に分納指導を行うとされている。分納計画どおりに借受人等から返済がなされる事例もあれば、分納計画どおりに返済がなされず、不定期に不定額が返済される事例や途中で返済が一切されなくなる事例も認められた。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求

連帯保証人等への償還指導依頼や履行請求が適切な時期に行われているとはいえない事例（滞納が発生してから長期間が経過してから初めて連帯保証人へ償還指導依頼がなされた事例や、中には連帯保証人が既に死亡していることを看過して履行請求を行い、遺族から指摘を受けて初めて連帯保証人の死亡の事実を把握した事例等）が散見された。

また、本債権では、例えば、親が子のために修学資金を借り受けた場合に、親と子が連帯債務者とされているが、調定は、返済する者として申し出た者に対してのみ行われ、もう一人の連帯債務者は、その調定伝票に付記されるのみである。滞納となった後は、督促やその後の催告は、調定された債務者だけを相手にしてなされていて、連帯債務者に対しては、事情を聴く程度である。

(7) 公正証書による執行の有無

公正証書を作成している事例は存在しない。

(8) 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

(9) 時効管理

債務者から債務承認書等を徴する方法により、「承認」による時効中断措置（民法147条3号）がとられている。訴訟提起等による「請求」による時効中断措置（同条1号）はとられておらず、所在不明等により債務承認書等を取得できない債務者については、時効期間（10年間）が経過し、かつ、時効の援用がないまま長期間が経過している事例も見られた。

(10) その他（期限の利益喪失条項について）

借用書に期限の利益喪失条項は明記されておらず、滞納に陥った借受人に対して、期限の利益喪失による一時請求（一括請求）が行われている事案は見られなかった。

第4 監査の手法

- 1 主務課である健康福祉部児童家庭課に対する照会、聴取等を行い、照会事項に対する回答、関係資料の提供等を受けた。
- 2 実地調査として、習志野健康福祉センター、松戸健康福祉センター及び印旛健康福祉センターを訪問し、債権管理簿を閲覧し、担当者と質疑応答をした。

第5 指摘事項

1 滞納者に対する一時償還請求（期限の利益の喪失）を適切に行うべきである

(1) 法令上の定め

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条は、次のとおり定める。

（一時償還）

第十六条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第八条第一項の規定にかかわらず、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 第十三条第一号又は第二号のいずれかに該当するとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

<以下省略>

同条は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が同条所定の事由に該当する場合に、都道府県は、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができるとし、「償還金の支払を怠ったとき。」(2号)を当該事由の一つとして定めている(なお、同条は、自治法施行令31条の7により父子福祉資金貸付金に、自治法施行令38条により寡婦福祉資金貸付金に準用されている)。すなわち、借受人が償還金を滞納した場合、都道府県は期限の利益を喪失させ、残金について一時償還を請求できる旨が規定されている。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の運用について定めた千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領にも、このような一時償還を前提とした規定がある(同要領16頁、「第9 一時償還」)。

そもそも、債務者が債務の支払を怠り、債権関係が基調とする信頼関係を破ったときに、債権者がなお期限の到来までその債権の行使ができないとすることは、債権者にとって酷であり、公平に反する。よって、貸付けの際に、期限の利益喪失条項を定めることは通常の貸付けの際に一般的に行われており、本貸付金を適正に管理するためにも、期限の利益喪失条項は重要な意味を持つ。

(2) 期限の利益喪失に関する定めが様式上明確ではない

しかしながら、本貸付制度に関する千葉県の現行の様式を見る限り、期限の利益喪失について明記しているのは「資金貸付決定通知書」(細則第12号様式)のみであり、債務者(借受人、連帯借受人及び連帯保証人)が県に提出する「資金借用書」(細則第14号様式)には、期限の利益喪失について明記されていない。すなわち、当該借用書には、償還の期間、方法、月額等については記載されているが、期限の利益喪失については明記されていない。この点、借用書には、「当該資金に係る法令に従い、償還します。」と記載されているため、期限の利益喪失について定めた母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条が当事者間の合意内容になっていると解する余地もあるが、期限の利益喪失条項が期限の利益という債務者にとって重要な利益を剥奪する効果を有する以上、借用書にその旨を明記しておくべきである。

(3) 具体的な期限の利益喪失事由も明確ではない

また、現行の様式では、いかなる場合に期限の利益を喪失するのか不明確である点も問題である。

すなわち、借用書の「当該資金に係る法令に従い、償還します。」という文言の「法

令」に、期限の利益喪失について定めた母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条を読み込み、期限の利益喪失が当事者間の合意内容となっていると解したとしても、同条は、貸付けを受けた者が「償還金の支払を怠ったとき」に、「一時償還を請求することができる。」と規定するのみで、具体的にどの程度の滞納が発生した場合に一時償還を請求することができるのか（すなわち、期限の利益を失わせることができるのか）が定かではない。千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領も、「一時償還は、令16条（令31条の7又は38条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当する場合であって、一時償還をすることが適当と認められる場合に限って実施すること。」と定めるのみで（同要領16頁）、具体的要件は明確ではない。

この点、先述の「資金貸付決定通知書」（細則第12号様式）には、「償還金を納付期限後6箇月以内に納付しないときは、知事は貸付金の全額を10日以内に支払うよう請求することがあります。」と記載されており、かかる通知書に記載された貸付条件が当事者間の合意内容となっていると解する余地もあるが、やはり合意内容を明確化するために、期限の利益を喪失することになる具体的な事由（どの程度の滞納が発生した場合に期限の利益を失うことになるのか）や、そのような事由が発生した場合に当然に期限の利益を喪失するのか（又は通知等を必要とするのか）については、借用書に明記すべきである。

(4) 運用上の問題点

児童家庭課及び健康福祉センターの担当者から聴取したところ、本貸付制度の運用上、滞納を理由に、将来期限が到来すべき償還金の期限の利益を喪失させることはしておらず、滞納発生後も、当初約定した償還期限を経過しない限り償還金の請求を行っていない（すなわち、実際に滞納者に対し期限の利益喪失を主張することはない）とのことであった。

確かに、本貸付金の借受人は比較的低所得者が想定されており、本貸付制度が福祉政策的観点に基づくことからすれば、一時償還請求は借受人の生活状況等に配慮して慎重に行うべきであり、滞納があったことを理由に直ちに期限の利益を喪失させることは妥当ではない。かかる観点から、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条は、滞納が生じた場合に、「一時償還を請求することができる。」と都道府県

に一定の裁量を認めるかのような規定をしているものと思われる。

しかし、償還開始後直ちに滞納に陥り今後も償還が期待できないような借受人や、支払能力がありながら償還に応じないような悪質な債務者に対してまで、期限の利益を喪失させず償還金の一時請求を行わないとすれば、債権管理が煩雑となり、多大なコストが生じることになり妥当ではない。すなわち、例えば償還期間10年の貸付金について月賦償還とされていた場合に、滞納が生じて一時償還請求を行わなければ、各月の償還金について毎月の期限が到来しなければ請求を行うことができず、貸付金全額の請求が可能となるのは据置期間経過後の10年後ということになる。この場合、各月の償還金の消滅時効はそれぞれ個別に進行することになり、時効管理が煩雑となることはいうまでもない。また、自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行がされないときは、原則として訴訟手続により履行を請求しなければならないとしているが、上記の例では、据置期間経過後10年が経過しなければ債権全額の訴訟手続がとれないことになり、債権保全の点から不合理である。

よって、一時償還請求を一律に行わないという運用は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条に抵触するといわざるを得ない。また、自治法施行令171条の3は、「普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。」としており、かかる条項にも抵触する。

(5) まとめ

以上述べたとおり、借受人が償還金の支払を怠ったときに期限の利益を喪失し得ること、期限の利益喪失の具体的事由、そのような事由が発生した場合に当然に期限の利益を喪失するか否かについて、当事者間の合意内容であることを明確にするため、借用書に明記すべきである。また、一時償還請求を一律に行わないという運用は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条及び自治法施行令171条の3に抵触するので、かかる運用は改めるべきである。

2 連帯保証人への請求を適切な時期に行うべきである

- (1) 本貸付制度の運用について定めた千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領においては、借受人又は連帯借受人が長期にわたって滞納の状況にある場合及び毎

月の償還額が少額で完済ができないと見込まれる場合、健康福祉センター長は、保証人に対して請求するものとされている（同要領18頁）。また、一斉督促後の呼出しに応じない滞納者については、保証人に対し、償還指導依頼通知（保証人から滞納者への納入履行の指導協力を依頼する文書）を送付し、これによっても滞納者が納入しない場合は、連帯保証債務履行請求書を保証人に送付し、納入履行の督促をするものとされている（同要領19頁）。

- (2) もっとも、債務者との交渉記録等を確認したところ、連帯保証人への償還指導依頼や履行請求が適切な時期に行われているとは言い難い事例（滞納が発生してから長期間が経過してから初めて連帯保証人へ償還指導依頼がなされた事例や、中には連帯保証人が既に死亡していることを看過して履行請求を行い、遺族から指摘を受けて初めて当該連帯保証人の死亡の事実を把握した事例等）が散見された。かかる取扱いは、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領に反し、また、債権の迅速かつ確実な回収という観点から妥当性を欠くものであるから、連帯保証人への請求はより早期の適切な時期に行うべきである。
- (3) そもそも、自治法施行令171条の2は、保証人の保証がある債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行がされないときは、原則として、保証人に対して履行を請求しなければならないとしている。したがって、借受人が滞納に陥り、督促をしても相当期間履行がなされない場合は、速やかに連帯保証人への請求手続が行われなければならない。滞納が発生した後、相当期間が経過してもなお連帯保証人への請求が行われていなければ、自治法施行令171条の2に反する取扱いと言わざるを得ない。
- (4) かかる観点からは、現行の千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領の定めは必ずしも適切とはいえず、自治法施行令171条の2に合致する内容で規定の改正を検討すべきである。すなわち、上記事務取扱要領では、借受人らに滞納が生じた場合、保証人に請求するためには、「長期にわたって滞納の状況」にあることが必要とされるが、これを例えば「督促をした後相当の期間を経過してもなお履行がされないとき」などと改めることが考えられる。そして、債権管理事務を円滑に進めるためには、基準を客観的かつ明確なものとすべきであり、具体的にどの程度の期間が経過すれば「相当の期間を経過」したといえるのかを、上記要領に盛り込むことが

望ましい。

第6 意見

1 連帯債務者に対する請求

連帯債務者は、借受人と同様に納付義務を負う者であり、返済する者として届け出た者が滞納しているのに、他方の連帯債務者に対して履行を請求しないことは、債権管理を怠ることであり、借受人に加えて貸付金を学資等にした子どもをも連帯債務者にして、滞納を防ごうとする制度趣旨に反することでもあり、未収金が増加する原因となる。返済する者として届け出た者が滞納したときは、他方の連帯債務者に対しても請求するように債権管理方法を改めることが望ましい。

2 滞納者に対する法的措置

- (1) 滞納者に対する法的措置について、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領には、「資産、収入の状況から納入が可能と見込まれる者で、再三の指導、催告にもかかわらず、正当な理由なく、納入しない状態が続いている者に対し、必要に応じ支払督促の申立てを行うものとする。」と定められているが(同要領18頁)、実際には、県が支払督促の申立てに及んだ事例はほとんどなく、近時では平成18年に1件認められたのみとのことである(明らかに資力があるのに滞納を続けた債務者に関する事例)。本貸付金に限らず、県全体で債権保全のため支払督促申立て等の法的手続をとることは稀であり、申立てを行うための具体的基準も定められていないとのことである。

担当者によれば、支払督促の申立てに消極的なのは、債務者から督促異議の申立てがなされた場合、通常の訴訟手続に移行し(民事訴訟法390条、同393条、同395条)、議会の承認が必要になることから(自治法96条1項12号)、事務手続が煩雑となり、現状の人員では対応し難いことがその主な理由とのことであった。

- (2) しかし、そもそも、自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行がされないときは、原則として、訴訟手続により履行を請求する等の措置をとらなければならないとしていることから、本貸付金に関し、法的措置を執らない運用が定着しているとすれば、同条に違反するとの評価を免れな

い。

また、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領においても、一定の場合には支払督促の申立てが必要と規定されている以上、要領が予定している手続がほとんど行われていない状態は是正されなければならない

特に、滞納額が多額で、滞納が長期間に及び、かつ、債務承認書の提出にも応じない債務者に対しては、時効中断のため、債務名義を取得すべき必要性は高い。

よって、上記のような債務者に対しては、時効中断のため、法的措置を適切に行うことが望ましい。

3 一部償還があった場合の時効管理上の留意点

- (1) 償還金の未払が生じた場合、千葉県財務規則に基づき、納入通知書の納入期限から20日以内に借受人等に対して督促状が送付され納入の督促が行われる。また、督促状を送付しても納付がない場合は、随時、納付書が借受人等に送付される。当該督促状及び納付書には、基本的に、例えば平成〇年〇月調定分というように特定の期別が表示されている。そして、当該督促状又は納付書に基づいて支払がなされた場合、県では当該特定の期別の償還金に充当する取扱いを行っている。
- (2) もっとも、かかる取扱いをとる場合、消滅時効との関係で注意が必要である。

すなわち、例えば、平成28年4月分以降の償還金の滞納が生じ、同年6月に、平成28年4月分から5月分までの納付書を債務者に送付したような場合に、債務者が5月分の納付書を使用して5月分の支払のみを行い、4月分については納付しなかったとすると、仮にその後6月分以降は正常に償還され続けたとしても、4月分は未納付の状態が続き、時効期間の経過により4月分の消滅時効が完成する事態となってしまう。そこで、このような場合は、4月分の納付を促すことはもちろん、納付がなされない場合は、時効中断のため未納付の4月分について債務承認書を取得しなければならない。この点、一部納付による時効中断効について、「複数の債務がある場合において、弁済充当する債務についての合意がなく、債務者あるいは債権者により弁済充当する債務の指定がない場合には、全部の債務を弁済するに足りない弁済は、特段の事情がない限り、全部の債務について承認する趣旨の一部弁済となり、全部の債務について時効中断の効力が生じる」と判示した裁判例(東京地方裁判所平成17年2月18日判決)があるが、本件貸付金は上記のとおり督

促状等に特定の期別が表示されている以上、債務者との間で充当する債務を特定の債務に限定する合意があったことになり、一部納付による時効中断効は債務全体について及ばないと考えられる。

- (3) よって、ある特定の支払期の償還金の支払がなされていない場合は、例えその後の支払期の償還金が順調に支払われるようになっても、時効中断のため、当該未払の支払期の債務承認書を取得することが望ましい。

4 債権放棄の検討

県の担当者によれば、現在、本貸付金に関する不納欠損処理は、時効期間が経過して債務者から時効援用があった場合に限り行っており、例えば、破産手続により債務者の免責許可が確定した場合や、債務者が無資力の場合や所在不明により納付が見込まれない場合等に、債権放棄（自治法96条1項10号）の手続を経て不納欠損処理が行われた事例はないとのことであった。

しかし、回収困難であることが明らかな未収金を、その後も管理せざるを得ないとすれば、回収可能性の低い財産を県会計に計上し続けることになり、財務の正確性・透明性を阻害する結果となりかねない。また、費用対効果の点でも無駄な管理コストが発生し続けることになる。そこで、客観的に回収可能性に乏しい債権については、一定の要件を前提に、議会の議決を得て債権放棄の手続をとり、適宜、不納欠損処理を行うことが相当である。

5 連帯保証人の保証意思確認が不十分と思われた事例

健康福祉センターに対する実地調査の結果、貸付申請時に提出された借用書に連帯保証人の署名捺印を得たものの、連帯保証人との面談が行われた形跡がなく、保証意思の確認が不十分と思われた例が認められた。このケースでは、連帯保証人が保証の事実を争っており（保証否認）、主債務者が所在不明であることも相まって債権回収に支障を来していることが認められた。言うまでもなく、貸付時には債務者との面談を行い、債務負担意思を確認しておくことが確実な債権回収を図るために肝要である。

よって、貸付時には、面談により、連帯保証人の保証意思を十分に確認することが望ましい。

6 債務承認書の債務総額が空欄だった事例

- (1) 健康福祉センターに対する実地調査の結果、滞納者に対しては、訪問等の方法により、適宜、債務承認書等を入手するなどして時効中断の措置が適切にとられていたことが認められたが、一部に債務総額の記載がない債務承認書が見られた。有効な債務承認というためには、債務者が債務額を認識していることが前提であり、債務総額の記載を欠く債務承認書は有効性に疑問がある。そこで、債務承認書等を取得する際には、用紙に予め債務総額を記載の上、債務者に交付することが望ましい（もっとも、ほとんどの事例でこのような措置がとられており、上記のようなケースはレアケースといえる）。
- (2) なお、現行の債務承認書等では、承認の対象として明記されているのは、元利金の償還残額であり、違約金については単に後日支払う旨が記載されているのみで、金額の明示がなされていない。これは調定手続において、各期別の元利金の支払があった後に、支払のあった期別に対応する違約金の額を算定して調定する運用がなされているため、元利金の支払がなされていない時点では違約金が未調定であることによるものと思われる。しかし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条は、「都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」としており、「支払期日の翌日から」違約金は発生している。そこで、債務承認の対象について疑義が生じないように、債務承認書を徴求する際は、できる限り承認時現在の違約金の額を明示することが望ましい。
- (3) また、元利金の支払があった後に違約金の調定を行うという運用は、例えば、償還期限到来後に全く元利金の償還金の支払がなく長期間が経過しているような場合、違約金が全く調定されないことになり、県財産が会計上正確に反映されていない事態を生じ相当ではないと考える。

7 生活保護受給者に対する貸付け

健康福祉センターに対する実地調査の結果、生活保護を受給している者に貸付けが行われていた事例が認められた。関係法令上、生活保護受給者に対する貸付けは禁止されていないが、一般的に将来の確実な履行が期待できるとは言い難く、また、生活

保護受給者が多重債務に陥りかえって生活再建が妨げられる可能性も懸念されることから、生活保護受給者に対する貸付けは慎重に行うことが望ましい（上記の事例においても、債務者から約定どおりの償還はなされておらず、少額の償還が散発的になされているにとどまった）。

第3節 母子保健班

第1款 未熟児養育医療扶養義務者負担金（債権番号16）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、母子保健法（以下「法」という。）、母子保健法施行規則、未熟児養育事業の実施について（局長通知）、母子保健法に基づく低体重児の届け出、養育医療の給付等に関する規則（県規則・平成24年度に廃止・経過規定は第二次一括法）、養育医療給付取扱要領、指定養育医療機関医療担当規定である。

2 債権の法的性質

本債権の法的性質は、法21条の4第3項が「地方税の滞納処分等の例により処分することができる」と規定することから、強制徴収公債権に分類される。

3 債権の内容

(1) 総論

法20条1項は、「市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。」と定めた上、法21条の4において「第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる」と規定し、未熟児の扶養義務者にその資力に応じて費用を分担させる旨を定めており、当該扶養義務者の分担金が本債権である。

平成25年4月以降は地方分権強化を主眼とする第二次一括法の施行に伴い、その権限が市町村に移譲されている。したがって、移譲後の平成25年4月以降については、原則として県において本制度に基づく債権は発生せず、平成25年3月までに発生した債権を管理している。

(2) 各論

ア 対象

給付の未熟児（法6条6項）であり、医師が入院養育を必要と認めるものである（法20条1項）。

未熟児養育事業の実施（局長通知）によれば、本制度における「未熟」とは、

- ① 体重が2000g以下であること
- ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示していること
 - 一般状態
 - ・運動不安、痙攣があるもの
 - ・運動が異常に少ないもの
 - 体温が摂氏34度以下のもの
 - 呼吸器・循環器系
 - ・強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - ・呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - ・出血傾向が強いもの
 - 消化器系
 - ・生後24時間以上排便のないもの
 - ・生後48時間以上おう吐が持続しているもの
 - ・血性吐物、血性便のあるもの
 - 黄疸
 - ・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

イ 給付内容

給付は、以下のとおり、現物給付にて行われるのが原則となり、その範囲は法20条3項に定めがあり、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療、④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤移送と規定されている。費用の支給は看護・移送等現物給付によることができないものについて、保健所長が承認したものについて支給する。

医療保険制度との関係においては、未熟児が医療保険各法の被保険者である場合は、医療保険による医療給付を優先し、その残額を養育医療で給付することとなる。

ウ 申請手続等

(ア) 申請者及び申請窓口

申請者（未熟児の保護者）が、その住所を管轄する保健所に対して申請する。

(イ) 必要書類

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書
- ③ 世帯調書
- ④ 世帯階層区分の認定に必要な書類→世帯全員分が必要となる
 - ア 給与所得者・・・・・・・・源泉徴収票
 - イ 申告納税者・・・・・・・・確定申告の控え
 - ウ 所得税額が0円・・・課税（非課税）証明書
 - エ 生活保護受給者・・・生活保護受給証明書
- ⑤ 保険証
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 出生後1カ月以上の場合は遅延証明書

(ウ) 健康福祉センター（保健所）における審査

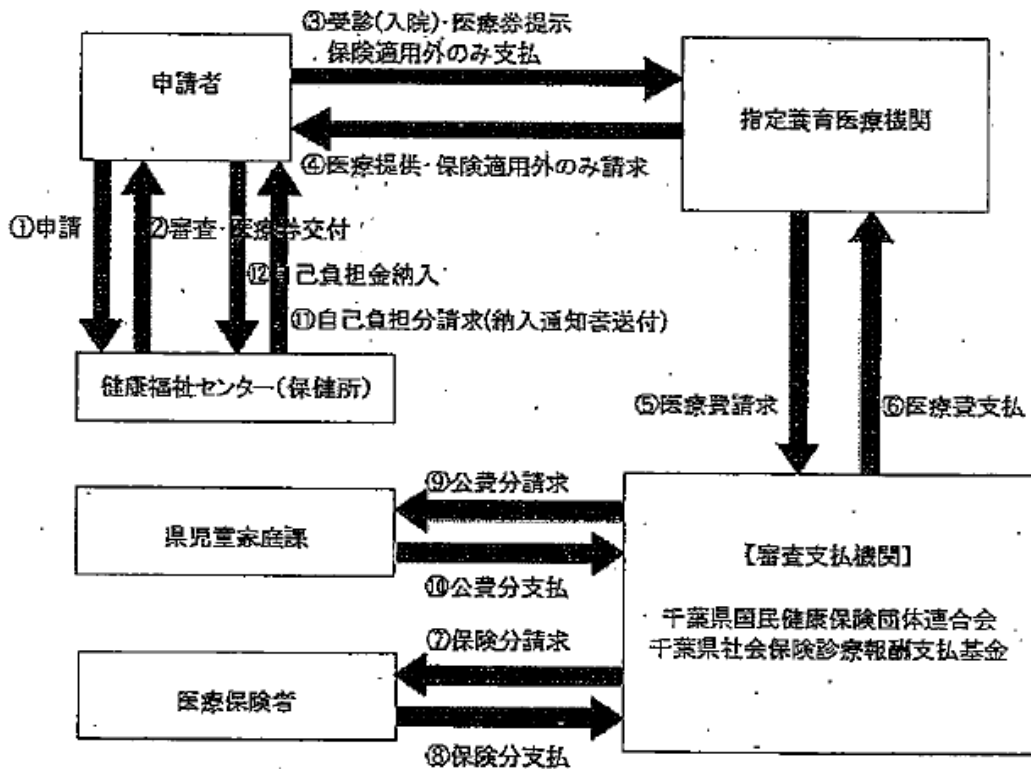
審査を行い、医療券を交付する。

(エ) 医療の現物給付

申請者は医療券を指定養育医療機関に示し、医療の現物給付を受けることになる。

(オ) 徴収金額の決定

医療費を支払った、審査支払機関は、児童家庭課（県）及び医療保険者に対して、それぞれ公費分、保険分を請求する。公費分の内、健康福祉センターが申請者に対して納入通知書を送付することで、申請者の自己負担分が請求される。



第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度決算の未収金の件数は63件、金額は65万5978円である。

2 未収金の発生

申請者が決定された徴収金額を支払わない場合、県の未収金債権となる。

なお、上述のとおり、平成25年度以降に関しては、県から市町村へ権限が移譲されていることから、今後の未収金債権は見込まれない。

発生原因は次表のとおり、「生活困窮」「納付意識希薄」というのが主だった理由となる。

理 由	件数	実人数	金額 (円)
生活困窮	38	12	350,649
行方不明	4	2	70,077
分割納入	4	1	58,360
納付意識が希薄	16	6	173,580
その他	1	1	3,312
計	63	22	655,978

もともと、「納付意識が希薄」と分類されている債務者の実態を見ると、「生活困窮」と分類しても差し支えない程度 of 生活水準であると考えられ、「生活困窮」が原因となるのが大部分を占めていると思われる。本制度に基づく各債務者の自己負担部分は、その収入に応じて決定されるとはいえ（法21条の4）、そもそもの生活が困窮している債務者に対して給付を行う福祉的な側面を有する制度であるからこそ、未収金につながりやすい性質を内在する債権であるといえる。

3 未収金の推移（増減）、状況（長期滞納）

平成24年度から平成27年度までの未収金の推移は以下のとおりである。

年度	収入未済額 (円)	前年度からの増減額 (円)
27年度	655,978	△ 709,742
26年度	1,365,720	△ 99,276
25年度	1,464,996	△ 675,479
24年度	2,140,475	

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

既述のとおり、第二次一括法の施行との関係で、現在県が管理している債権は、原則として平成25年3月までに発生したもののみとなる。そして、主務課は、健康福祉部児童家庭課、担当は母子保健班であるが、実際の回収業務は、千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規第33号）の規定により（ただし改正前の規定の適

用による)、健康福祉センター(県内8か所)が行っている。

監査に当たり訪問した各センター(松戸・印旛・習志野)においては、各1名の担当者がおり、その業務は他の業務との兼任となっている。納入通知書を送付し、期限までに納入がない場合に督促状を送付し、手紙による催告や電話、臨戸を継続することで回収を図っている。

(2) マニュアルの有無

債権回収のために、「未熟児養育医療給付マニュアル」を策定し、これに基づき債権管理を行っている。当該マニュアルにおいては、以下の債権回収手順が定められている。

- ・新規認定者を含め、徴収金の発生する者をリストアップ
- ・財務端末で扶養義務者を登録し、調定伝票を起票する
- ・納入通知書を送付書とともに扶養義務者へ送付
- ・領収済通知書により納付状況を確認し、納期までに納付されていないものについては、督促状を送付する
- ・納付がない場合は、徴収担当者は、電話や訪問等による徴収を行う
- ・督促状を発した日から10日経過した日より5年納付がない場合は、不納欠損処理を行う

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

差押えを行った事例は認められなかった。

(2) 所在調査・財産調査等について

まず、所在調査については、連絡がつかなくなれば適宜住民票を取得するなど、適切な所在調査が行われていた。

財産調査については、これを行っている健康福祉センターと、一切行っていない健康福祉センターに分かれた。行っている健康福祉センターにおいては、預金照会をはじめ定期的に所得調査が行われるなどがされているが、差押えに至っている事例は認められなかった。

(3) 督促

各健康福祉センターにより取扱いは異なるが、催告書の送付、電話による督促行

為は共通して認められた。

(4) 生活困窮者との関係

生活保護を受給することとなった債務者に対しては、以降は所得調査を停止し、生活保護受給の確認をするにとどめるなどの処理が認められた。

第4 監査の手法

児童家庭課母子保健班からのヒアリングを行うとともに、県内の健康福祉センターの内3か所を訪問し、債権管理簿の閲覧をした。

第5 指摘事項

1 強制徴収を再考、中止した事案

健康福祉センターが債務者に対して強制徴収を実行しようとしたところ、児童家庭課がその実行を再考するよう促し、その結果、健康福祉センターが実行を中止した事例が存在した。

児童家庭課が再考を促した理由は、①当該事案のみ強制徴収という手法を採用することの是非、②法21条の4が地方税の滞納処分の例によるとするが、税金と福祉的給付の意味合いを持つ養育医療の自己負担金を同列に取り扱うことへの疑問、③徴収マニュアル等の統一的な基準が存在しない中で、当該事例のみに対して強制執行することへの疑問である。

しかしながら、かかる問題点は、そもそも本債権に共通する一般的な問題点であり、これに従えば、本債権については一切強制徴収を行えないことになる。そこで、今後の同種事例については、県が平成20年11月に策定した「債権管理適正化の手引」に基づいた適正な対応をすべきである。

第6 意見

1 財産調査の活用

法21条の4第3項は「地方税の滞納処分の例により処分することができる」と定めていることから、本債権は強制徴収公債権であると解釈される。

しかしながら、本債権の管理記録からは、財産調査が一切行われないうまま、いた

ずらに時効期間が経過するケースも見受けられた。すなわち、処理記録を閲覧する限りでは、債務者に対して督促、催告などの電話連絡等を行っているものの、財産調査を行った形跡が認められないものが多々存在した。その上で、督促、電話をしても債務者からの何らのリアクションがないにも関わらず、その後何らの財産調査を講じることなく、時効により不納欠損処理を行うという流れが通例化しているものと考えられる。なお、督促、電話を繰り返したことで、債権回収が功を奏した事例もあったので、一概にその手法を否定するものではない。

確かに、債務額が少額であること、債権の性質上、債務者に資力が乏しい可能性が高いと懸念されることは理解できるが、これらは財産調査を行う点において、何ら障害となるべき理由とはならない。そのため、財産調査を行うことを検討する必要があるものとする。

県からのヒアリングにおいても、本債権に関しては、社会福祉的な給付であることを主な理由として、従前、強制徴収が行われた事例はないとのことである。強制徴収に消極的になる点について心情的には理解できるが、公的な債権の強制徴収を検討する際には、当該債権そのものの性質に着目するのみではなく、債務者の生活状況を踏まえた上で、適切に強制徴収の可否を判断することが望ましい。

マンパワーが限定されており、かつ、徴収可能性の見込みが高くない中で、どの程度の労力を掛けるべきかという問題は残るものの、財産調査を活用することの検討が望まれる。

2 不納欠損処理について

適切な財政状況の管理のためには、時効が完成した場合には速やかに不納欠損処理を行う必要があるところ、年度末にまとめて不納欠損処理を行うなどする場合も認められた。かかる対応では、適切な財務状況が帳簿上反映されているとはいいがたい。そもそも、公債権の場合、援用がなくとも消滅時効は完成するのであるから、消滅した債権の請求という過誤防止という面も含め、適宜時効処理を行うことが望ましい。各健康福祉センターにおいて、管理方法が区々であり、統一的な対応が求められる。なお、本債権を私債権と考え、消滅時効が完成しているにも関わらず、不納欠損を行っていないケースも認められたので、債権の性質について研修を行うなどの方法で周知徹底が求められる。

第4節 虐待防止対策室

第1款 児童措置費扶養義務者負担金（債権番号17）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則である。

2 法的性質

強制徴収公債権である（児童福祉法56条7項）。

3 制度の概要

- (1) 都道府県が児童を民間の児童養護施設に入所させたり、里親に委託する措置を執る場合（児童福祉法27条1項3号）、その入所や委託に関する費用は、都道府県が支弁するものとされる（児童福祉法50条7号）。

そして、かかる費用の支弁をした都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることされており（児童福祉法56条2項）、徴収される金額は、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則21条1項によって決定され、扶養義務者等に請求がなされている。

- (2) 負担金の発生対象となっている県内の民間施設としては、現在、児童養護施設が16施設、乳児院が4施設、ファミリーホーム（一軒家の中で育てるコンセプトを持つ施設）が8施設、自立援助ホームが6施設、情緒障害児短期治療施設が1施設の合計35施設があり、また里親制度に登録している里親も約400件（ただし、現在児童を委託している里親は約150件とのこと）おり、これらの施設や里親に委託された児童に関する費用等を徴収するのが本債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1万137件（432人） 8780万6630円

※件数については、児童それぞれに対して毎月行われる「調定」の件数による。

したがって、児童1人について全く納付がなされなかった場合、1年間で12件

の未収金が発生することとなる。

2 未収金の推移

	件数 (件)	未収金額 (円)
平成20年度	3,980	33,328,650
平成21年度	4,660	41,506,010
平成22年度	5,704	50,531,486
平成23年度	6,869	63,399,024
平成24年度	8,103	74,571,902
平成25年度	8,661	76,609,930
平成26年度	9,412	82,514,631
平成27年度	10,137	87,806,630

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課であり、虐待防止対策室が担当しているが、千葉県事務委任規則7条1号ネの規定により、県内6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に徴収額の決定事務や徴収業務、及び滞納処分に関する権限を委任している。そのため、実際に債権管理を行っているのは、県内6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）である。

2 債権管理マニュアル

「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」を作成している。

（マニュアルの内容）※債権管理の流れのみ

- ① 児童相談所が徴収金額を決定し、扶養義務者等に徴収等決定（変更）通知書を送付した上で、納期限を定めた納入通知書を送付する。
- ② 納期限までに納付がないときは、千葉県財務規則44条に基づき、扶養義務者等に対して納期限経過後20日以内に督促状兼領収書を送付する。
- ③ 督促状送付後、速やかに電話をして納付意思を確認するとともに、納付を勧奨する。
- ④ 督促状を送付してもなお支払が行われない場合は、催告を実施するとされており、

マニュアル上、3種類の催告方法が記載されている。

ア 文書催告

最初の催告書は、督促状発付から概ね1カ月経過後を目安に送付する。催告書には納期限を設定し、必要に応じて納付書を同封する。一括納付が困難な滞納者や軽減制度の適用対象になる可能性のある者については、納付相談に応じる旨を明記して、来庁を促す書式にすることもある。また、二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、財産調査、差押え等も視野に入れて催告を実施するものとされている。

イ 電話催告

督促状、催告書を送付したにもかかわらず納付も連絡もない者や納付の約束をしたにもかかわらず不履行な者については、適宜電話による催告を行う。

なお、電話催告において納付交渉を行った際には、交渉した内容を滞納整理票の記事欄に記載することとされている。

ウ 臨戸

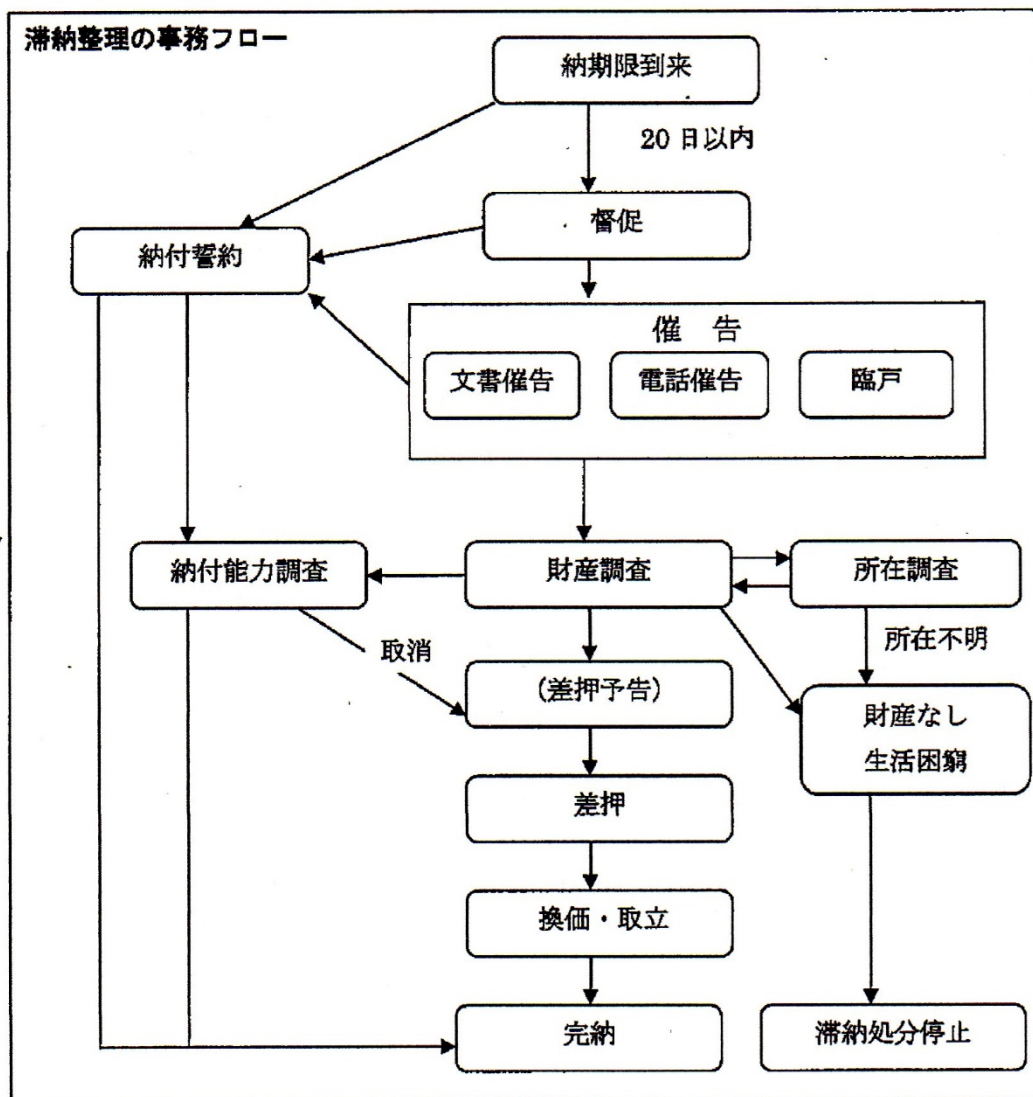
文書、電話等による催告を行っても納付されないときは、早い段階で直接滞納者の自宅等を訪問して徴収する。なお、児童福祉司が滞納者の家庭訪問をするときに併せて納付を勧奨する等、あらゆる機会を捉えて滞納の解消に努めるものとされている。

- ⑤ なお、上記の一連の督促行為の中で、滞納者から納付できないと相談を受けた場合には、児童相談所は納付相談に応じるものとされ、滞納者が一度に納付できないと認められる場合には、分割納付に応じることが認められている。ただし、分割納付に応じる際には、まず、滞納額全額についての納付誓約書を提出させた上で（それにより、滞納額全額について時効中断の効果が発生する）、滞納者の所得に応じた適切な金額での分割納付を認めるものとされている。
- ⑥ 二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、所在調査、財産調査を行った上で、差押え可能な資産を有する場合には、財産の差押及び換価・取立てを行う。

なお、児童措置費扶養義務者負担金は、強制徴収公債権であることから、所在調査及び財産調査においては、国税徴収法146条の2及び同法基本通達に基づき、

国及び地方自治体の全ての機関に協力要請を行いながら進めることが可能であり、また、国税徴収法141条に基づく質問・検査権及び同法142条に基づく捜索権も認められることから、金融機関等の民間機関に対する照会等も可能である。さらに、児童福祉法56条5項に基づき、費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることもできる。

- ⑦ また、滞納者について、「執行する財産がない場合（無財産）」、「滞納処分を執行することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（滞納処分を執行することによって生活保護の適用を受けなければならない程度になるおそれがあるとき）」、「滞納者の所在及び滞納処分できる財産がともに不明であるとき」には、滞納処分の執行停止をすることができる（地方税法15条の7第1項）とされている。なお、徴収処分の停止が3年間継続したときは、当該停止に係る徴収金の納税義務は消滅し（地方税法15条の7第4項）、その場合、児童相談所は、不納欠損処理を行うこととされている。



3 管理の実態

(1) 管理事務の状況について

各児童相談所では、上記①徴収等決定（変更）通知書の送付、②督促状の送付についてはいずれも行っていたが、③督促状送付後の電話督促については、ほとんど行われていなかった。

また、上記④の督促行為についても、文書催告は全件について行っているものの、電話催告は全件についてまで行えているわけではなく、臨戸による督促については、児童福祉司の家庭訪問は別として（これについては、主目的は債務の督促ではない）、徴収担当者による臨戸はほとんど行われていなかった。

そして、ほとんどの児童相談所においては、⑤滞納者から納付相談があった場合には、これに応じた上で、必要に応じて分納誓約書を提出させた上で分割納付を認

めていたが、電話による納付相談の場合に、分納誓約書を滞納者に送付せず（その場合、納付書のみを送付している）、分納誓約書を提出させることなく分割納付を認めている児童相談所も僅かながらではあるが存在した。

⑥財産調査については、毎年1回、担当課の主催で各児童相談所の担当者を集めて、「児童措置費扶養義務者負担金の収入未済額減に係る検討会」を開催しており、各児童相談所で管理する滞納者の内、高額滞納者を数名程度ずつピックアップして持ち寄り、検討会において検討した上で、必要なケースに付き財産調査（主に預金の照会）を行っている。ただし、預金照会等を行ったとしても実際に差押え可能な資産等が見つかるケースは少なく、差押えに至ったケースは平成27年度で1件のみであった。

また、各児童相談所において、所在不明や生活保護受給、破産開始決定などの理由で⑦滞納処分の執行停止を行っているケースは散見された。

ただし、どの児童相談所においても、不納欠損処分を行うケースで最も多いのは、時効消滅を理由とするものであった。

(2) 財産調査について

前述のように、行っている財産調査としては、高額滞納者の内、毎年10名程度をピックアップして行う預金の照会のみである。

不動産や、住民税等の各種課税資料の調査などは一切行われておらず、他の行政機関等への資料提供の要請や、国税徴収法上の質問・検査権や搜索権の行使も行っていない。

(3) 時効管理について

各児童相談所で全件について行うことができているのは、督促状、催告状など書面の送付にとどまり、電話による催告や臨戸など、滞納者と直接コンタクトを取ることは十分にできていない。

また、各種財産調査も積極的に行っていないことから、勤務先調査を背景とした「給与差押予告」などを利用した納付相談への誘導なども行っていない。

そのため、時効中断行為が取れるのは、①分納を求めて連絡を取ってくるなど滞納者側からコンタクトがあった場合、②児童福祉司の家庭訪問や電話連絡の際に、説得に応じた場合などに限られることから、時効中断措置を取ることができないま

ま、5年間の消滅時効期間を経過して不納欠損処理を行うに至る債権が少なくなく、年間約1000件にもものぼっている。

(4) 不納欠損処理の時期について

債権が時効消滅した場合など、一定の場合には不納欠損処理が必要となるが、児童相談所ごとに時効消滅を理由とする不納欠損処理の時期が異なっており、これを原因として事務処理上のミスが生じている例が見られた。

- ① ある児童相談所においては、毎月時効消滅を理由とする不納欠損処理を行っていた。
- ② しかし、複数の児童相談所においては、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱いをせず、毎年1回年度末に当該年度の6年前の年度の未収債権の内、時効中断事由がない債権を一括して不納欠損処理するという運用を行っていた。

例えば、平成28年3月31日（平成27年度の年度末）に平成21年度分の未収債権の内、時効中断事由がない債権について一括して不納欠損処理を行うといった運用である。本来、児童措置費扶養義務者負担金の債権の消滅時効は5年間であることからすれば、一括処理を行うにしても5年前の年度の不納欠損処理を行えばよいようにも思えるが、消滅時効の起算点は納期限経過後20日以内に送付する督促状の送達時であり、当該年度の年度末において、5年前の年度の債権については全てが時効消滅していないことから、時効消滅できる債権とできない債権を仕分ける手間を省き、簡便に1年度分の未収債権をまとめて不納欠損処理できるようにするために、6年前の年度の未収債権を対象に不納欠損処理を行うという運用をとっているようである。

しかし、この運用では、年度途中で時効消滅した債権については、時効消滅後も翌年度末まで債権管理簿上に記載され続けることになることから、この運用が事務処理上のミスの原因となる場面がいくつか見られている。

- ③ 1つは、時効消滅している債権について、催告書を送付する行為である。当該児童相談所では、前年度から繰り越されている未収債権について、毎年8月頃に一斉に催告書を送付しており、その催告書の送付は、催告書送付時に帳簿上残存している債権全額について行っていたが、不納欠損処理について上記運用を取っている結

果、当該年度に入ってから催告書送付時までの期間に新たに時効消滅した債権についても、不納欠損処理が未了であり、帳簿上残存していることから、これらも含めた金額での催告書を送付してしまっていた。

その結果、例えば、平成27年8月の催告書送付の際に、平成27年4月1日から催告書送付時までに新たに時効消滅した債権についても含めた金額での催告書を送付している結果となっている。

④ もう1つは、時効消滅済みの債権も含んだ納付誓約書の作成をさせる行為である。

前述のように、債務者である保護者が生活困窮等を理由に分割納付を求めた場合、当該児童相談所としては、生活状況等を確認の上、一括では納付が困難と判断される場合には、滞納者に納付誓約書を提出させた上で、分割納付を認めている。

そして、納付誓約書を提出させる際には、その時点での滞納額全額について明記させ、全ての債務について時効を中断させることが求められている。

とすると、前述のように時効消滅を理由とする不納欠損処理を随時行わず、一括して行っている児童相談所においては、納付誓約書に記載させる債権額について、帳簿上の債権額をそのまま記載することはできず、直近の不納欠損処理がなされた時点から、納付誓約書作成時点までに新たに時効消滅した債権を差し引いて記載することが必要となるが、この作業中にミスが生じ、本来時効消滅している債権も含んだ形での納付誓約書を作成させているケースが見られた。

(5) 徴収金額の誤認定の発生

保護者の収入認定区分の誤認定が複数発生したことが判明したことから、平成27年度中に、県内全部の児童相談所において、平成22年度以降に発生した全債権について、収入認定区分の妥当性について検証作業を行ったところ、多数の誤認定が判明した。誤認定が生じた原因は、単純な計算ミスや、保護者が収入申告書類を提出しなかったことから推計に基づいて認定していたところ、後日になって正しい収入が判明して誤認定が発覚した場合など、様々であったが、いずれにしろ、それらに対応して、収入認定区分の訂正とそれに伴う徴収額の増額、減額調定を行っている。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同室に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理事務は、県の出先機関である6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に委任されていることから、その中で管理件数が比較的多い3カ所（中央、市川、柏）の各児童相談所を訪問し、債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 徴収金額の誤認定への対策

前述のように、平成27年度は、保護者の収入認定区分の誤認定が多数発生している。

収入認定の作業は複雑である上、速やかに行わなければならない一方、保護者が資料等を速やかに提出しないことも多く、困難を伴う作業ではあるものの、誤認定が相次ぐことにより、保護者の県や児童相談所に対する不信感を生み、納付意識の希薄化に繋がるおそれもあることからすれば、今後の再発防止対策が強く求められる。

2 時効に関する事務について

(1) 時効消滅債権についての督促行為

一部の児童相談所においては、前年度から繰り越されている未収債権について、年に1度、滞納者に対して催告書を送付する際に、既に時効消滅している債権も含めた金額で催告書を送付しているケースが見られた。

時効消滅において債務者の援用が不要とされる強制徴収公債権において、このような督促行為は適法ではないことから、直ちにやめるべきである。

(2) 時効消滅債権も含んだ納付誓約書の作成

一部児童相談所において、滞納者に納付誓約書を作成させる際に、既に時効消滅している債権も含んだ形で作成させているケースが見られた。

強制徴収公債権である児童措置費扶養義務者負担金は、私債権と異なり消滅時効の援用が不要で、時効期間経過により絶対的に債権が消滅することからすれば、時

効完成後に債務承認をさせることは許されず、直ちに改善がなされるべきである。

3 時効管理の不徹底

前述のように、本債権においては、滞納が生じても、複数回における電話催告や臨戸などの粘り強い催告行為や、預金照会以外の財産調査等に至らないケースが多く、最終的に、「5年間の時効消滅を待って不納欠損処理を行う」という運用に陥っているケースが多く見られた。

そのため、徴収担当者の側でも、時効管理に関する意識が希薄であり、分割納付を認める際に納付誓約書の提出を求めている児童相談所があったり、消滅時効にかかりそうな債権があっても、電話督促の回数を増やしたり、臨戸を行って分納誓約書の提出を求めるなど、時効中断に向けた積極的な対応を取る児童相談所は皆無であり、その結果時効期間が経過して、淡々と不納欠損処理を行うというケースが目立った。

本債権については、債務者である保護者が低所得かつ納付意識が希薄な場合が多く、単なる文書催告だけでは回収が困難なケースが多いと思われることから、マニュアルなどで採用されたあらゆる督促方法を駆使して、ケースごとに工夫しながら納付に結びつける必要があり、その意味でも、書面催告中心の画一的な督促行為に終始していることは、疑問である。

もちろん、回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分の執行停止を行うことこそが検討されるべきである。

それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でないと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。

第6 意見

1 不納欠損処理の時期

前述のように、一部の児童相談所において、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱

いをせず、毎年1回年度末に、当該年度から6年前の年度の時効消滅分を一括して不納欠損処理している児童相談所が見られた。

そして、この運用が原因で、既に時効消滅している債権について、催告書を送付してしまうという事例が毎年多数生じてしまったほか、既に時効消滅している債権も含めた納付誓約書を取得してしまっている事態も生じている。

前述のように、債権管理業務においては、帳簿に計上されている債権の情報に基づいて事務を行うことが多いことからすれば、債権管理の効率性・有効性の観点からも、時効消滅などの実体法上の債権の変動と帳簿上の債権の記載をできる限り一致させることが求められているというべきである。また、時効で消滅している債権を収納するという適法でない結果が生じることを防止するためにも、不納欠損処理の時期を見直し、随時行う運用に改めることが望ましい。

2 分納手続におけるマニュアル不遵守

- (1) ごく一部の児童相談所において、債務者である保護者が電話連絡によって生活困窮等を理由に分割納付を求めた場合に、保護者から納付誓約書等の取り付けをしないまま、施設の判断で分割した金額の納付書を送付している件が散見された。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「生活困窮等によりすぐには納付が困難なときや一括では納付が困難なときは納付誓約書を提出させる」と明記されている。

これは、未納額全額について納付誓約書を作成させて債務全体について時効中断を図るとともに、債務者に債務の存在を認識させ、納付意識を呼び起こすためにも重要な手続である。

しかしながら、児童相談所によっては、保護者から電話で分納の申し込みを受けた際に、納付誓約書を送付せずに納付書だけを送付しているようであり、時効管理の観点からも改善されることが望ましい。

- (2) また、どの児童相談所においても、納付相談に応じて分納を認める際に、徴収担当者が保護者の短時間の口頭での説明のみで低額の分納に応じ、財産状況や資産状況についての資料の要求や、必要な財産調査を行っていないケースが目についた。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「分割納付にあたっては、納付額の定めはないが、滞納者からの「〇円しか払えない」等の申出を鵜呑み

にすることなく、月々いくらぐらいなら納付できるのかを調査（詳しくは財産調査を参照）し、適切な額を提示するものとする」と明記されている。

これは、やむを得ず分納に応じる場合でも、債務者の収支の状況、扶養家族の状況、資産状況、勤め先及び職務内容等を確認するとともに、適宜納付額の増額を検討し、分納額が常に債務者の支払い能力に見合う額にする必要があるためである。

上記からすれば、保護者の口頭の説明のみで低額の分納に応じている現状の運用は妥当なものとは言えず、客観的資料をもとに分納額が適正かどうかを精査することが望ましい。

第2款 児童福祉施設費扶養義務者負担金（債権番号18）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則である。

2 法的性質

強制徴収公債権である（児童福祉法56条7項）。

3 制度の概要

- (1) 都道府県が児童を県立の施設に入所させる措置を執る場合（児童福祉法27条1項3号）、その入所や委託に関する費用は、都道府県が支弁するものとされる（児童福祉法50条7号）。

そして、かかる費用の支弁をした都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる（児童福祉法56条2項）、徴収される金額は、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則21条1項によって決定され、扶養義務者等に請求がなされている。

- (2) 県内の県立施設は、生実学校、富浦学園及び乳児院の3カ所であり、これら施設に委託された児童に関する費用等を徴収するのが、本債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1201件（83人） 1425万9274円

- ※ 件数については、児童それぞれに対して毎月行われる「調定」の件数による。したがって、児童1人について全く納付がなされなかった場合、1年間で12件の未収金が発生することとなる。

2 未収金の推移

	件数 (件)	未収金額 (円)
平成20年度	762	9,454,673
平成21年度	813	11,400,395
平成22年度	918	12,409,146
平成23年度	1012	14,147,579
平成24年度	1134	15,846,695
平成25年度	1165	15,156,142
平成26年度	1150	14,566,942
平成27年度	1201	14,259,274

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室であるが、千葉県事務委任規則7条1号ネの規定により、県内6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に徴収額の決定事務や徴収業務、及び滞納処分に関する権限を委任している。ただし、徴収業務に関しては、各施設の管理規則でさらに施設長に委任されていることから（生実学校管理規則6条等）、実際の徴収業務及び債権管理については、県立の3カ所の施設（生実学校、富浦学園、乳児院）で行われている。

2 債権管理マニュアル

「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」を作成している。

（マニュアルの内容）※債権管理の流れのみ

- ① 徴収金額を決定した上で、扶養義務者等に徴収等決定（変更）通知書を送付した上で、納期限を定めた納入通知書を送付する。
- ② 納期限までに納付がないときは、千葉県財務規則44条に基づき、扶養義務者等に対して納期限経過後20日以内に督促状兼領収書を送付する。
- ③ 督促状送付後、速やかに電話をして納付意思を確認するとともに、納付を勧奨する。
- ④ 督促状を送付してもなお支払が行われない場合は、催告を実施するとされており、

マニュアル上、3種類の催告方法が記載されている。

ア 文書催告

最初の催告書は、督促状発付から概ね1カ月経過後を目安に送付する。催告書には納期限を設定し、必要に応じて納付書を同封する。一括納付が困難な滞納者や軽減制度の適用対象になる可能性のある者については、納付相談に応じる旨を明記して、来庁を促す書式にすることもある。また、二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、財産調査、差押え等も視野に入れて催告を実施するものとされている。

イ 電話催告

督促状、催告書を送付したにもかかわらず納付も連絡もない者や納付の約束をしたにもかかわらず履行しない者については、適宜電話による催告を行う。

なお、電話催告において納付交渉を行った際には、交渉した内容を滞納整理票の記事欄に記載することとされている。

ウ 臨戸

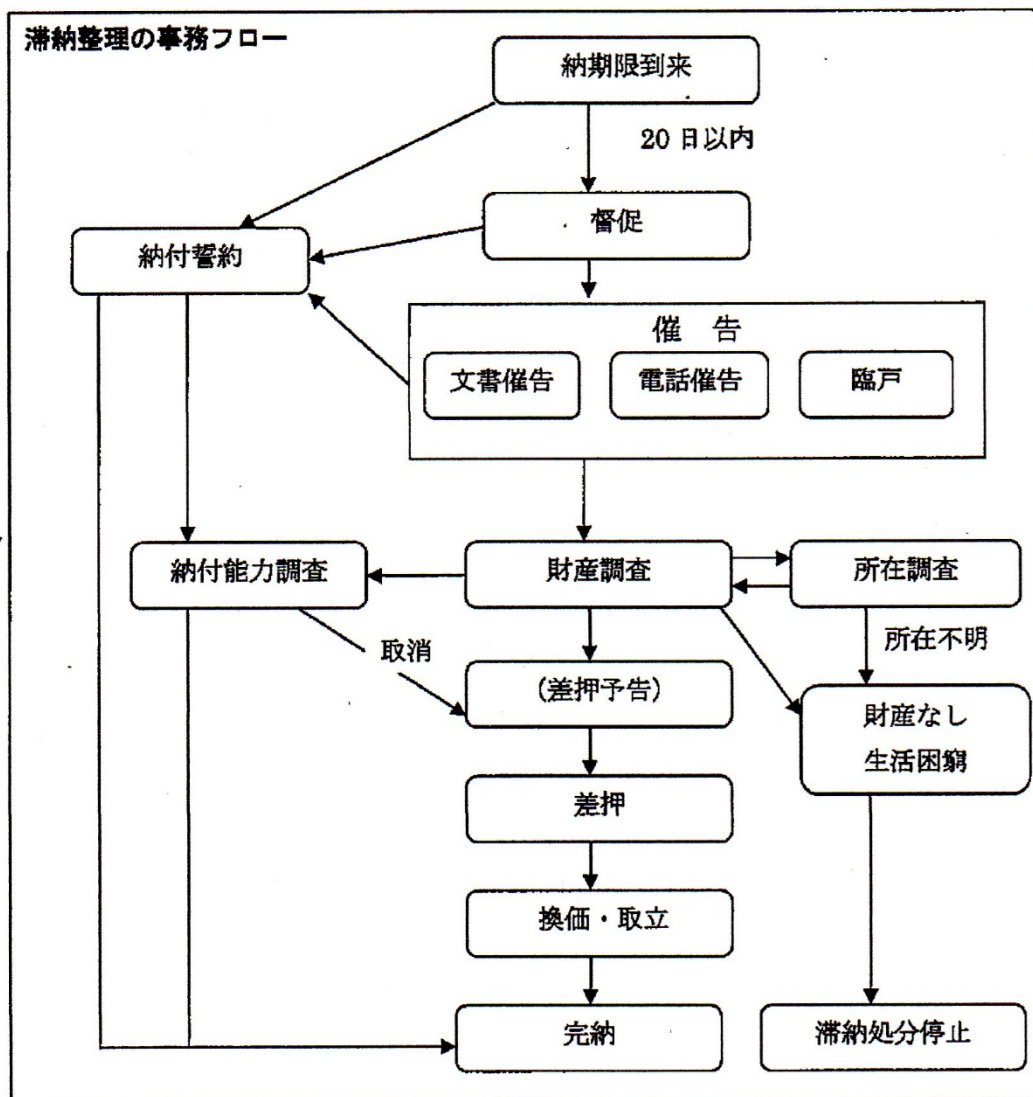
文書、電話等による催告を行っても納付されないときは、早い段階で直接滞納者の自宅等を訪問して徴収する。なお、児童福祉司が滞納者の家庭訪問をするときに併せて納付を勧奨する等、あらゆる機会を捉えて滞納の解消に努めるものとされている。

⑤ なお、上記の一連の督促行為の中で、滞納者から納付できないと相談を受けた場合には、各県立施設は納付相談に応じるものとされ、滞納者が一度に納付できないと認められる場合には、分割納付に応じることが認められている。ただし、分割納付に応じる際には、まず、滞納額全額についての納付誓約書を提出させた上で（それにより、滞納額全額について時効中断の効果が発生する）、滞納者の所得に応じた適切な金額での分割納付を認めるものとされている。

⑥ 二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、所在調査、財産調査を行った上で、差押え可能な資産を有する場合には、財産の差押え及び換価・取立てを行う。ただし、滞納処分に関する権限を有するのは、各県立施設でなく児童相談所であることから、⑥以下の手続を行うのは、各県立施設ではなく、各児童相談所である。

なお、児童福祉施設費扶養義務者負担金は、強制徴収公債権であることから、所在調査及び財産調査においては、国税徴収法146条の2及び同法基本通達に基づき、国及び地方自治体の全ての機関に協力要請を行いながら進めることが可能であり、また、国税徴収法141条に基づく質問・検査権及び同法142条に基づく捜索権も認められることから、金融機関等の民間機関に対する照会等も可能である。さらに、児童福祉法56条5項に基づき、費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることもできる。

- ⑦ また、滞納者について、「執行する財産がない場合（無財産）」、「滞納処分を執行することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（滞納処分を執行することによって生活保護の適用を受けなければならない程度になるおそれがあるとき）」、「滞納者の所在及び滞納処分できる財産がともに不明であるとき」には、滞納処分の執行停止をすることができる（地方税法15条の7第1項）とされている。なお、徴収処分の停止が3年間継続したときは、当該停止に係る徴収金の納税義務は消滅し（地方税法15条の7第4項）、その場合、児童相談所は、不納欠損処理を行うことになる。



4 管理の実態

(1) 管理事務の状況について

県立施設においては、上記①徴収等決定（変更）通知書の送付、②督促状の送付についてはいずれも行っていたが、③督促状送付後の電話督促については、ほとんど行われていなかった。

また、上記④の督促行為についても、文書催告は全件について行っているものの、電話催告は全件行うことができず、臨戸による督促については、児童福祉司の家庭訪問は別として（これについては、主目的は債務の督促ではない）、徴収担当者による臨戸はほとんど行われていなかった。

そして、いずれの県立施設においても、⑤滞納者から納付相談があった場合には、これに応じた上で、必要に応じて分割納付を認めていたが、納付誓約書の取得を行

っていない施設があった。⑥財産調査については、毎年1回、担当課の主催で各児童相談所の担当者を集めて、「児童措置費扶養義務者負担金の収入未済額減に係る検討会」を開催しており、各児童相談所で管理する滞納者の内、高額滞納者を数件ずつピックアップして持ち寄り、検討した上で、必要なケースに付き財産調査等（主に預金の照会である）を行っている。ただし、預金の照会等を行っても実際に差押え可能な資産等が見つかるケースは少なく、差押えに至るケースは非常に少ない。

また、各児童相談所において、所在不明のために⑦滞納処分の執行停止を行うことはあるようであるが、無財産を理由とした滞納処分の執行停止は、ほとんど行われていなかった。

どの県立施設・児童相談所においても、不納欠損処分を行うケースで最も多いのは、時効消滅を理由とするものであった。

(2) 財産調査について

前述のように、行っている財産調査としては、高額滞納者の内、毎年10名程度をピックアップして行う預金の照会のみである。

不動産や、住民税等の各種課税資料の調査などは一切行われておらず、他の行政機関等への資料提供の要請や、国税徴収法上の質問・検査権や搜索権の行使も行っていない。

(3) 時効管理について

各児童相談所で全件について行うことができているのは、督促状、催告状など書面の送付にとどまり、電話による催告や臨戸など、滞納者と直接コンタクトを取ることには十分にできていない。

また、各種財産調査も積極的に行っていないことから、勤務先調査を背景とした「給与差押予告」などを利用した納付相談への誘導なども行っていない。

そのため、時効中断行為が取れるのは、①分納を求めて連絡を取ってくるなど滞納者側からコンタクトがあった場合、②児童福祉司の家庭訪問や電話連絡の際に、説得に応じた場合などに限られることから、時効中断措置を取ることができないまま、5年間の消滅時効期間を経過して不納欠損処理を行うに至る債権が少なくなく、年間100件以上にもものぼっている。

(4) 不納欠損処理の時期について

債権が時効消滅した場合など、一定の場合には不納欠損処理が必要となるが、施設によって時効消滅を理由とする不納欠損処理の時期が異なっており、これを原因として事務処理上のミスが生じている例が見られた。

- ① 一部施設においては、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱いをせず、毎年1回6月にそれまでに時効消滅した債権を一括して不納欠損処理している施設が見られた。

例えば、平成26年6月から平成27年5月までに時効消滅した債権について、まとめて平成27年6月1日に不納欠損処理を行うといった運用である。

しかし、この運用では、平成27年6月1日以降に時効消滅した債権については、翌平成28年5月31日までは時効消滅しているにもかかわらず不納欠損処理がなされず、債権管理簿上に記載され続けることになることから、この運用が原因で、既に時効消滅している債権について催告書と納付書を送付するという事務処理上のミスが生じている。

- ② すなわち、当該施設では、前年度から繰り越されている未済債権の内、当該年度に収納できなかったものについて、毎年4月1日に繰越調定を行った上で滞納者に催告書・納付書を送付するという運用を取っていた。

そして、その繰越調定及び催告書・納付書の送付は、毎年4月1日時点で帳簿上残存している債権全額について行われているが、不納欠損処理について上記運用を取っている結果、上記例でいえば、平成26年6月から平成27年3月31日までの期間に既に時効消滅している債権についても、不納欠損処理が未了で帳簿上残存していたことから、これらを含む全額について繰越調定が行われ、時効消滅部分を含んだ全額についての催告書・納付書が発送される結果となっている。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同室に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の徴収業務は、県立の3カ所の施設（生実学校、富浦学園、乳児院）に委任されており、債権管理ファイルも県立施設に存在することから、その内の2

カ所の施設（生実学校、乳児院）を訪問し、債権管理ファイル等の閲覧調査を行っている。

第5 指摘事項

1 時効消滅債権についての繰越調定及び督促行為

一部施設においては、既に時効消滅しており、法的に請求が不可能な債権についてまで全額繰越調定が行われ、時効消滅部分を含んだ全額についての催告書・納付書が発送されるケースが見られた。

時効消滅において債務者の援用が不要とされる強制徴収公債権において、このような事務処理は適法でないことから、直ちに改善がなされるべきである。

2 時効管理の不徹底

前述のように、本債権においては、滞納が生じても、複数回における電話催告や臨戸などの粘り強い催告行為や、預金照会以外の財産調査に至らないケースが多く、最終的に、「5年間の時効消滅を待って不納欠損処理を行う」という運用に陥っているケースが多く見られた。

そのため、徴収担当者の側でも、時効管理に関する意識も希薄であり、消滅時効にかかりそうな債権があっても、電話督促や分納誓約書の提出を求める行為などは積極的に行われておらず、その結果時効期間が経過して、淡々と不納欠損処理を行うというケースが目立った。

本債権については、債務者である保護者が低所得かつ納付意識が希薄な場合が多く、単なる文書催告だけでは回収が困難なケースが多いと思われることから、マニュアルなどで採用されたあらゆる督促方法を駆使して、ケースごとに工夫しながら納付に結びつける必要があり、その意味でも、書面催告中心の画一的な督促行為に終始していることは、疑問である。

もちろん、回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分執行停止を取ることこそが検討されるべきである。

それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でな

いと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。

第6 意見

1 不納欠損処理の時期

前述のように、一部の施設において、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱いをせず、毎年1回6月にそれまでに時効消滅した債権を一括して不納欠損処理している施設が見られた。

そして、この運用が原因で、既に時効消滅している債権について、催告書と納付書を送付してしまうという事例が毎年多数生じてしまっている。

もちろん、この多数の違法督促を回避することだけを考えれば、不納欠損処理を随時行う運用に改めることまでは必ずしも必要でなく、不納欠損処理を行う時期を毎年6月1日ではなく、毎年3月31日に行うことにすれば、毎年4月1日に繰越調定処理を行う際の帳簿には、時効消滅済みの債権が記載されることもなくなり、違法督促も回避できることになる。

しかしながら、前述のように、債権管理業務においては、帳簿に計上されている債権の情報に基づいて事務を行うことが多いことからすれば、債権管理の効率性・有効性の観点からも、時効消滅などの実体法上の債権の変動と帳簿上の債権の記載をできる限り一致させることが求められているというべきであり、その意味で、不納欠損処理の時期に関しても、1年に1度ではなく、随時行う運用に改められることが望ましい。

2 分納手続におけるマニュアルの不遵守

- (1) 一部施設において、債務者である保護者が電話で連絡をしてきて、生活困窮等を理由に分割納付を求めた場合に、保護者から納付誓約書等の取り付けをしないまま、施設の判断で分割した金額の納付書を送付している件が散見された。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「生活困窮等によりすぐには納付が困難なときや一括では納付が困難なときは納付誓約書を提出させる」と明記されている。

これは、未納額全額について納付誓約書を作成させて債務全体について時効中断を図るとともに、債務者に債務の存在を認識させ、納付意識を呼び起こすためにも重要な手続である。

しかしながら、施設によっては、保護者から電話で分納の申し込みを受けた際に、納付誓約書を送付せずに納付書だけを送付しているようであり、この取扱いは、消滅時効が迫った債権についても同様の取扱いをしていたが、早急に改善が必要である。

- (2) また、どの施設においても、納付相談に応じて分納を認める際に、徴収担当者が保護者の短時間の口頭での説明のみで低額の方納に応じ、財産状況や資産状況についての資料の要求や、必要な財産調査を行っていないケースが目についた。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「分割納付にあたっては、納付額の定めはないが、滞納者からの「〇円しか払えない」等の申出を鵜呑みにすることなく、月々いくらぐらいなら納付できるのかを調査（詳しくは財産調査を参照）し、適切な額を提示するものとする」と明記されている。

これは、やむを得ず分納に応じる場合でも、債務者の収支の状況、扶養家族の状況、資産状況、勤め先及び職務内容等を確認するとともに、適宜納付額の増額を検討し、分納額が常に債務者の支払い能力に見合う額にする必要があるためである。

上記からすれば、保護者の口頭の説明のみで低額の方納に応じている現状の運用は妥当なものとは言えず、客観的資料をもとに分納額が適正かどうかを精査すべきである。

第3款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金 (債権番号19)

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、児童福祉法、社会福祉法、千葉県補助金等交付規則及び社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱である。

2 法的性質

県は私債権と解している。

3 事案の概要

児童養護施設を運営するA社会福祉法人に対し、県が、児童養護施設本体工事に係る補助金として、昭和53年から昭和54年にかけて、千葉県補助金等交付規則に基づき、合計6990万3000円を交付した。

千葉県補助金等交付規則17条1項2号では、「その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき」には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある旨定めており、社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5条で補助金交付の条件を定めている。

A社会福祉法人は、平成3年頃、多額の所在不明金の存在や施設敷地の確保が十分になされていないなどの事実が判明したことから、同年頃から県より再三、改善を求められていたものの、十分な対応策を取らなかったため、平成5年に県より社会福祉事業法（当時）54条2項に基づく措置命令を受けた。しかしながら、措置命令を受けてもA社会福祉法人側に十分な改善が見られなかったことから、県は、平成5年から平成6年にかけてさらに2度の措置命令を行った上で、平成6年に社会福祉事業法54条4項に基づく解散を命じることとなり、これによりA社会福祉法人は事業の継続ができなくなった。そこで、県は、A社会福祉法人が社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5条に定める条件に違反したとして、平成8年2月23日付で千葉県補助金等交付規則17条1項2号に基づいて補助金の交付決定を取り消し、同規則18条1項に基づき、補助金の一部である5377万1537円の返還を求めたものである。

また、県は、平成8年に施設の土地建物の抵当権者によって施設の土地建物が競売に付された際に交付要求を行い、平成9年2月に上記競売事件の配当金23万3019円を受領したことから、現在の未収額は5353万8518円となっている。

なお、A社会福祉法人は、児童養護施設と同一敷地内で特別養護老人ホームも運営していたことから、この特別養護老人ホームの本体及びスプリンクラー設置工事に対しても、県から合計2億175万6000円の社会福祉施設等整備費補助金が支出されており、児童養護施設の場合と同様に補助金の返還が問題となっているが、この特別養護老人ホームの補助金の返還については、健康福祉部高齢者福祉課法人支援班の所管であることから、同課の箇所で改めて述べる。

また、県がA社会福祉法人に対して行った解散命令に対しては、平成6年にA社会福祉法人が、県を被告として解散命令処分の取消しを求める行政訴訟を提起したが、第一審の千葉地方裁判所は、平成11年に県の行った解散命令処分は適切であったとしてA社会福祉法人側の請求を棄却する判決を下し、第二審の東京高等裁判所及び上告審の最高裁判所でも上記判断は維持されて、平成13年に確定している。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1件 5353万8518円

2 未収金額が確定するまでの経過

A社会福祉法人に対する債権額が確定するまでの経過は、以下のとおりである。

昭和53年～ 昭和54年	3度に分けて補助金の交付決定。 (交付総額6990万3000円)
平成6年 11月25日	県がA社会福祉法人に解散命令を行う。
同年12月	A社会福祉法人、職権により解散登記。
平成7年	施設土地建物の抵当権者が、千葉地方裁判所館山支部に競売申立てを行う。

平成8年 2月23日	補助金交付決定の取消決定。 (返還命令額5377万1537円)
平成9年2月	上記競売手続において、配当金を受領。 (23万3019円)

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課であり、虐待防止対策室が担当している。なお、前述のように、A社会福祉法人に対しては、健康福祉部高齢者福祉課法人支援班においても同様の補助金の交付決定の取消しに基づく債権を有していることから、一部の督促行為や資産調査については、同班と共同して行っている。

2 管理の実態（その後の管理の状況）

- (1) 平成6年に県がA社会福祉法人に対して解散命令を発した結果、A社会福祉法人の理事長は、A社会福祉法人の清算人となった。

A社会福祉法人の解散前の資産目録によると、A社会福祉法人の資産は、施設の土地建物及びそれに附属する設備を除いてはほとんど存在せず、回収可能な資産は施設の土地建物のみという状況だった。

なお、施設の土地建物については、これらについて抵当権を設定していた債権者が競売手続を申立て、県も交付要求を行った結果、同競売手続において23万3019円の配当金を受領している（受領したのは平成9年2月。配当を受領したことにより、債権額が5353万8518円に減少した。）。

- (2) その後の回収行為については、目立った資産もないことから、県は年1回、A社会福祉法人の清算人(旧理事長)に対して納付書を発送しているのみとなっている。

また、平成21年、平成26年、平成27年及び平成28年には、担当課の職員が、同じくA社会福祉法人に対して債権を有する高齢者福祉課法人支援班の職員と共同で、納付書の交付及び督促のために清算人宅を訪問している。

しかし、A社会福祉法人の清算人は、県の行った解散命令に対して不満の意を表し続け、解散命令の無効を主張し、納付書の受領等も拒否していた（ただし、郵送

での送付自体は拒んでおらず、最終的には郵送で納付書を受け取っていた。また、清算人は平成28年に死亡している。)

また、記録によると、担当課は、高齢者福祉課法人支援班と共同で、平成21年度に清算人個人の資産や所得を対象として、市町村に対して「滞納処分のため必要がある」との理由で照会等の調査を行っており、一部市町村からは回答も受け取っている。

なお、清算人はA社会福祉法人の元理事長であることから、理事長としての任務懈怠責任を負う可能性は理論上存在するが、そのためには別途訴訟等を提起して代表者の個人責任の有無を確定させる必要があるところ、このような理事長の責任追及の動きが一切行われないうまま10年以上の時が経過しており、少なくとも照会等を行った平成21年の時点では、理事長の個人責任を追及することは法的に困難となっていたと考えられる。

- (3) 本債権については、最後の弁済金受領（競売事件の配当金）から約20年を経過しようとしている。しかしながら、債権の性質が私債権であり、時効成立には債務者の時効の援用が必要であるところ、A社会福祉法人の清算人は、前述のように解散命令自体を争う意向を示していたことから、消滅時効の援用を行わず、債権の時効消滅には至っていない。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、債権管理簿を閲覧し、別途同室に対する照会を行って回答を受けた。また、後述のように本債権の回収においては、健康福祉部高齢者福祉課法人支援班と共同で行っている面があることから、同班からもヒアリング及び資料の提供を受けた。

第5 指摘事項

1 回収不能債権の長期間の放置

前述のように、少なくとも施設の土地建物の競売手続が終了し、配当金を受領した平成9年2月の時点では、清算手続自体は終了していないものの、A社会福祉法人に回収可能な資産が存在しないことについて、県は十分に把握していたと思われる。

る。

しかも、A社会福祉法人の清算人は、前述のように県による解散命令自体を受け入れておらず、今後清算手続が進行することも考えがたい状況であったことも考えると、少なくとも平成9年の時点で、「何ら回収作業が進展せずに、時間だけが経過する」という、現状のような状況に陥ることは十分に予見が可能であったと考える。

そのため、経済性・効率性・有効性の観点からすれば県は、①裁判所に対して清算人の解任と新たな清算人の選任を求めた上で、新清算人に破産申立てを促し（社会福祉法上、清算中に債務超過が明らかになった場合には、清算人は破産申立てを行うこととなっている。同法46条の11）、破産手続の終了を待って不納欠損処理を行うか、あるいは、②そのような手続を取らず、回収可能性がないことを理由に、議会の議決を経た上で債権放棄の手続を取る（自治法96条1項10号）か、いずれかの手段を取るべきであった。

そして、手段に要するコスト（裁判所への申立費用等が相当程度必要と思われる）や期間を考えると、②の方策を採ることが妥当と考えるが、いずれにしろ、約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにいずれかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。

第6 意見

1 債務者でない者を調査対象とした資産調査実施

前述のように、県では、平成21年度に清算人個人の資産を対象に財産調査を行い、一部市町村からは回答を受け取っている。

しかしながら、本件未収金においてあくまで債務者は「清算中の法人」であり、清算人は、法人の機関として請求を受ける地位にあるだけで、清算人個人として債務を負っているわけではない。

それにもかかわらず、「滞納処分のために必要がある」との理由で清算人個人の資産に対して文書照会等を行うことは、滞納処分の対象者でない（債務者でない）者に対する理由なき照会であり、千葉県個人情報保護条例8条1項にも抵触した不適切なものであることから、特に法人について、法人の機関と個人との違いについて

再確認するなどして、再発防止を図ることが望ましい。

第4款 東京高裁平成20年（ネ）第444号事件損害賠償請求事件に係る 求償金（債権番号20）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、国家賠償法である。

2 法的性質

私債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1件 655万6612円

2 未収金発生の経緯

A社会福祉法人の運営する児童養護施設において、A社会福祉法人の理事長であり、児童養護施設の施設長であったBが、入所児童らに暴行等を加えるという事件が発生し、その後、児童らがB、A社会福祉法人及び県に対して、損害賠償請求訴訟を提起した。

訴訟では、第1審、第2審のいずれも、Bによる入所児童らへの暴行行為等の不法行為があったことを認めた上で、施設長であったBが公務員とみなされる地位にあったといえることを理由に、千葉県に対しても、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を認定した。

県は、上告したものの、平成22年11月5日、上告は棄却されて判決が確定し、県は同月9日付けで、訴訟の原告ら（児童ら）に対し、判決で認容された賠償額及び同日までの遅延損害金合計655万6612円を支払った。

そして、本件賠償金は、施設長であったBの故意に基づく暴行行為等による不法行為が原因であることから、県は、国家賠償法1条2項に基づく求償権の行使をBに対して行うことを決定し、平成23年2月、Bに対して、国家賠償法1条2項に基づく求償権の行使を行っている（請求金額655万6612円）。

ただし、県は、求償権行使のためのBに対する訴訟提起等を行っておらず、Bに対する債務名義は有していない。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課であり、虐待止対策室が担当している。

2 債権額が確定するまでの経過

Bに対する債権額が確定するまでの経過は、以下のとおりである。

平成8年	A社会福祉法人が運営する児童養護施設において、児童が施設を抜け出して複数の児童相談所に助けを求めるなどしたことから、事件が発覚。
平成12年 3月	被害児童らが、千葉地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起。
平成19年 12月	第1審判決において、児童らの県に対する請求を一部認容（その後、県は控訴）。
平成21年 2月	第2審判決において、児童らの県に対する請求を一部認容（その後、県は上告）。
平成22年 11月	最高裁判所が上告棄却決定。県の児童らに対する賠償義務が確定。 また、判決確定を受けて、県は、児童らに対して、遅延損害金を含め、総額655万6612円を支払。
平成23年 2月	県が、国家賠償法第1条第2項に基づき、Bに対して求償権の行使を行うことを決定し、655万6612円の支払をBに請求。

3 その後の管理の状況について

- (1) その後、平成23年3月に督促状をBに対して送付したところ、Bの代理人弁護士から連絡があり、弁済について協議を行うこととなった。

協議においては、Bの生活の窮状に鑑み、県から月3000円の分割納入の提案がなされた。しかし、Bサイドは180年以上かかってしまい現実的ではないとしてこれを拒否し、代わりにB代理人が、Bが親族等から数百万円借金をして一度に

支払う代わりに、残金は債権放棄あるいは債務免除を受けるという案を提案した。県は、債権放棄に応じることができないとこれを拒み、Bサイドも自らが死亡するまでに弁済が終了しない案を飲むことはできないとして、協議は平行線を辿るようになり、最終的に平成24年2月にB代理人が県に対し、「分割納入は応じられない。(求償金額等について) 法的手段をもって争う」という旨の文書を出すに至り、協議は終了することとなった。

なお、県はこの協議と並行してBの自宅不動産の所有者を調べる等の資産調査を行ったが、Bにさしたる資産は発見できなかった。

(2) その後、県は平成25年から毎年Bに対して催告書及び債務承認書を郵送にて送付しているが、Bから納付はなく、応答もない状況である。

また、県は平成25年にA社会福祉法人周辺の不動産やBの家族の居住地周辺の不動産の調査を行ったが、Bの資産は発見できていない。

さらに、納付書等を送付しているBの住民票上の住所地について現地調査を行ったが、倉庫であって居住実態が見られず、Bの居所は確認できなくなっている。

県は、平成25年以降、何度かBに対する訴訟提起を検討しているが、実際に訴訟提起は行っていない。

第4 監査の手法

所管課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同室に対する照会を行って回答を受けている。また、同室作成の債権管理のためのファイルの閲覧も行った。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

1 和解案の採否の検討について

県は、Bの代理人弁護士からの一部債権放棄・免除を含んだ和解案提示に対して、具体的な検討をせずに直ちに拒否をしている。県が提案を拒否した理由は、「Bの故

意による犯罪行為によって発生した損害であり、県として一部であってもこれを放棄することはできない」というものであり、県の公共的な立場やBの行った犯罪行為の性質等からすれば、この判断も1つの立場としてはあり得るものとする。

しかしながら、この時点では既に、Bに回収可能な資産が見当たらないことを県は把握しており、Bの代理人からの提案を拒めば交渉が決裂し、Bからの回収が著しく困難になるであろうことを認識していた。

また、県はBに対する債務名義を有さないことから、交渉が決裂すれば、県は、Bに対する債権回収を行うために、新たにBに対する訴訟を提起する必要があるが、Bが訴訟において争う構えであることからすれば、速やかな回収が困難な状況であることも明らかであった。

そこで、経済性・有効性の観点からすれば、少なくともBの代理人の提案を真摯に検討し、和解により県が回収できる金額がある程度高額になる見込みがあれば、議会に対して和解による経済的効果を説明した上で、一部債権放棄に対する議会の判断を仰ぐという道もあったように思われる。

2 債務名義取得の遅延

前述のように、Bの行った行為の悪質性等に鑑み、債権の一部免除には応じないというのも、行政機関の判断としてはあり得るものである。

ただし、上記判断を下してBの代理人の提案を拒否するということは、このこと自体、県が、強制執行等法的手段を尽くして全額の回収を目指す決意を固めたということの意味する。

とすれば、B代理人の提案を拒絶した段階で、県は速やかにBに対して訴訟提起を行って債務名義を取得し、粛々と法的手段を尽くす努力を行うべきであり、内部検討を続けるだけで、Bとの交渉決裂から4年以上も訴訟提起に踏み切っていないことは、自らが下した判断と矛盾した態度といわざるを得ず、業務の有効性の観点から疑問があるように思われる。

第3章 高齢者福祉課

第1節 法人支援班

第1款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金

(債権番号21)

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、老人福祉法、社会福祉法、千葉県補助金等交付規則及び社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱である。

2 法的性質

県は私債権と解している。

3 事案の概要

特別養護老人ホームを運営するA社会福祉法人に対し、県が、特別養護老人ホーム本体及びスプリンクラー設置工事等に係る補助金として、昭和57年度から平成3年度にかけて、千葉県補助金等交付規則に基づき、合計2億175万6000円を交付した。

千葉県補助金等交付規則17条1項2号では、「その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき」には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある旨定めており、社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5条で補助金交付の条件を定めている。

A社会福祉法人は、平成3年頃、多額の所在不明金の存在や施設敷地の確保が十分になされていないなどの事実が判明したことから、同年頃から県より再三、改善を求められていたものの、十分な対応策を取らなかったため、平成5年に県より社会福祉事業法54条2項に基づく措置命令を受けた。しかしながら、措置命令を受けてもA社会福祉法人側に十分な改善が見られなかったことから、県は、平成5年から平成6年にかけてさらに2度の措置命令を行った上で、平成6年に社会福祉事業法54条4項に基づく解散を命じることとなり、これによりA社会福祉法人は事業の継続ができなくなった。

そこで、県は、A社会福祉法人が社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5

条に定める条件に違反したとして、平成8年2月23日付で千葉県補助金等交付規則17条1項2号に基づいて補助金の交付決定を取り消し、同規則18条1項に基づき、補助金の一部である1億6993万7262円の返還を求めたものである。

また、県は、その後平成8年に施設の土地建物の抵当権者によって施設の土地建物が競売に付された際に交付要求を行い、平成9年2月に同競売事件で配当金73万6424円を受領したことから、現在の未収額は1億6920万838円となっている。

なお、A社会福祉法人は、特別養護老人ホームと同一敷地内で児童養護施設も運営していたことから、この児童養護施設の本体工事に対しても、県から合計6990万3000円の社会福祉施設等整備費補助金が支出されており、特別養護老人ホームの場合と同様に補助金の返還が問題となっているが、この児童養護施設の補助金の返還については、健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室の所管であることから、同課の箇所で改めて述べる。

また、県がA社会福祉法人に対して行った解散命令に対しては、平成6年に、A社会福祉法人が、県を被告として解散命令処分の取消しを求める行政訴訟を提起したが、第一審の千葉地方裁判所は、平成11年に県の行った解散命令処分は適切であったとしてA社会福祉法人側の請求を棄却する判決を下し、第二審の東京高等裁判所及び上告審の最高裁判所でも上記判断は維持されて、平成13年に確定している。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1件 1億6920万838円

2 未収金額が確定するまでの経過

A社会福祉法人に対する債権額が確定するまでの経過は、以下のとおりである。

昭和57年度 ～平成3年度	2度に分けて補助金の交付決定。 (交付総額2億175万6000円)
平成6年 11月25日	県がA社会福祉法人に解散命令を行う。
同年12月	A社会福祉法人、職権により解散登記。
平成7年	施設土地建物の抵当権者が、千葉地方裁判所館山支部に競売 申立てを行う。
平成8年 2月23日	補助金交付決定の取消決定。 (返還命令額1億6993万7262円)
平成9年 2月	上記競売手続において、配当金を受領。 (73万6424円)

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部高齢者福祉課であり、法人支援班が担当している。なお、前述のように、A社会福祉法人に対しては、健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室においても同様の補助金の交付決定の取消に基づく債権を有していることから、一部の督促行為や資産調査については、同室と共同して行っている。

2 管理の実態（その後の管理の状況）

- (1) 平成6年に県がA社会福祉法人に対して解散命令を発した結果、A社会福祉法人の理事長は、A社会福祉法人の清算人となった。

A社会福祉法人の解散前の資産目録によると、A社会福祉法人の資産は、施設の土地建物及びそれに附属する設備を除いてはほとんど存在せず、回収可能な資産は施設の土地建物のみという状況だった。

なお、施設の土地建物については、これらについて抵当権を設定していた債権者が競売手続を申し立て、県も交付要求を行った結果、同競売手続において73万6424円の配当金を受領している（受領したのは平成9年2月。配当を受領したことにより、債権額が1億6920万838円に減少した）。

- (2) その後の回収行為については、目立った資産もないことから、県は年1回、A社

会福祉法人の清算人(旧理事長)に対して納付書を発送しているのみとなっている。

また、平成21年、平成26年、平成27年及び平成28年には、担当課の職員が、同じくA社会福祉法人に対して債権を有する児童家庭課虐待防止対策室の職員と共同で、納付書の交付及び督促のために清算人宅を訪問している。

しかし、A社会福祉法人の清算人は、県の行った解散命令に対して不満の意を表し続け、解散命令の無効を主張し、納付書の受領等も拒否していた(ただし、郵送での送付自体は拒んでおらず、最終的には郵送で納付書を受け取っていた。また、清算人は、平成28年に死亡している。)

また、記録によると、担当課は、児童家庭課虐待防止対策室と共同で、平成21年度に清算人個人の資産や所得を対象として、市町村に対して「滞納処分のため必要がある」との理由で照会等の調査を行っており、一部市町村からは回答も受け取っている。

なお、清算人はA社会福祉法人の元理事長であることから、理事長としての任務懈怠責任を負う可能性は理論上存在するが、そのためには別途訴訟等を提起して代表者の個人責任の有無を確定させる必要があるところ、このような理事長の責任追及の動きが一切行われないうまま10年以上の時が経過しており、少なくとも照会等を行った平成21年の時点では、理事長の個人責任を追及することは法的に困難となっていたと考えられる。

- (3) 本債権については、最後の弁済金受領(競売事件の配当金)から約20年を経過しようとしている。しかしながら、債権の性質が私債権であり、時効成立には債務者の時効の援用が必要であるところ、A社会福祉法人の清算人は、前述のように解散命令自体を争う意向を示していたことから、消滅時効の援用を行っておらず、債権の時効消滅には至っていない。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部高齢者福祉課法人支援班に対する数度のヒアリングを行い、債権管理簿を閲覧し、同班に対する照会を行って回答を受けた。

第5 指摘事項

1 回収不能債権についての長期間の放置

社会福祉施設整備費補助金返還金において、児童家庭課虐待防止対策室に対して行った指摘がそのまま妥当する。

すなわち、前述のように、少なくとも施設の土地建物の競売手続が終了し、配当金を受領した平成9年2月の時点では、担当課は、A社会福祉法人に回収可能な資産が存在しないこと、及び今後清算人による清算手続が進行することが考え難い状況であることについて十分に把握しており、「何ら回収作業が進展せずに、時間だけが経過する」という、現状のような状況に陥ることは十分に予見が可能であったと思われる。

そのため、経済性・効率性・有効性の観点からすれば県は、①裁判所に対して清算人の解任と新たな清算人の選任を求めた上で、新清算人に破産申立てを促し（社会福祉法上、清算中に債務超過が明らかになった場合には、清算人は破産申立てを行うこととなっている。同法46条の11。）、破産手続の終了を待って不納欠損処理を行うか、あるいは、②そのような手続を取らず、回収可能性がないことを理由に、議会の議決を経た上で債権放棄の手続を取る（自治法96条1項10号）か、いずれかの手段を取るべきであった。

そして、①の手段に要するコスト（裁判所への申立費用等が相当程度必要と思われる）や期間を考えると、②の方策を採ることが妥当と考えるが、いずれにしろ、約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにいずれかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。

第6 意見

1 債務者でない者を対象者とした資産調査の実施

社会福祉施設整備費補助金返還金において、児童家庭課虐待防止対策室に対して行った指摘がそのまま妥当する。

すなわち、前述のように、県では、平成21年度に清算人個人の資産を対象に財産調査を行い、一部市町村からは回答を受け取っている。

しかしながら、本件未収金においてあくまで債務者は「清算中の法人」であり、清算人は、法人の機関として請求を受ける地位にあるだけで、清算人個人として債務を負っているわけではない。

それにもかかわらず、「滞納処分のために必要がある」との理由で清算人個人の資産に対して文書照会等を行うことは、滞納処分の対象者でない（債務者でない）者に対する理由なき照会であり、千葉県個人情報保護条例8条1項にも抵触した不適切なものであることから、特に法人について、法人の機関と個人との違いについて再確認するなどして、再発防止を図ることが望ましい。

第4章 障害福祉課

第1節 障害保健福祉推進班

第1款 特別障害者手当過誤払金（債権番号22）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下、本款において「法」という。）、同施行令、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令、障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、千葉県財務規則である。

2 法的性質

法26条の5の準用する法24条が規定する、「偽りその他不正の手段により手当の支給」を受けた場合、「国税徴収の例により」徴収できる、とされ強制徴収公債権となる。しかし、本債権は、過誤払いにより生じたものであり、「偽りその他不正の手段により」受けた給付とはいえず、強制徴収公債権に該当しない。他方で、過誤払いに基づく給付に対する徴収を定めた規定は存在せず、非強制徴収公債権であると解される。

3 特別障害者手当過誤払金について

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される。その制度趣旨は、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る点にある。本債権はかかる制度に基づいて一度給付された手当の返還を求めるものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度決算の未収金の件数は1件、金額は132万1600円である。

2 未収金の発生

手当を法定の要件を欠く債務者に対して過誤払いしたため、過誤払いがあった者の相続人に過誤払い分の返還を求めているものである。原則として、本制度は制度趣旨において記載したとおり、債権の発生は予定されていない。債権の発生について、法文上で定めがあるのは、法26条の5が準用する24条に規定する、「偽りその他不正の手段により手当の支給」を受けた場合である。この場合は、「国税徴収の例により」徴収できる、とされ強制徴収公債権となる。本債権は、「偽りその他不正の手段により」受けた給付とはいえず、強制徴収公債権に該当せず、非強制徴収公債権であると解される。

本件は、担当者において支給要件を誤認して発生した過誤払いであり、法26条の2に定める本手当の支給要件を明確に把握しておらず、債務者自身からの提出書類にもあいまいな記載があったことから、生じたものである。

なお、担当者によれば本債権以外にも、特別障害者手当の過誤払金の事例は複数存在するが、いずれも回収しており、未収金とまでは至っていない。

本債権の具体的な経緯は以下のとおりである。

法26条の2第3号では「病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。」に受給資格を喪失することとしているところ、債務者が平成19年2月にA（介護老人保健施設）に入所し、平成27年2月に死亡退所するまで一貫して同施設に入所しており、平成19年5月には本手当の受給資格を喪失している（介護老人保健施設が法26条の2第3号所定の「病院」に該当する。）。

しかしながら、債務者から平成19年度に提出された、支給を受けるための申立書（平成19年8月に徴求）においては、支給要件となる施設ないし病院へ入所していない事実の確認の欄に、入所していない旨の記載が認められる。

翌平成20年度の現況に関する届けにも同様に入院していない旨の記載が認められるが、翌平成21年度の現況届（平成21年8月20日提出）には記載が変更され、資格喪失事由となる「Aに入所中 平成18年2月2日から」との記載が認められる。翌平成22年度に提出された現況届には、記載が再度変更され、「入所・入院していない」旨の記載が認められる。翌平成23年度は、「入所中 平成19年2

月から」旨の記載が認められる。

その後、平成23年10月に健康福祉センターが、当該施設Aに照会し、債務者が平成19年2月からAへ入所していた事実が発覚した。

申請書類を参照する限り、平成21年度現況届の記載からは、受給資格を喪失していることは明らかであるので、少なくとも平成21年度には資格喪失処分をすべきものであったが、担当者が介護老人保健施設への入所の記載を見落としたことから、その発覚が遅れた。

さらに、平成19年度及び平成20年度並びに平成22年度において、債務者が介護老人保健施設への入所について現況届に正確に記載しなかったことについては、現況届様式に介護老人保健施設が病院に含まれることが明記されていなかったことが一因である可能性がある。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

主務課は、障害福祉課、担当は障害保健福祉推進班であるが、実際の管理業務は健康福祉センターにおいて行っている。健康福祉センターの担当者は1名である。

(2) マニュアルの有無

存在しない。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

認められない。

(2) 財産調査の有無、方法等

認められない

(3) 滞納処分の猶予・執行停止

認められない。

(4) 督促

納付を促す内容の文書を送付や電話をするなどの方法を講じている。臨戸はなされていない。

(5) 債権管理簿

一冊の簿冊により、一元的に債権が管理されている。

概ね時系列に沿って記録がつづられており、法的問題点の検討から実際の督促手続、債務者本人とのやり取りまで細かく綴られている。

第4 監査の手法

主務課の担当班である障害福祉課障害保健福祉推進班に対するヒアリングを行い、上記の債権管理簿の提供を受け、閲覧した。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

1 現況届について

第一に、平成19年8月の申立時に要件を欠くにもかかわらず、現況届で入所状況を十分に把握せず、要件を満たすとして手当を支給したことから、現況届について検討した。

過誤が生じた原因の一つとして、平成23年度までの現況届に介護老人保健施設の入所の有無について明確に記載するよう記載されていなかったが、本件を受けて、平成24年度から書式が改訂されており、未収金を発生させないための取組がなされている。また、受給者に対して、申請時及び毎年の現況届時において、過誤払いの際には回収する旨の周知活動を行っており、年に数件程度過誤払いが発生しているとのことであるが、本件以外の未収金は発生していない。したがって、この点の管理方法としては問題ないとする。

受給者が入所・入院する施設が法26条の2の要件に合致する施設かどうかについては、本件で債務者が入所していた介護老人保健施設は、同条各号に特別の記述はなく、介護保険法や国の通知を参照しなければならず、過誤が生じやすいと思われる。そのため、いかなる施設が法律上いかなる性質であると解されるかを把握できるような工夫が求められるが、この点についても、研修会により周知する努力が

なされている。

2 未収金の具体的な管理について

第二に、債権の具体的な管理方法としては、返還通知書の送付を経て、電話や手紙による督促を行っており、回収のための努力は認められる。しかしながら、現状においては回収には至っていない反面、債務者の財産調査などは行われていない。そのため、何ら進展のないまま、本債権は時効が完成することになると予想されるが、時効完成前にこれを中断する措置を執るべきであった。

第2節 療育支援班

第1款 児童措置費負担金（債権番号23）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、児童福祉法（以下、本節において「法」という。）、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則である。

2 法的性質

児童福祉法56条7項に「国税の・・・滞納処分の例により」と規定されていることから、強制徴収公債権であると解される。

3 制度の概要

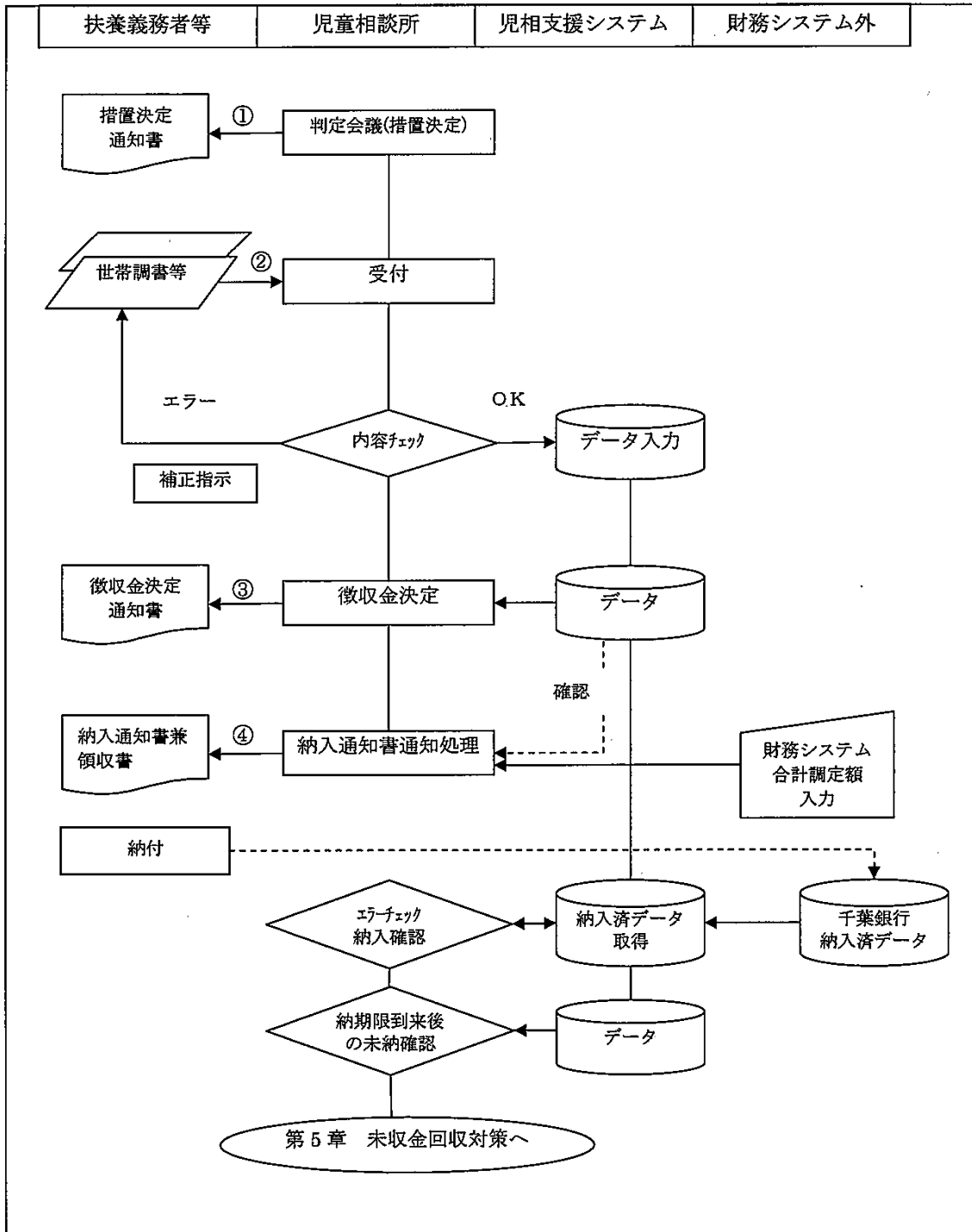
法50条7号及び同号の2は、都道府県が、法27条1項3号又は2項に規定する措置を執った場合、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法45条1項又は同45条の2第1項の基準を維持するために必要な費用を都道府県の支弁と規定する。

法56条2項は、上記の法50条7号に規定する費用を支弁した都道府県の長は、本人又は扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収できると規定する。

徴収される金額は、法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則21条1項により決定され、決定した金額が未納となったものが本債権である（下記図参照）。

なお、類似した名称の児童措置費扶養義務者負担金（債権番号17）が存在する。同債権は、児童家庭課虐待防止対策室所管の債権である。かかる債権については本債権とは対象者が異なるものの、本債権と同じ法56条2項に基づいて発生するものであり、管理も同様の手段で行われている。

○措置決定から納入通知までのフロー



第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度決算における未収金の件数は2488件、金額は2817万775

円である。

2 未収金の推移

	未収金額（円）
平成23年度	27,199,880
平成24年度	25,590,880
平成25年度	26,381,800
平成26年度	26,514,230

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部障害福祉課であり、療育支援班が担当しているが、実際の業務は、県内6か所の児童相談所に委任している。児童相談所における債権管理担当者の人数は1名で、他の業務と兼業で行われている。

2 債権管理マニュアル

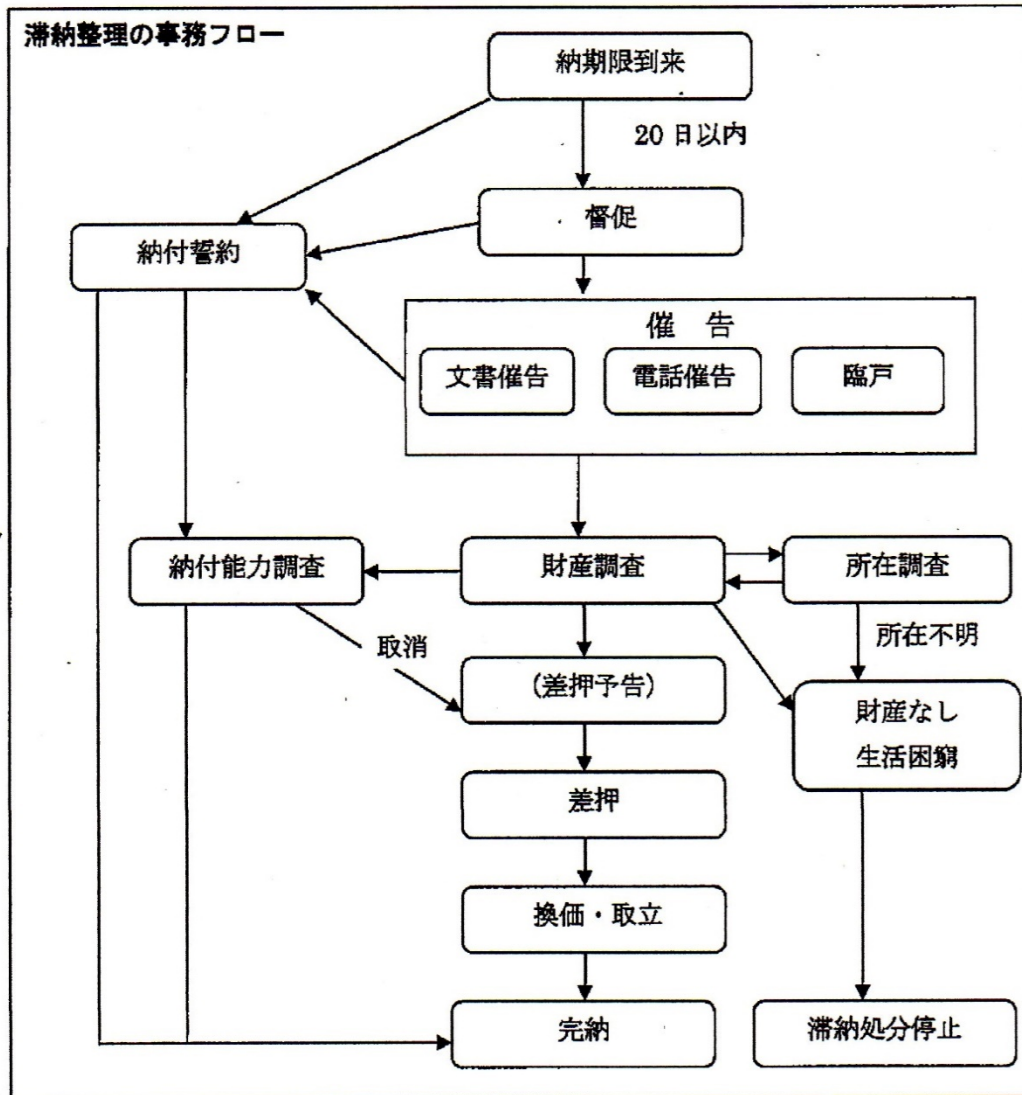
「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」を作成している。

3 債権管理方法

納期限までに納付されなかった児童措置費負担金については、①督促状を送付し、②文書や電話等での催告を実施することとされている。それでも納付されない場合、財産調査、差押え、公売、取立てなどの滞納処分を行うこととされている。

マニュアルにおいては、この一連の手続を「滞納整理」と呼んでいる。

本債権は、法56条7項により、国税徴収法に準じた滞納処分を行うことができると規定されている。ただし、財産調査や差押え等の着手に当たっては、ケース記録の検討、担当児童福祉司の意見を聴取した上で、会議に諮るものとする。



4 管理の実態

(1) 差押えの有無

差押えを行った事例は確認できず、少なくとも過去2年間は行われていない。

(2) 財産調査の有無

児童家庭課において、年に1回程度、児童相談所庶務課長（又は担当者）、児童処遇業務担当者（児童福祉司）が合議体を構成する検討会を開催する。なお、障害福祉課独自のものは無い。検討会においては、各児童相談所が管理する債権の内、高額滞納者一覧を作成し、財産調査を検討する。高額滞納者一覧の、「高額」の評価については、児童相談所が各々で10名を超えない程度の債務者を選定し、金額を設定する。

高額滞納には該当しない場合、特段財産調査は行われていないものとする。

(3) 滞納処分の猶予・執行停止の有無

破産開始決定を理由に滞納処分の執行停止を行っている事例があった。

(4) 督促

年に1回程度、分納を行っている債務者を除き、未納分の債務の履行を催告している。しかしながら、それ以上になんらかの督促を行っているケースはなく、そのため債務者側も何に関する請求か把握できないなど、納付意識の希薄化を招いているものと思われる。

(5) 時効管理について

各児童相談所により異なるが、概ね、滞納関係整理票、歳入証拠書類、負担金催告関係綴など、各事務種類ごとに分類し、複数の簿冊により管理されている。

記録は膨大な量に及んでおり、各担当者において紙媒体ではなく、独自に電子ファイルにより管理メモを作成している。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部障害福祉課療育支援班に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同班に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理事務は、県の出先機関である6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に委任されていることから、その中で管理件数が比較的多い3カ所（中央、市川、柏）の各児童相談所を訪問し、債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 時効による不納欠損について

各児童相談所において、強制徴収がなされないまま、時効の完成を待ち、不納欠損を行うという事例が多数認められた。何らの財産調査も行われず、また、特別な理由もないまま、漫然と時効を待つという姿勢については再考が必要である。

ヒアリングの結果によると、高額滞納者、すなわち滞納額が高額である債務者をピックアップして財産調査を行っているとのことである。しかしながら、本債権の

滞納原因は生活困窮であることが圧倒的である。債務者の負担金額が、その資力に応じて決定される以上は、資力が高い者ほど高額な債務になるという点では滞納額を選定基準とすることの合理性を否定できるものではないが、滞納原因が生活困窮である点がほとんどであるということに鑑みれば、その選定基準に疑問が残る。そのため、強制徴収を行う前提としての財産調査を行う基準として高額滞納者のみをリストアップし、財産調査をするという手法では財産調査として十分とは考えられない。

時効による不納欠損処理を行うとしても、財産調査の基準について再検討し、適切な財産調査を行い、滞納停止処分や時効中断措置を検討すべきである。

第6 意見

1 不納欠損の処理時期

不納欠損の処理時期が児童相談所において区々であった。

具体的には、毎月不納欠損処理を行う児童相談所、年度末にまとめてこれを行う児童相談所などがあり、統一的な運用がなされていない。

かかる運用の結果、年度末にまとめて不納欠損処理を行う児童相談所において、既に消滅している債権に対しても催告書を送付する、分納誓約書を取得するなどの事例が散見された。

債権管理の効率性や、帳簿と実態の一致のためにも、不納欠損処理の時期を、時効消滅などの不納欠損の事由が生じる都度行うことが望ましい。

2 ファイルの管理について

各児童相談所においては、名称は区々であるが、各債務者に対して、いかなる滞納整理をしたかの処理顛末を記載したファイルが存在していた（便宜上「処理顛末メモ」と呼ぶ）。しかしながら、一部の児童相談所において、その記載は不十分であった。

一例をあげると、一つの児童相談所においては、平成21年度以前においては、電話による催促や不納欠損処理等の詳細が処理顛末メモに記載されていた。しかし、平成28年度については処理顛末上、時効による不納欠損処理は「歳入証拠書類」に関するファイルからは当該処理が行われていることが判明するが、平成28年度

の処理顛末メモにはその旨の記載はない。平成24年度に関しては、処理顛末の記載がないものが多く認められた。

かかる点に関し、担当者は、独自に作成している事実上のメモで管理しているが、処理顛末メモには、その転記が間に合っていないとのことであった。そもそも、本債権は、他の児童相談所でも同様であるが、児童相談所の庶務課が管理している。庶務課は、福利厚生、非常勤職員の対応、歳出の一部事務、文書関係、情報開示、その他のシステム管理、その他雑務等業務内容が多岐にわたり、現状では債権管理についてマンパワーの不足を感じられる。

他の児童相談所でも共通するが、各児童相談所において債権管理を行うことは、債務者との関係が緊密な分、金銭面以外の面を債権回収において考慮できるという面から一定のメリットはあるとも感じられる。しかし、債権回収だけを考えるのであれば、上述のとおり、他の業務との関係上、児童相談所において管理させることで債権回収率が上昇することは考えがたい。

この債権管理ファイルと前述の不納欠損の処理時期にも関連するが、一人の債務者について、時効完成後に分納誓約をしていると思われる分納誓約書が存在していた。転記を十分に徹底することで防げたミスであると考えられるが、現状の人員配置では再発可能性のあるミスであるものと考えられる。

第5章 医療整備課

第1節 医療指導班

第1款 医療技術大学校運営事業（みずほ寮に係る光熱水費負担金） （債権番号24）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、千葉県医療技術大学校等学生寮管理運営規定である。

2 法的性質

私債権である。

3 債権の内容

旧千葉県医療技術大学校の敷地内に存在した学生寮である「みずほ寮」の光熱水費負担金である。同寮は、同学校の学生の寄宿舍として利用されてきたものであるが、同学校が平成23年3月に閉校されたことに伴い、同寮も現在では閉鎖されている。

同寮の管理規則として、千葉県医療技術大学校等学生寮管理規則が定められており、その細目として学生寮管理運営規定がある。同規定第7条2項には「次の各号に掲げる費用は、入寮者の負担とする。(1)電気、ガス、水道の使用料」と定められており、入寮する学生が負担する費用についての定めがなされている。その費用の中に本件寮の光熱水費負担金が含まれている。

同寮は個人ごとの部屋となっているが、光熱水供給契約自体は寮全体として県が契約しており、いったん県において立て替えて支払っていた。その後寮の個室ごとの光熱水費を算出した上で、各学生に請求し、負担させていた。

第2 未収金の概要

1 未収金額（平成20年度以降の推移）

平成20年度	12件	8万8373円
平成21年度	12件	8万8373円
平成22年度	6件	4万4459円
平成23年度	5件	3万6920円

平成24年度	5件	3万6920円
平成25年度	5件	3万6920円
平成26年度	5件	3万6920円
平成27年度	5件	3万6920円

2 発生原因

(1) 従前の光熱水費負担金算出方法

県の行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算方法については、総務部管財課長の平成8年3月4日付けの「行政財産の目的外使用許可等に伴う光熱水費等の計算方法について」と題する通知によって、具体的に定められていた。

そうしたところ、平成16年度会計に係る定期監査において、みずほ寮の光熱水費が、基本料金を含めずに従量料金（使用料金）のみで算出していることは不相当であり、基本料金の負担額の請求漏れである旨指摘を受け、指導事項となった。

平成17年3月7日、みずほ寮の光熱水費について、平成15年4月まで遡り（当該債権は短期消滅時効債権であり、時効期間は2年となるため。民法173条）、過去の基本料金負担額の請求権に基づき、元寮生に基本料金分の支払を求めた。

(2) 発生当時の未収金の件数と金額

68件・44万8928円

第3 債権管理の実態

県の支払の求めに応じ、各学生より支払がなされたが、その後、納期限を過ぎても支払がない者に対して、督促状及び催告状を発行するとともに、電話催告により支払を求めた。

平成22年度に入り、当該年度でみずほ寮（医療技術大学校）が閉寮（閉校）することとなったことから、8月6日、今後の債権整理の方法について、総務課行政改革推進室に相談し、時効の援用により不納欠損処理（当該債権は私債権であるため、民法145条の時効の援用が必要となる）とすることとした。

時効の効果が発生するには、債務者から時効の援用の意思表示が必要であるため、文書の発送や電話連絡により通知を行い、各債務者より時効援用の書面の交付を得

たり、電話で時効の援用の意思確認をしたりするなどした。

最終的に連絡が取れない5件・3万6920円について、未収金となった。平成23年度以降は特に回収の手段は取っておらず、毎年度繰越し処理を行っている。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

1 適法性

消滅時効期間が経過するまで中断措置を執らないことは適法ではなく、債務者に対して消滅時効の援用を促すことも適法ではない。このような行為を根絶するため、今後は、担当者が使用する手引の充実や担当者への研修の義務化などの措置を講ずることで、再発を防止すべきである。

2 相当性

時効の援用がなされなかった残る債権については、いずれも時効の援用を受けることが期待できず、未収の状態が継続したままとなっており、相当でない。

現在未収のまま毎年度繰越しとなっている5件・3万6920円の債権については、債務者が所在不明であり、回収可能性は全くない。

回収可能性がない債権については、放棄をすることによって未収を解消すべきである。債権額が1万円以下の債権については、議会の議決が不要な専決処分として放棄することができるので、未収のまま長期間経過していることを考慮して放棄すべきである。

これまで県が放棄をしてこなかったのは、専決処分による債権放棄の前例がほとんどなかったからであると考えられる。今後は、低額の債権については、その回収可能性を十分に検討した上で、回収不可能の場合には、専決処分による債権放棄の利用の促進をすべきである。

第6 意見

意見はない。

第2節 看護師確保推進室

第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子

(債権番号25、26)

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、千葉県保健師等修学資金貸付条例（以下、本款において「条例」という。）及び千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則である。

2 法的性質

解除条件付き貸金（私債権）。

県と債務者との間の消費貸借契約であり、私債権となる。

強制徴収公債権と異なり、催告に応じない債権の回収は訴訟手続等を要する。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

保健師・助産師・看護師又は准看護師の養成施設（学校・養成所）に在学する者で、将来千葉県内において保健師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより修学を容易にし、県内における保健師等の確保及び質の向上に資することを目的とする（条例1条）。

(2) 制度概要

① 制度内容

平成28年度の予算額は金額2億8139万2000円である。

貸付額は、保健師、助産師、看護師修学資金では、月額1万6000円（公立）又は1万8000円（私立）。

貸付期間は、貸付決定年度の4月から正規の修業期間を経過する月までである。

貸付けの際には、連帯保証人2名を立てなければならない（条例6条1項）。

原則として卒業後より返還時期が開始するが、条例9条により、卒業後看護師等の資格を取得し県内の医療機関で5年間就業することにより返還が免除される。千葉県内での保健師等の確保及び質の向上に資するという政策的判断によるものである。

また、返還の免除に該当しない場合であっても、債務者の就業状況によっては、返還の猶予をすることができる（条例10条）。

② 貸付実績

平成20年度貸付件数	414件	金額8090万6000円
平成21年度貸付件数	478件	金額9362万8000円
平成22年度貸付件数	512件	金額1億40万円
平成23年度貸付件数	642件	金額1億2618万2000円
平成24年度貸付件数	711件	金額1億3991万4000円
平成25年度貸付件数	756件	金額1億5308万8000円
平成26年度貸付件数	870件	金額1億7439万1000円
平成27年度貸付件数	1101件	金額2億2048万円

③ 手続

I 貸付

修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（第一号様式）に在学先の長の推薦書（第二号様式）及び連帯保証人となるべき者の保証書（第三号様式）を添付して知事に提出しなければならない（規則4条）。その後、貸付の決定のあった際には、誓約書（第四号様式）を知事に提出しなければならない（規則5条）。

II 連帯保証人

修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を2名立てなければならない（条例6条1項）。

III 返還

貸付けの決定が取り消された場合、また、養成施設を卒業した日から1年以内に保健師等の免許を取得しなかった場合には、貸付金の解除条件が発生したことにより、修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない（条例8条）。その際には、直ちに修学資金返還届（第八号様式）を知事に提出しなければならない（規則8条）。

IV 返還の免除・猶予

先に述べたとおり、卒業後看護師等の資格を取得し県内の医療機関で5年間就業するなどの一定の条件を満たした者については、返還の免除・猶予が受けられる。その際には、修学資金返還免除申請書（第九号様式）（規則9条）ないし修学資金返還猶予申請書（第十号様式）（規則12条）を知事に提出する。

第2 未収金の概要

1 未収金額（平成20年度以降の推移）

平成20年度	57件	719万3167円
平成21年度	54件	773万8867円
平成22年度	36件	704万1700円
平成23年度	36件	726万7300円
平成24年度	30件	742万7900円
平成25年度	31件	715万9500円
平成26年度	30件	690万1200円
（延滞利子	9件	8万1362円）
平成27年度	24件	720万7800円
（延滞利子	9件	5万3160円）

2 発生原因

前記のとおり、貸付けの決定が取り消された場合、また、養成施設を卒業した日から1年以内に保健師等の免許を取得しなかった場合には、貸付金の解除条件が成就し債務者は返還義務を負うことになる。

原則として、修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならないが、繰り上げて一括返済を行う者もいる。

一括返済の場合は、1回にて返済が終了するが、分割返済を行う場合は、原則として借入と同期間までの分割期間がかかるために、県はその管理を要することになる。現状では、分割返済が遅滞した場合に未収債権が発生している。

3 未収金の発生状況と理由

未収金の発生状況は以下のとおりである。

平成20年度新規発生未収	6件	49万3000円
--------------	----	----------

平成21年度新規発生未収	5件	30万4000円
平成22年度新規発生未収	11件	53万2000円
平成23年度新規発生未収	7件	62万5400円
平成24年度新規発生未収	6件	83万5400円
平成25年度新規発生未収	6件	63万6000円
平成26年度新規発生未収	8件	49万4700円
平成27年度新規発生未収	12件	71万7300円

貸付実績に対して未収となるのはおよそ1%程度であり、発生割合としてはさほど高くはない。なお、年度ごとの返還原因発生事由及び滞納発生事由については、途中退学した者や、免許取得後に県内で就業しなかった者が、生活苦により滞納しているケースが多い。

4 少額の未収金

未収金の中には少額のものもあるが、徴収停止（自治法施行令171条の5）の措置が執られているものはない。

第3 債権管理の実態

1 債権回収に関するマニュアル

修学資金用のマニュアルはない。

「債権管理適正化の手引」に則って管理を行っている。

2 未収金の徴収状況

毎月調定して、納付書を添付して納入通知書を送付し、納期限に納付されない場合は、期限を指定して納付を督促する督促状を送付し、それでも納付がされない場合は、納付しないときは支払督促を申し立てるとか、連帯保証人に催告する可能性がある旨を付記して納付を求める催告書を送付している。

3 延滞利子の管理

延滞利子については、元本の返済後に調定して請求。別個のファイルで管理している。

4 催告・督促の現状

- (1) 所在不明者は何名かいる。住居所不明の債務者については、住民票や戸籍を

取得して調査している。千葉県内の人については住基ネットで調べている。千葉県外に住んでいる人は、以前の住所の市町村から転居先の情報を得ている。

所在不明の場合に徴収停止とするには、財産調査をする必要があるが（自治法施行令171条の5第2号）、これをしている形跡はない。

(2) 先に述べたとおり、文書催告などを行っている。が、実際に支払督促に移行した件は最近ではない。実際には催告を繰り返しているのみである。

連帯保証人へは連絡をしているが、実際に請求はしていない。

連帯保証人がいる場合には、自治法施行令171条の2第1号により、連帯保証人に履行を請求し、それでも納付がされないときは、支払督促の申立て又は訴訟の提起をする（同3号）ことになっているが、これはなされていない。

(3) 政策法務課を通じて回収についての弁護士相談を依頼した形跡があるが、政策法務課において相談内容を確認したところ、疑義の回答が債権管理適正化の手引に記載されており、基本的な内容であったことから、弁護士相談に至らなかった。

(4) また、債務者の管理については、システム上で行っているものの、督促などの経緯については紙のファイルが年度ごとにあり、債務者ごとに整理されていない。また、そのシステムも債務者名がカタカナで登録されている。

5 時効の管理

長期間納付がなされていない債権について、時効中断の措置は執られていない。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

1 適法性

(1) 連帯保証人に対する催促が不十分である

連帯保証人も存在するが、主債務者に支払をするよう督促しているにとどまる。督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されていないのに、連帯保

証人に対して履行を請求していないが、これは適法ではない。連帯保証人に対して履行を請求すべきである。

(2) 滞納者に対する法的手続が執られていない

マニュアル上返済が滞った場合には支払督促等の法的手続を執ることが規定されているものの、実際にはこれが行われていない点が適法ではない。これまで述べてきたとおり、滞納者に対しては事実上文書等による催告しか行われていない。返済能力の調査を行い、実際に返済能力があるにもかかわらず遅滞している例については、支払督促などの法的手続を実際に行うべきである。

(3) 返済期間が貸付期間を超えているものがある

本貸付資金は貸付けを受けた期間内に月賦等によって完済すべきことが条例で定められているところ、この規定に基づけば返済期間は3年であるのに、返済期間を14年とする分納特約をしている事例があった。これは、返済期間を定める条例に反していて、適法ではない。なお、財産調査の資料は綴られておらず、14年もかけて分納する具体的な事情を説明する資料も綴られていないため、分納に14年も要する具体的事情は不明である。

自治法施行令171条の6第1号の履行延期特約がなされていれば、支払期間を超えることも認められると考えられるがそのような特約はなされていない。

債権金額が少額で、取立てに要する費用が債権金額を上回ると想定される場合は、徴収停止（自治法施行令171条の5）の適用も検討するべきである。

2 相当性

(1) 財産調査

返済能力についての調査がなされていない。

分割払いが遅滞に陥った際、住所の調査を行って督促をするなどの手続は行っているものの、実際に弁済が可能かどうかの返済能力についての調査がなされていない。返済能力についての調査を行うべきである。

(2) 時効管理

長期間支払がされていない債権については、時効中断の措置を執る必要があるが、そのような措置が執られていないのは適法でない。時効中断の措置を執るべきである。

(3) 管理システム上における債務者の氏名について

債務者名のほとんどがカタカナで登録されており、過誤が生じるおそれがある。

新システム上では漢字で氏名を登録することが可能であり、過誤を避けるためにも漢字での登録に改めるべきである。

第6 意見

1 連帯保証人に対する支払督促等の申立て

前項において指摘した連帯保証人に対する請求をした後、なおも履行をしない場合には、連帯保証人に対しても、支払督促等の申立てを行うのが望ましい。

2 債権の放棄

回収可能性がない債権については、放棄をすることによって未収を解消すべきである。この場合は議会の承認が必要となるが、未済解消のために積極的にこれを行うのが望ましい。

第2款 理学療法士等修学資金（債権番号27）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、千葉県理学療法士等修学資金貸付条例及び千葉県理学療法士等修学資金貸付条例施行規則である。

2 法的性質

解除条件付き貸金（私債権）。

県と債務者との間の消費貸借契約であり、私債権となる。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

この条例は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士（以下「診療放射線技師等」という。）を養成するため、将来、県内において診療放射線技師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって診療放射線技師等の充足に資することを目的とする。

(2) 制度概要

現在、新規貸付けは行われていない。

昭和58年当時に創設された制度で、当時県内に理学療法士を養成する学校がなかった。その後養成校が増え、県内の就業者が確保されたため、平成15年から貸付けを停止している。

第2 未収金の概要

1 未収金額（平成20年度以降の推移）

平成20年度	6件	87万円
平成21年度	3件	54万円
平成22年度	2件	31万5000円
平成23年度	1件	27万5000円
平成24年度	1件	22万5000円
平成25年度	1件	20万5000円

平成26年度	1件	17万5000円
平成27年度	1件	16万5000円

第3 債権管理の実態

残り1件について、毎年分割による回収が継続されている。

債務者の支払能力が足りなれないため、1回の回収額については低額であるものの（平成27年度の回収額は1万円）、今後も回収を継続して進めていくことによって、未済は解消するものと見られる。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

意見はない。

第2編 環境生活部

第1章 循環型社会推進課

第1節 環境保全活動推進班

第1款 平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業補助金交付決定の一部取消しによる返還金（債権番号28）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、自治法232条の2（寄付又は補助）、経済産業省・資源循環型地域振興施設整備費補助金交付要綱、千葉県・平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業補助金交付要綱（以下、本款において「本件補助金交付要綱」という。）及び千葉県補助金等交付規則である。

2 債権の法的性質

以下の理由により、本債権は私債権（契約解除に伴う補助金の返還請求権）である。

平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業補助金（以下「本件補助金」という。）は、先進的なりサイクル事業など特定の事業を行う者に対して、上記根拠法令に基づき事業費の一部を負担するためのものである。補助金の交付決定は、上記根拠法令に基づく負担付贈与契約であるから、その取消決定は契約の解除であり、すなわち補助金の交付決定及び取消決定は行政権の主体として一般人の有しない特別な権能の行使ではなく、法律や条例の委任に基づいて公権力を発動して、私人の権利を制限し義務を課すもの（行政処分）とはいえない。

なお、札幌地方裁判所平成25年3月29日判決では、補助金の交付手続を定めた規程に不支給決定に対する不服申立手続が設けられていないなど、補助金の支給を申請することのできる地位に権利性を作出しているとは認められないことを理由に、補助金の交付決定を行政処分と解していない。本件補助金の交付決定についても、不支給決定に対する不服申立手続が定められていないことから、当該裁判例の射程が及ぶものといえる。

3 債権の内容

(1) 制度の趣旨及び概要

県は、地域における環境産業の振興及び資源循環型社会の実現を目的として、本県の西・中央地域を「エコタウンエリア」として位置付け、地域特性を活かしたリサイクル施設を整備することによりゼロエミッションを目指す事業計画として、「千葉県西・中央地域におけるエコタウンプラン」を策定し、国（現経済産業省及び環境省）の承認を受けた。このエコタウンプランでは、「廃木材・廃プラスチックリサイクル施設」等の8施設を先導性のある中核的リサイクル施設として位置付けている。

これらのリサイクル施設を事業者が整備するに当たって、本件補助金制度が設けられることとなり、自治法232条の2及び千葉県補助金等交付規則に基づき、「資源循環型地域振興施設整備費補助金交付要綱」（経済産業省）及び本件補助金交付要綱が制定された。

各リサイクル施設を整備する事業者に本件補助金が交付されており、平成11年度から同17年度にかけて、7社及び1協同組合に合計約191億6428万円が交付されている。

そのうちのひとつとして、後述のとおり補助金交付決定の一部取消しとなった木工会社（A社）による「廃木材・廃プラスチックリサイクル施設設置事業」実施のための工場のリサイクル施設の整備に対し、県は、平成15年11月10日付の交付申請（本件補助金交付要綱3条）及び同月13日付の交付決定（同4条）、平成16年6月10日付実績報告書の提出（同11条）、同年8月27日付交付額の確定（同12条）に基づき、本件補助金7億9737万9746円を交付した。このうち、国分が7億8559万9738円、県分が1178万0008円である。

(2) 本件補助金の内容及び趣旨

本件補助金は、資源循環型社会の実現を目指した総合的な資源循環型システムの構築を図るためのものであり、リサイクル施設の長期間の稼働を前提としている。そこで、補助事業の実施に際して取得した財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令を勘案して知事が別に定めた期間内は、知事の承認なく処分することができないとされ（千葉県補助金等交付規則21条、本件補助金交付要綱4条3項、17条）、これらの規定に違反した場合は本件補助金の交付決定が取り消されることがある（千葉県補助金等交付規則17条、本件補助金交付要綱15条）。

国は県を通じて毎年各事業者から、エコタウン地域の現状調査として、補助対象施設・事業主体・事業概要の報告文書である「エコタウン施設調査票」の提出を求めており、県は国の調査に際し、事業者の直近の事業実績及び決算の概要が記載されている書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）の提出を求めている。

(3) 本債権の発生経緯

補助対象事業者であるA社が、平成16年に本件補助金の交付を受け、補助対象設備を稼働させたものの、7年間で7億円を超える巨額の赤字を出したことから、平成24年3月期に一部操業休止とした。また、平成24年6月6日以降数度にわたり、A社は県に対して、平成25年3月までに補助対象財産を売却又は解体して事業廃止することの承認を要望した。さらに、平成24年9月7日に、A社は県に対して、設備を一新した上での事業再生プランを提示した。

それらに対して県は、A社が補助対象財産の処分を行う場合は当該財産に対応する本件補助金の返還が必要になることをA社に伝え、A社は元本の返済猶予がなされた上での分割返還には応じる旨県に回答していたが、県は本件補助金の一括返還を求め譲歩しなかったため、県とA社との協議は合意に至らなかった。

なお、A社は、本件補助金交付要綱に定める財産処分制限期間（耐用年数の15～31年）が経過する前の平成24年7月26日に、財産処分制限期間が経過する前の補助対象設備（財産処分制限期間15年のもの）の一部を第三者に売却する契約を締結しており、平成24年11月28日にA社は県にその報告を行った。その後、平成25年1月11日に、A社は県に対して、当該契約は知事承認を停止条件として効力が発生するものであると説明していた。実際に、県はA社の説明を受けた後に、A社工場にて補助対象財産の設置を確認していた。

しかし、平成25年8月12日に、県は補助対象設備の大半が撤去・搬出されていることを確認し、同年10月31日には、A社から県に対して、当該設備は前年の契約に基づいて買主に引き渡した旨の説明があった。

そこで、県は当該事実を確認の上、千葉県補助金等交付規則17条及び本件補助金交付要綱15条に基づき、当該部分に係る補助金交付決定を取り消し、売却した設備の価額に対応する補助金8142万0527円（うち国の補助金8021万7671円、県の補助金120万2856円）の返還を求めたものである。

第2 未収金の概要

上述のとおり、A社への約7億9738万円の補助金のうち、約8142万円の交付決定が取り消され、返還請求がなされている。

当該補助金交付決定を取り消し、その返還を求めた後の、債権金額の元本及び延滞金が確定するまでの経過は以下のとおりである。

年月日	経過
平成26年1月10日	補助金交付決定の一部取消し A社に対して返還請求 8142万527円（元本）
平成26年1月～同年6月	A社と返還方法について協議
平成26年6月6日	A社から県に対して債務承認書提出
平成26年7月11日	A社から県に対して一部納付4250万円 元本残高3892万527円
平成26年9月30日	履行期限の延長、債務承認・弁済契約公正証書作成（連帯保証人なし） 債権4373万3145円（元本3892万527円、延滞金481万2618円）が確定

第3 債権管理の実態

1 管理体制

環境生活部・循環型社会推進課・環境保全活動推進班にて債権管理を行っている。

2 管理の実態

(1) 分納特約について

債務者の登記簿や決算書等から資産・経営状況を確認したところ、一括返還は困難であり、分割納付とする方が徴収上有利であると判断された。すなわち、債務者の財務状況・経営状況等から一括での支払は難しく、債務者からの「一部（4250万円）納付の上での分割であれば借入先金融機関を説得した上で対応ができる」との申入れを踏まえ、一部支払と残額の分納を認める特約を締結した。分納

を認めた理由としては、不動産等の資産は他債権者の担保が設定されており、法的措置を含め一括回収を行おうとすると、借入先金融機関が債権回収を優先し、結果として県の債権回収が全く見込めないという事態が想定されたことによる。

また、分納期間については、財務状況・経営状況等から短年での設定では債務者の経営が破綻する可能性が高く、返済能力から実行が困難な期間設定を行うことは、債務者が借入先金融機関の了承を得られなくなることから、債務者作成の分割納付案及び「国の債権の管理等に関する法律」24条及び25条を参考に、5年と設定された。

そこで、県は、自治法240条3項及び自治法施行令171条の6第1項2号、千葉県補助金等交付規則18条3項、本件補助金交付要綱16条4項、14条3項に基づき、上述のとおり債権の一部を弁済させた上で、履行延期（分割納付）の特約を締結し、これに基づきスケジュールどおりに債権を回収している。

(2) 債権の返済スケジュール及び会計処理

債権の返済スケジュールは、債務承認・弁済契約公正証書によって以下のとおり定められ、現状スケジュールに従って返済がなされている。債権金額が確定してからは、債権の調定については自治法施行令154条1項、収入未済の繰越については千葉県財務規則50条により行っている。具体的には、本債権は公正証書により分納を基本とする形としているものの、証書内で各分納は債務全体への充当であること、期限の利益を失う可能性があること、期限を繰り上げる可能性があることも記載していることから、これらの性質を踏まえ、地方財務実務提要を参考に、債権残高全額を調定し、当該年度の返済額を収納、残りは次年度以降に収入未済金として繰り越す会計処理を行っている。なお、取り消した補助金の国分についての返還は既に県が行っている。

平成27年度末現在の債権残高は3523万3145円である。

① 元本

平成27年4月30日まで	850万円（収納済）
平成28年4月28日まで	850万円（収納済）
平成29年4月28日まで	850万円
平成30年4月27日まで	850万円

平成31年4月30日まで 492万527円

② 延滞金

平成31年4月30日まで 481万2618円

(3) 簿冊管理について

エコタウン事業に関する簿冊を年度ごとに作成し、書類を保管している。特にA社に関しては、専用の簿冊により書類を管理するとともに、債権管理用簿冊を作成し、入金状況等を管理している。

(4) 個別マニュアルの有無

個別マニュアルはなく、債権管理適正化の手引を使用している。

第4 監査の手法

債権管理にかかる事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、債権管理簿を閲覧し、主務課である環境生活部・循環型社会推進課・環境保全活動推進班に対し、適宜質問及び照会を行った。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

本件補助金制度に関する説明不足を含め、補助金の返還に関する県のA社への対応が十分でなかったと考える。

すなわち、A社が本件補助金によりリサイクル設備を導入してから、7年間で7億円を超える巨額の赤字を出したことを受け、リサイクル事業を休止したA社の経営判断による同事業の再開プランは、設備を一新してリサイクル事業を再開しようとするものであり、度重なるA社からの設備売却の承認の要望があったこと、本件補助金の返還についてもA社が早い段階から分割納付の意思を示していたことから、本件は補助対象財産の処分が避けられない事案であったといえる。

しかしながら、県が本件補助金の確実な一括返還納付にこだわるあまり、いたずらに時間が経過したため、A社は知事の承認を得ることなく補助対象財産の処分に

踏み切ってしまったのであるが、県は、速やかに財産処分の承認手続に移行し、処分財産に係る補助金の返還を請求するのと並行して、A社の財務状況も勘案し、分割納付など返還債務の履行が現実的に可能な方策を模索するべきであったと考える。

今後、補助対象財産の処分について補助事業者から要望等があった場合は、その理由の相当性を速やかに判断した上で補助事業者の資産・経営状況等を踏まえ、補助金の早期かつ確実な回収を図るための適切な対応をされるよう要望する。

第2章 廃棄物指導課

第1節 監視指導室

第1款 行政代執行費用等の原因者等への費用求償（債権番号29）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

廃棄物の不法投棄等があった場合、処分者等に対し、まずは行政指導を行い任意に廃棄物の除去を求めるが、それがなされず、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、措置命令を行い（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、本款において「廃掃法」という。）19条の5）、履行期限までになお十分な措置がなされないとき、行政代執行が行われる（同19条の8）。

代執行を行う際の対策工の方法選定については、複数工法を支障除去効果と経済的合理性の観点から比較して決定している。また、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（産業廃棄物適正処理推進センター）から代執行費用の7割の支援を受けることができる（この支援を受けた場合、処分者等からの徴収金があった場合、同財団にその7割相当額を返還する。）。代執行を行った後は、実際に要した費用の額及びその納付時期を定めて、義務者に対して文書をもって納付を命じる（行政代執行法5条）。この納付命令により発生する債権が本債権である。

本債権の徴収方法は、国税滞納処分の例による（同6条）。処分者等が複数人の場合は共同不法行為に基づく連帯債務となる。しかし、債務者の資力の問題等で回収が困難、順調に返済しているものはほぼなく、未収金発生割合は極めて高い。そもそも廃棄物の処理費用が払えないため不法投棄等をし、行政代執行に発展しているケースが多く、現実には一括納付が困難なことが多い。

処分者等が特定できていない場合は、納付命令できず、未調定となっている。

2 債権の法的性質

本債権の法的性質は、強制徴収公債権である。ただし、このうちの1件は、私債権である。

本債権は、国税滞納処分の例によって徴収できる債権であることから（行政代執行法6条1項）、強制徴収公債権である。

ただし、廃掃法において行政代執行に基づく費用償還請求権の行使を認める規定

が設けられる前に、県等が事務管理として不法投棄された廃棄物の撤去を行い、その原因者に対して事務管理費用償還請求権に基づく請求を行っている事案が1件存在し（平成27年度末の債権額9770万9950円）、これは私債権に当たる。

3 債権の内容

廃棄物の不法投棄は禁止され（廃掃法16条）、不法投棄等がなされた場合に生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、行政代執行により知事は自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる旨を定めている（同19条の8）。

行政代執行に要した費用は本来不法投棄等を行った原因者等が負担すべきものであるため、行政代執行を行った知事は原因者等に当該費用を求償できるとされている。

第2 未収金の概要

1 債権額・件数（事務管理に基づく費用償還請求権も含む）

本債権の発生年度別の債権額及び件数は下記の表のとおりである。

年度 (平成)	件数	債権発生時 債務者数	現在の 債務者数	発生時 債権額 (円)	備考
12年	1	1	0	5,147,100	消滅時効による不納欠損
13年	2	7	4	116,331,600	1件は事務管理によるもの
16年	1	3	0	20,937,000	消滅時効による不納欠損
17年	3	9	6	331,761,545	
18年	4 (1)	9	3	104,098,669	1件は平成17年と同一事案
19年	6	24	19	107,725,200	
20年	3	9	4	117,188,400	
25年	1	10	10	61,876,762	
27年	(1)	(10)	(10)	99,932,400	平成25年と同一事案
計	21	72	46	964,998,676	

※行為者不明のため代執行費用が未調定となっているもの（合計60,624,463円）は含まない。

債務者のうち、法人は6（いずれも営業を廃止しており実体なし）でその他は自

然人である。

2 未収金の回収状況について

下記の表のとおり、過去5年間の年度別の未収率は98%を超える水準で推移している。未収金額については、直近の平成27年度末がピークである。

単位：千円

過去の推移		H23	H24	H25	H26	H27
調定額(A)	現年度分	0	0	61,877	0	99,932
	過年度分	757,626	726,447	720,522	779,861	773,372
	計	757,626	726,447	782,398	779,861	873,305
収入済額(B)	現年度分	0	0	2	0	0
	過年度分	1,400	5,925	2,535	6,488	16,034
	計	1,400	5,925	2,538	6,488	16,034
不納欠損額 (c)	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	29,779	0	0	0	0
	計	29,779	0	0	0	0
未収金額 (d=A-B-c)	現年度分	0	0	61,877	0	99,932
	過年度分	726,447	720,522	717,986	773,372	757,339
	計	726,447	720,522	779,863	773,372	857,271
未収率 (e=(c+d)/A)	現年度分	-	-	100.0%	-	100.0%
	過年度分	99.8%	99.2%	99.7%	99.2%	97.9%
	計	99.8%	99.2%	99.7%	99.2%	98.2%

収入済額の内訳は下記の表のとおりであり、任意の支払によるものが90%以上を占めている。また、強制徴収は全て預金債権等の差押えによるものである。

これまで発生した債権額（未調定となっているものは除く。）及び収入済額の累積はそれぞれ約9億6500万円、約5200万円であり、回収率は5.4%である。

	H23	H24	H25	H26	H27	H12～H27 計
強制徴収	1,064	110	217	0	0	4,992
任意の支払い	336	5,815	2,321	6,488	16,034	46,873
計	1,400	5,925	2,538	6,488	16,034	51,864

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、環境生活部廃棄物指導課であり、担当は、監視指導室であり、室長1名、指導担当7名、監視担当12名の合計20名が所属している（平成27年度）。

指導担当は、行政処分に係る廃棄物処理方法の運用解釈・各種照会、許可の取消し等の行政処分、告発等に係る調査等を行っている。監視担当は、産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理等に係る指導、監視パトロールに関する事務、廃掃法19条の規定による立入検査等を行っている。

指導担当のうち、徴収業務に携わるのは4人であり、強化月間である毎年11月は監視担当も加わり8人体制で、債務者の資産及び現況の調査及び督促状の送付を行っている（平成27年度）。

2 管理の実態

(1) 財産調査の内容、回収額との関連

金融機関・市町村への照会を行うことによって、債務者が開設している預金口座・不動産等の財産調査を行い、預金債権等の在処が判明した場合は、速やかに差押えを行い、債権の回収を行っている。債務者が不動産を所有している場合は、その差押えを行っている事案もあるが、公売等によって換価・回収した事案はない。

差押財産の所在が判明しない債務者については、個別に折衝を行い、債務者が支払える範囲（毎月数千円～10万円程度）で分納させている。

居所の不明な債務者については、所在調査に努めている。

しかしながら、調定額、収納額及び未収金額のいずれも過年度分が大半を占め、未収率は過去5年平均で99.22%である。そして、本債権は強制徴収公債権であるのに、収入済額の内訳は、債務者の任意の支払が多く、強制徴収額は僅少であ

る。特に、平成26年度及び平成27年度の収入済額は、ほとんど全額が任意の支払であり、強制徴収額は僅か300円である。この事実に関連の債務者の状況を勘案すれば、未収金の債務者には、差押えをすることができる財産がない事実が推認される。

(2) 時効及び不納欠損について

所在が判明している債務者に対して、督促・差押え・分納・債務承認等により時効中断を行っている。

捨て得を許さず、不法投棄に対する抑止力を高める観点から、債務者に資力がないことを理由とする不納欠損処分はできるだけ行わない方針であり、不納欠損処理をしているものは全て債権が時効消滅したものである。

行方不明によって債務者の債務承認等がとれないもの等が時効消滅する。時効期間は公債権のため5年で、援用は不要である。

これまで、不納欠損となったものは3件、完済となったものは1件である。その他の事案については現在も債権管理の対象となっている。

(3) 簿冊管理

事案ごとに簿冊（プラスチックのパイプ式ファイル1～3冊）を作成し、債務者ごとの滞納整理票（債務者の納付額、財産等の概要）及び滞納整理記録（資産調査、任意の交渉等の記録）を見出しに綴り、その下に関連書類を概ね時系列で綴っている。

(4) マニュアル

債権管理適正化の手引及び県税事務処理提要（滞納処分等の部分等）を債権管理の際に使用しているが、独自のマニュアルはない。

第4 監査の手法

債権管理にかかる事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、債権管理簿を閲覧し、主務課である環境生活部廃棄物指導課監視指導室と質疑応答をした。

第5 指摘事項

1 滞納処分の執行停止について

債務者に毎月数千円程度の分割納付をさせており、下記の表のとおり完済までの期間が数百年以上と超長期となっている事案が多く見られた。これらの債務者は、いずれも、滞納処分をすることができる財産がなく、収入もなかったり、あっても乏しいため、分納が少額となり、しかも不定期になされているものもあった。

単位：千円

事案	発生年度	調定額	回収総額	H27 残高	経過年数	平均回収額	完済までの年数
1	H13	18,347	632	17,715	15	42	421
2	H13	97,985	275	97,710	15	18	5,330
3	H17	15,804	0	15,804	11	0	579,468
4	H17	4,001	20	3,981	11	2	2,190
5	H17	308,043	115	307,928	11	10	29,506
6	H18	35,439	3,586	31,853	10	359	89
7	H18	2,205	30	2,175	10	3	725
8	H18	29,968	327	29,641	10	33	905
9	H17	3,913	860	3,053	11	78	39
10	H19	61,412	19,972	41,440	9	2,219	19
11	H19	9,652	1	9,651	9	0	88,628
12	H19	21,929	17	21,912	9	2	11,425
13	H19	5,603	58	5,545	9	6	860
14	H19	4,980	2,505	2,475	9	278	9
15	H20	65,583	922	64,661	8	115	561
16	H25	61,877	15,327	46,550	3	5,109	9

※1円も回収することができていない事案は除く。

債務者の状況や過去の回収状況等から、回収の可能性が極めて低いと判断される債権に対しては、債権管理の効率化の観点から、適切に見極めを行い、滞納処分の執行停止を行うことが適切である。

すなわち、法人が債務者である債権については、財産調査をし、その結果、財産がなく、かつ、営業が廃止されていて再開される見込みがないことを確認した上で、滞納処分の執行停止（国税徴収法153条1項）をすべきである（ただし、他に連帯債務者がいないもの又は第三者弁済がなされていないもの以外で滞納処分の執行停止をしていない債権はない。）。

個人が債務者である債務については、財産調査をし、その結果、財産がないものの分納が可能な収入がある場合は、分割納付をさせるべきであるが、財産調査の結果財産がなく、かつ収入が乏しい状況にある場合は、滞納処分の執行停止をすべきである。

滞納処分の執行停止をした後は、3年間財産状況に変わりがないことを確認し、他に債務者がいない場合は3年間の経過によって債権が消滅することとなる（国税徴収法153条4項）。

不良債権の管理に忙殺されることは、新たに生じる滞納に対する早期着手、早期解消を阻害する要因となり、結果として県の未収額の縮減につながらないことが懸念されることに留意する必要がある。

2 清算人による納付

上記の事例に、債務者が清算会社であり、収入がなく、資産もないために、清算人が自己の収入から分納している事案があった。徴収担当者が、清算人に対し、職業や収入を質問し、清算人が年金収入しかないと回答し、徴収担当者が幾らなら支払えるのかと質問し、清算人が5000円なら支払えると回答し、月額5000円分納することになったという事案である。これは、営業を廃止し、収入がなく、資産もない会社から徴収しようとした結果、清算人個人の財産から徴収するに至ったという事案である。滞納処分の執行停止をして、債権を消滅させるべきであるにもかかわらず、催告を繰り返したために、債務者ではない清算人の個人の財産から納付がなされるという適法ではない結果が生じたのである。

この徴収については、今後は、清算人から分納させず、従前の分納については、清算人と協議すべきである。

3 財産の差押え・換価を行っていない事案が散見されたこと

債務者が毎月一定額の納付を行っていることを理由に、債務者の財産（特に不動

産)に対する差押え・換価(公売等)を行っていない事案が散見された。また、債務者の不動産を差し押さええていても、公売等による換価を行っていない事案も数件存在した。

行政代執行費用は、国税滞納処分の例によって徴収することができる」と規定されているところ(行政代執行法6条)、国税徴収法47条では督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬと規定されている(ただし、同48条において超過差押及び無剰余の場合の差押えが禁止されている。)。例えば、不動産の場合は差押えを行った後に公売により売却し、その代金を納付命令した額に充当することになる。

したがって、債務者に対して任意の弁済を促すこと自体に法的な問題はないが、債務者が差押え・換価が可能な財産(給与債権を含む。)を有している場合は、任意に一定額の継続的な弁済に応じており、強制徴収を行った場合と比較して多額の納付が見込まれる場合等を除き、換価の猶予(国税徴収法151条1項)を行うことなく、直ちに財産の差押え・換価を行わなければならない。これら必要な措置を行うべき案件を放置しておくことは、県民負担の公平性及び県政に対する信頼性の確保の観点から適切なものではなく、滞納に対する牽制効果も期待できなくなるおそれがある。また、いたずらに時が経過するうちに、債務者の処分行為等によって差押え・換価可能な財産が散逸してしまうおそれも十分に考えられる。

仮に手続費用等の問題で債務者の財産の差押え・換価を見送るような場合であっても、例えば不動産の先順位抵当権者の有無、抵当権の被担保債権額、公売を行った場合の処分見込金額等を検討し、無剰余であると合理的に判断される場合でなければならず、その場合でも、不動産市況などの状況の変化に応じて財産の差押え・換価を再検討すべきであるとする。

確かに、本債権は額が大きいことから、滞納処分により完納となる可能性は低い。任意の弁済をしている債務者につき、滞納処分を行った場合に、債務者との関係が悪化したり、居住不動産や事業資産を滞納処分したことで債務者の可処分所得が低下することもあり得る。その結果として、長期的な視点から考えたとき、滞納処分による収入以上に、本来得られていた任意の納付額が減少し、総徴収額が低くなることも考えられることから、債務者に対して任意の弁済を促すこと自体に法的な問

題はないが、それによって法が求めている手続を履践しなくてよいということにはならず、総徴収額を最大化するためには財産の換価が適切か、それとも任意の弁済を継続することが適切か、といった検討をし、書面上に残す必要がある。

第6 意見

1 納付命令の一部を取り消していること

上述のとおり、納付命令（廃掃法19条の8第5項、行政代執行法5条）を行うにはその前提として措置命令（廃掃法19条の5）を行う必要があるところ、措置命令の内容に含まれていない部分に係る納付命令を発出しており、納付命令を発出する手続要件を一部欠いていたことから、当該納付命令の一部（措置命令に含まれていない部分に係る費用分）を取り消した事案があった（第5 第1項の表の事案9）。

複数の者が、複数の種類の廃棄物の不法投棄を行った場合、各債務者に不法投棄の種類ないし範囲を特定して措置命令を出すこととなるが、その後の納付命令も当該措置命令に対応することとなるため、納付命令と措置命令が適切に対応していることを確認し、措置命令に依拠しない納付命令を発出しないように留意する必要がある。

2 債務者ではない者に対する財産調査を行ったこと

法人の債務につきその代表者個人について財産調査が行われていた事案があった。滞納処分を行うためとの理由で代表者個人の資産に対して文書照会等を行うことは、滞納処分の対象者でない（債務者でない）者に対する理由なき照会であり、千葉県個人情報保護条例8条1項に違反した不適切なものである。

3 財産調査について

上述のとおり、本債権については不法投棄等の事案ごとに簿冊を作成し、債務者ごとの滞納整理票及び滞納整理記録を見出しに綴り、その下に関連書類を概ね時系列で綴っているが、財産調査に関する資料として、財産調査の結果及び疎明資料を揃え、これを債務者ごとの債権管理簿に整理して綴ることが適切であると考えらる。

4 分納を容認する場合でも、分納額を適切に設定し、適宜増額すべきこと

債務者が毎年何度も海外渡航をしており相応の資産を有する蓋然性が認められるにもかかわらず、納付額の増額を要請していない事案があった（第5 第1項の表の事案9）。

債務者に見るべき資産がないか資産を発見することができず、やむなく毎月の低額の納付に応じている事案であっても、債務者の収支の状況、生活状況、扶養家族の状況、資産状況（動産等も含む）、勤め先及び職務内容等を確認し、関係資料を収集・分析するとともに、適宜納付額の増額を検討し、分納額が債務者の支払能力に見合うものにする必要がある。

特に、本債権は分納額が多額であり完納までに長期間を要するのであるから、源泉徴収票や預金通帳といった客観的資料による裏付けを求める必要があるほか、全ての分納者から債務承認書としての納付誓約書を徴取して時効を中断させ、分納が途切れた場合には速やかに履行を求めるなど進行管理を徹底する必要があると考える。

債務者の言い分を漫然と聞き入れ、安易に低額の分割納付を容認することは適切ではない。

本債権について、最近分納を開始した事案については、上記のように客観的資料で裏付けをしていることを確認したが、従来からの分納案件については、特段の裏付けがないものもあることから、現在の状況につき、客観的資料をもとに分納額が適正かどうかを改めて精査する必要がある。